

平成28年第398回定例会

矢吹町議会会議録

平成28年9月9日 開会

平成28年9月20日 閉会

矢吹町議会

平成28年第398回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月9日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	5
組合議会報告	7
会期外付託案件調査報告	8
議員派遣報告	11
町政報告	11
議案の上程、説明(議案第50号～議案第56号、認定第1号～認定第8号)	14
散会の宣告	19

第 2 号 (9月12日)

議事日程	21
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	21
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	21
職務のため出席した者の職氏名	22
開議の宣告	23
一般質問	23
鈴木一夫君	23
薄葉好弘君	33
藤井精七君	44
三村正一君	49

富永創造君	59
会議時間の延長	67
一般質問(続き)	67
安井敬博君	67
散会の宣告	77

第3号 (9月13日)

議事日程	79
本日の会議に付した事件	79
出席議員	79
欠席議員	79
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	79
職務のため出席した者の職氏名	80
開議の宣告	81
一般質問	81
加藤宏樹君	81
青山英樹君	91
総括質疑	105
議案・請願・陳情の付託	107
散会の宣告	107

第4号 (9月20日)

議事日程	109
本日の会議に付した事件	109
出席議員	109
欠席議員	110
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	110
職務のため出席した者の職氏名	110
開議の宣告	111
議事日程の報告	111
議案第50号、陳情第13号の委員長報告、質疑、討論、採決	111
請願第8号、第9号、陳情第14号、第15号の委員長報告、質疑、討論、採決	112
議案第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	114
議案第51号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の委員長報	

告、質疑、討論、採決	1 2 0
日程の追加	1 2 8
同意第 3 号の上程、説明、採決	1 2 9
発議第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 0
発議第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
閉会中の継続調査の申し出について	1 3 3
議員の派遣について	1 3 3
閉会の宣告	1 3 4
署名議員	1 3 5

平成 2 8 年 9 月 9 日（金曜日）

（第 1 号）

平成28年第398回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成28年9月9日(金曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

日程第4 町政報告

日程第5 議案の上程

議案第50号・第51号・第52号・第53号・第54号・第55号・第56号

認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代	松君	10番	角田	秀明	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	鈴木	隆司	君	14番	熊田	宏	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 長野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君

教育長 栗林正樹君 代表監査委員 佐藤昇一君

企画総務課長 阿部正人君 まちづくり
推進課長 氏家康孝君

税務課長	三瓶 貴雄 君	会計管理者兼 総合窓口課長	小針 良光 君
保健福祉課長	泉川 稔 君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間 一幸 君
都市整備課長	福田 和也 君	教育次長兼 教育振興課長 兼中央公民館 長	佐藤 豊 君
子育て支援 課長	山野辺 幸徳 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅原 喜美	主任主査兼 次長	角田 哲也
--------	-------	-------------	-------

◎開会の宣告

○議長（熊田 宏君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第398回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（熊田 宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 青山英樹君

8番 大木義正君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（熊田 宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 皆さん、おはようございます。

第398回矢吹町議会定例会が、本日9月9日に招集になりましたので、それに先立ちまして9月7日午前10時半から議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画総務課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等について事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、会期を本日9月9日から9月20日までの12日間とすることに協議が成立をいたしました。

町長提出の議案等は15件であります。条例の一部改正による議案1件及び9月2日までに受理しました請願2件、陳情3件については、その所管する常任委員会に付託して審議をすることにいたします。

また、6件の補正予算案及び平成27年度各会計の決算認定8件については、一般会計と特別会計に分けて、第1予算決算特別委員会及び第2予算決算特別委員会を設置構成して、審議をすることにいたします。

なお、各委員会への付託案件は、議案付託表のとおりであります。

また、会議日程、議事日程につきましては、皆さんのお手元に配付してあるとおりですが、第1日目、本日の会議では、監査委員、組合議会、委員会等の諸報告及び町政報告を行い、続いて、日程第5で、議案第50号から56号まで、認定第1号から第8号までを一括上程し、町長からの提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

第2日目の10日、第3日目の11日は、土曜、日曜日のため休会といたします。

第4日目の12日月曜日は、午前10時から通告のあった議員から順次一般質問を行います。

第5日目の13日火曜日は、午前10時から前日に引き続き一般質問を行い、終了後、総括質疑をして、議案、請願、陳情の付託を行いまして、午後1時から常任委員会を開催いたします。

第6日目の14日水曜日は、午前10時から予算決算特別委員会を開催いたします。

第7日目の15日木曜日は、水曜日に引き続きまして午前10時から予算決算特別委員会を開催いたします。

第8日目の16日金曜日は、報告書作成のため休会といたします。

第9日目の17日、第10日目の18日、第11日目の19日は、土曜日、日曜日、祝日のため休会といたします。

第12日目の20日火曜日は、午後1時から各委員会に付託した議案、請願、陳情の審査結果を各委員長から報告を受け、審議採決を行い、本定例会は終了となりますが、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員の委員会よりの報告といたします。

なお、今定例会は恒例により最終日、本会議終了後午後6時から「いやさか」におきまして、町執行部との懇親会を開催いたしますので、皆様のご参加をお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（熊田 宏君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は、本日9月9日から9月20日までの12日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月9日から9月20日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等についてご説明いたします。

本定例会の議案書、議案説明資料、決算書、事務報告書、一般会計・特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査意見書、矢吹町・泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算意見書、財政的援助団体等監査結果報告書、例月出納検査結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会における議案書の写し、請願、陳情文書表、会期外付託案件報告書並びに議案等説明のために出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

さきの6月定例会において議決されました発議第8号 被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支援を要請する意見書、発議第9号 国の責任による35人以下学級の前進を求める意見書及び発議第10号 特別支援学校の設置基準策定を求める意見書につきましては、6月20日付で各関係機関に送付させていただきました。

◎監査報告

○議長（熊田 宏君） これより、例月出納検査結果及び財政的支援団体等の監査結果並びに平成27年度一般会計、特別会計の決算審査及び財政健全化審査の意見、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査の意見について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果及び財政的援助団体等の監査結果並びに平成27年度決算審査と、その決算審査にあわせて実施しました財政健全化の審査結果報告の3件であります。

初めに、例月出納検査結果の報告をいたします。

平成27年度第14回5月分及び平成28年度第2回5月分の出納については6月24日に、平成28年度第3回6月分の出納は7月25日に、平成28年度第4回7月出納は8月25日に、それぞれ行いました。

また、水道事業会計につきましては、平成28年4月1日から6月30日までの第1四半期分を7月26日に行いました。出納検査に当たっては、会計管理者兼総合窓口課長及び都市整備課長から関係する必要な書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その結果、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正であると認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと思います。

次に、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査として「矢吹町町営駐車場」、「矢吹町コミュニティプラザ」、「矢吹町福祉会館」、「矢吹町体育施設、矢吹町勤労者体育館」、「大池公園・三十三観音史跡公園・赤沢中央公園」、「その他、各行政区が管理する公園」、「矢吹町保健福祉センター」、「矢吹町健康センター、矢吹町ふれあい農園」を受託する団体の管理運営及びその所管課による指導監督について、平成28年7月5日、6日実施しました。

今回の監査結果では、管理受託団体による受託業務について、その目的に沿っておおむね適正に行われているものと認めました。

なお、詳細については、報告書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成27年度矢吹町各種会計歳入歳出決算審査及び財政健全化審査の意見について申し上げます。

審査の対象ですが、1、一般会計、2、国民健康保険特別会計、3、公共下水道事業特別会計、4、土地造成事業特別会計、5、農業集落排水事業特別会計、6、介護保険特別会計、7、後期高齢者医療特別会計の7件であります。

審査は平成28年7月29日、8月1日、2日、3日、4日、5日の6日間で行いました。

その結果ですが、平成27年度矢吹町一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書14ページに記載のとおり、平成27年度の一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金の運用の決算状況は、その計数に誤りはなく、諸書類も整備され、各会計の管理は適正であります。

総体的には、引き続き東日本大震災からの復旧・復興に移行したまちづくりを実現するため、国の動向や厳しい財政状況を踏まえ、平成26年度政策大綱に基づき、第5次まちづくり総合計画と復興計画に位置づけられた事務事業に積極的に取り組まれ、東日本大震災からの復興と原子力災害に伴う放射線対策事業を最優先に展開し、町民の安全で安心した生活の回復はもとより、住民福祉サービスの向上と財政の健全化を両立しながら着実に執行され、各会計とも黒字をもって決算されたことは評価します。

しかしながら、歳入においては、東日本大震災の影響も大きな要因ではありますが、唯一の自主財源である町税が前年比0.4%減少しているものの、依存財源の中心となる地方交付税については3.3%の増額を示しており、一般財源全体でも前年比2.6%の減額となっており、今後とも累積する町税等の収入未済額の解消など、自主財源の確保を中心とした健全な財政運営を望みます。

また、自治体財政の健全化を目的に創設された健全化判断比率ではありますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率は算定されないものの、実質公債費比率が13.2%となっており、前年に比べ、わずかに減少傾向にあることは、財政運営の弾力性という観点から好ましい状況にあると評価しますが、依然として高い数値を示しているため、今後も適切な財政運営を期待いたします。

さらに、将来負担比率が117.8%となっており、前年と比べて19.4%減少し、引き続き再生計画による基準数値からも下回り、財政の健全化計画の策定を要しないものと認めるが、引き続き財政運営の健全性や硬直化につながる判断比率の低下に向けた方策に努めていただきたい。

なお、公共下水道事業、土地造成事業、農業集落排水事業特別会計においては、いずれも資金不足がなく、経営はいずれも良好な状態にあると認めるが、今後も依存財源に頼ることのない自主財源の確保に努め、安定した経営を望むものであります。

なお、詳細につきましては、一般会計決算審査意見書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成27年度矢吹町水道事業会計決算審査及び経営健全化審査について申し上げます。

平成28年7月26日に審査を行いました。

審査の結果ですが、意見書1ページに記載のとおり、提出された決算書及び決算附属書類を審査したところ、決算は法令に準じて作成され、財政状況及び経営成績表も明確に示されており、新会計制度に基づいた会計処理、計数にも違算はなく、決算は適正であると認めました。なお、提出された資金不足額の算定調書については、公正な判断のもと法令の規定に基づき、適正に作成されたものと認めました。

続いて、意見書4ページに記載しましたが、平成27年度決算では、東日本大震災からの復旧も完了しましたが、住宅等の改修等に伴う節水型設備の普及によって、震災前に比べ給水量は期待できない状況にあり、こう

した給水収益の伸び悩みと他会計繰入金など営業外収益も減額となり、一方で電気料金等の値上げや老朽化する配水設備の修繕など営業費用の増額から、純損失となっております。

なお、当年度純損失については、前年度から繰り越された利益剰余金により全額補填し、残りの未処理剰余金についても全額翌年度に繰り越す予定であるが、これまでも相当な剰余金を取り崩しており、今後の経営に当たっては、給水収益の向上策を重点に考慮し、企業としての経営的観点を念頭においた安定した経営を望みます。

本年度の有収率は昨年をわずかに上回っており、濁り水も少ない安定した供給状況にありました。

水道料金の未収金については、使用者としての負担の公平性や公営企業としての健全な財政運営から、引き続きその解消に努めていただきたい。

経理面では、より一層の企業会計システムの適正な運用が望まれるとともに、新会計制度の移行に伴う会計処理については、その効率化と業務負担軽減を検討され、円滑な移行処理の充実をお願いいたします。

あわせて、審査に付されたキャッシュ・フロー計算書や水道事業会計の資金不足比率を示す、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、実質的な資金不足はなく、おおむね良好な経営状態にあると認めました。

しかしながら、現行の給水収益は、人口の減少や節水意識の向上などによって水の需要が減少傾向にあり、当面は増加が見込めず、一方で施設設備等の老朽化による多くの投資的経費が見込まれることから、今後の事業運営に当たっては、諸経費の節減や事業の効率化、合理化をなお一層推進され、健全な経営と安全かつ良質な水の安定供給に努めていただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、水道事業会計決算審査意見書をごらんいただきたいと思います。

また、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算についても配付意見書のとおりであります。

以上で、例月出納検査結果及び財政的援助団体等の監査結果並びに平成27年度各種会計決算審査及び財政健全化等の審査意見の報告を終わります。

○議長（熊田 宏君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（熊田 宏君） 次に、私から平成28年8月10日に開催されました……。

○11番（吉田 伸君） 議長、総括質疑。

○議長（熊田 宏君） 総括のほうにつきましては質疑等はございませんので、休議をして質問をするという形でもいいですか。

では、暫時休議します。

(午前10時20分)

○議長（熊田 宏君） では、再開します。

(午前10時23分)

○議長（熊田 宏君） 次に、私から平成28年8月10日に開催されました平成28年第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会について、報告をさせていただきます。

定例会での提出議案についてであります。本定例会に提案されました議案は4件、報告が1件であります。

最初に、議案第13号 白河地方広域市町村圏整備組合滞納整理事案の移管等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方税法の一部改正に伴い、徴収猶予及び換価の猶予に関する手続等を定めるため、所要の改正をするものであり、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 動産の取得についてであります。本案は、棚倉消防署に配備いたします特殊救急自動車1台の購入について、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号も動産の取得についてであります。本案は、鮫川分署に配備いたします特殊消防ポンプ自動車1台の購入について、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 決算の認定についてであります。本案は、平成27年度白河地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計決算について、地方公営企業法の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付されたものであります。

平成27年度水道用水供給事業会計の損益計算書によれば、収益的収入総額11億3,787万7,328円に対し、収益的支出総額が10億531万4,174円で、差し引き1億3,256万3,154円の純利益による決算となりました。

なお、当年度純利益額に、その他未処理分利益剰余金変動額1億1,568万6,871円を加算した当年度未処分利益剰余金2億4,825万25円のうち、1億1,568万6,871円を資本金への組み入れとし、残りの1億3,256万3,154円は、減債積立金に積み立てるものであります。原案のとおり認定されました。

なお、詳細については、お手元に配付させていただきました資料をごらんください。

最後に、報告第1号 平成27年度白河地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計資金不足比率についてであります。本件は、平成27年度の資金不足の比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけ、その報告があったものであります。

なお、詳細については、お手元に配付させていただきました資料をごらんいただきたいと思っております。

以上で、組合議員からの報告を終わります。

◎会期外付託案件調査報告

○議長（熊田 宏君） これより、会期外に行われました委員会の調査報告を委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

[6番 鈴木一夫君登壇]

○6番（鈴木一夫君） 閉会中の所管事務調査結果報告書。

第396回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議会運営委員会所管事務調査結果報告書。

1番から5番までについては記載のとおりでございますので、ご一覧をお願いいたします。

6、調査結果。

山形県庄内町議会での議会活性化への取り組み（一般質問における一問一答の取り組み）について調査を行いました。

初めに、山形県庄内町は山形県の北西部にあり、米どころ庄内平野の南東部から中央にかけて位置をしております。霊峰月山の頂を有し、月山を源とする清流立谷沢川と日本三大急流の一つ最上川に沿う、南北に長い地形です。最上川を挟んで北・北西に酒田市、東に戸沢村、南東に大蔵村、南西に鶴岡市、三川町とそれぞれ接し、地形的にもまた道路・鉄路においても庄内地方と内陸地方を結ぶ分岐点であり、庄内地方への玄関口となっております。

さて、平成17年7月1日に余目町と立川町が合併し、庄内町が誕生いたしました。町の人口は2万2,075人、世帯数は7,049世帯、町の総面積は249.26平方キロメートルとなっております。

今回、視察をいたしました庄内町議会は、合併前の余目町の議会の進め方を基本的に先進的取り組みをしている議会であります。

まず、富樫議長からご挨拶をいただきまして、佐藤事務局長から庄内町議会の概要について説明がありました。その後、古宮議会運営委員長の進行により懇談を進めてまいりました。

先進的な取り組みとして「議会定例会のご案内」がありました。議会開催の1週間前に議案、一般質問の要旨について、ホームページ及び回覧により町民の皆さんに周知を図っている内容であります。

また、定例会終了後には議会運営委員会を開催し、会議日程、発言内容、議事進行等について「定例会の検証」を作成し、全員協議会において項目ごとに名指しで協議をし、議会議員個々のスキルアップに努めているものであります。

一般質問の一問一答方式については、合併前の余目町議会において平成11年度より導入しており、質問項目を絞ることにより掘り下げた議論となっているとのことでした。

なお、再質問以降は質問者により直接主管課長への質問をする方法がほとんどであり、まれに町長が答弁したい場合は、議長の許可を得てようやく発言をする機会を得ているとのことでした。

また、タブレット端末等の議場への持ち込みについては、議案書等が依然として紙媒体のため導入していないという状況でした。

そのほかにも、議会基本条例の制定、議会議員政治倫理条例の制定、常任委員会を年間30回実施するなどの委員会機能強化、自由討議と反問権の付与等、議会活性化への取り組みが多く見られております。

庄内町議会への訪問は、議会の活性化に先進的に取り組んでいる事例を調査することができ、大変有意義なものであります。今後は、一般質問の一問一答方式への移行について、今回の研修で学んだことを生かし、早期に実現できるよう議論してまいります。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（熊田 宏君） 続いて、議会広報編集委員会委員長、9番、栗崎千代松君。

〔9番 栗崎千代松君登壇〕

○9番（栗崎千代松君） 議場の皆さん、こんにちは。

閉会中の所管事務調査報告について。

第396回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了しましたので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議会広報編集委員会所管事務調査結果報告書。

1番から5番までは記載のとおりですので、ごらんいただきたいと思います。

6、調査結果。

山形県川西町議会の議会広報の編集について調査を行いました。

初めに、山形県川西町は、山形県の南部、置賜盆地のほぼ真ん中に位置し、上杉の城下町米沢市に隣接しています。広々と水田が広がる平野部からなだらかな丘陵地帯へと連なり吾妻、飯豊、蔵王、朝日の山々を遠望する恵まれた自然と豊かな緑に包まれた町です。町の人口は1万5,933人、世帯数は5,162世帯、町の総面積は166.46平方キロメートルとなっております。

また、町の最大の観光地であるダリア園があり、4ヘクタールの敷地に650種、約10万本のダリアが8月ころには開花するとのことでありました。

さらに、直木賞作家の井上ひさし氏の出身の町で、井上氏から寄贈を受けた蔵書、約22万冊をもとに川西町フレンドリープラザを開設しております。

今回、視察をした川西町議会の議会広報については、町村議会広報全国コンクールで何度も入賞し、平成26年度、平成27年度と2年連続の最優秀賞を受賞し、全国1位の議会広報を編集している議会であります。

まず、川西町議会を訪問し、広報広聴常任委員会の佐々木委員長から議会だよりの概要について説明がありました。年間の発行回数については4回で、発行部数は5,100部と当議会と同じでありました。

また、広報モニター、広報アドバイザーを設置し、町民目線による議会だよりの発行を心がけているとの説明がありました。広報モニターについては、8名の方に2年間の任期をお願いをし、毎回順番で1人の方に原稿を依頼して、議会に対する意見「広報モニターからひとこと」と題し、広報に掲載しているとのことでありました。広報アドバイザーについては、議会と町民が一体となった議会だよりづくりを目指していくために、写真部においては写真の愛好者を、文章部門においては教員経験者の方をアドバイザーとしてお願いしているとの説明でありました。なお、両アドバイザーについては無償でお願いをしており、2年間の任期が終了した際には、ささやかな記念品を贈呈しているとのことでありました。

また、矢吹町議会においては、議会終了から議会広報発行まで40日程度を要するのに対し、川西町は議会終了から25日程度で編集作業を終了し、翌月の15日に発行し、議会情報を住民にいち早く伝えるとのことでありました。

川西町議会では、町村議会広報の全国コンクールの審査基準にあわせ、「議会だより編集に関する覚え」を作成し、発行の目的、編集の基本、編集の日程、編集の方針、議会広報モニター及びアドバイザー等について詳細に決まりをつくり、運用しているとのことでありました。

最後に、広報広聴常任委員会の橋本副委員長から矢吹町の議会だよりに対しご意見をいただきました。

写真と文書のレイアウトや見出しの表現の仕方、さらには文章の表現については、共同通信社で発行してい

る「記者ハンドブック」を参考として正しい用字、用語を使い、わかりやすい文章としてはどうかなど、大変貴重な意見をいただきました。

調査を通して、川西町議会は議会広報編集において町民にわかりやすく、見やすい広報にするため、記事の編集や掲載方法、写真の選び方にまでこだわり編集作業を行っていることを学びました。

また、毎年、全国のココンクールで入賞や最優秀賞などを受賞しているということですが、日々、よりよい広報を作成するための努力をしているということを痛感いたしました。さらに、当町の議会広報編集に対する厳しい意見でもあり、かつ的確なご意見をいただき大変参考となりました。

議会広報の編集に対し、先進的に取り組んでいる事例を調査することができ、大変有意義なものでありました。今回の研修で学んだことを生かし、町民にわかりやすく、見やすい議会広報づくりに努めてまいります。

以上のとおり報告いたします。

◎議員派遣報告

○議長（熊田 宏君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員派遣について報告させていただきます。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○議長（熊田 宏君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

第398回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、熊田議長を初め、議員の皆様には感謝を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第398回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますのでご了承ください。

1ページをごらんください。

初めに、復興関連事業についてであります。

第一区自治会館整備事業についてであります。震災により甚大な被害を受けた第一区自治会館の建てかえによる建築工事が7月25日に完成し、一区総区長を初め、一区行政区長などの出席のもと、8月3日に落成式を挙行いたしました。

新しい第一区自治会館は、備蓄倉庫も設置されており、地域防災施設としての役割を果たすとともに、町内で初めて福祉避難所機能を持った施設として、災害時に特別な配慮が必要な人を受け入れることができるようバリアフリー化した建物構造、停電時に使用可能な太陽光発電、多目的トイレなどを備えております。

今後、この新しい第一区自治会館をさまざまな活動に利活用していただき、地域住民のコミュニティの充実

が図られるものと期待しております。

次に、大正ロマンの館についてであります。当該施設につきましては、中心市街地におけるにぎわいづくりの拠点として、また、東日本大震災からの復興のかなめとして利活用を行うため、平成27年度に基礎部分及び躯体応急耐震工事第1期改修工事に着手いたしました。

平成28年度は6月より床組み及び外壁に関する第2期改修工事を行い、8月より内壁や増築等の第3期改修工事に着手し、10月末に全期改修工事が完了する予定であります。

改修工事完了後は、指定管理者によりカフェレストラン、町内特産物の展示販売を初めとしたさまざまな事業に取り組み、施設の有効活用を行いながら中心市街地の活性化を図ってまいります。

次に、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業についてであります。東邦銀行矢吹支店跡地ポケットパーク整備事業につきましては、用地の買収について地権者の同意が得られたため、土地売買契約を締結し、名義変更の手続を行っているところであります。

現在、実施設計の年度内完了に向け、業務を進めているところであります。

なお、設計内容につきましては、「街なか賑わいの拠点」として住民に広く認知され、さまざまなイベントに活用していただけるよう住民説明会等を実施し、多くの皆さんの意見を参考に計画づくりを進めてまいります。

同じく、複合施設整備事業につきましては、建設予定地であるJA東西しらかわ矢吹支店跡地の土地の取得について、既に関係地権者の合意を得ており、国の変更認可の承認が得られ次第、速やかに用地買収の契約を締結する予定であります。

現在、計画づくりの基本となる基本構想を策定しており、今後、基本計画の策定に向けて関係団体との協議等を行い、年内に基本設計を決定する予定であります。

また、今後、複合施設整備検討委員会を設立し、各種団体及び住民の皆様の意見、要望、さらには専門家のアドバイス等を踏まえながら設計業務を進めてまいりたいと考えております。

3ページをごらんください。

次に、消防団活動についてであります。第40回福島県消防操法大会白河支部大会が7月31日に白河市の東風の台運動公園を会場にポンプ車の部、小型ポンプの部が開催されました。矢吹町からは、ポンプ車の部に第1分団第6部（6区）、小型ポンプの部に第3分団第9部（明新）が出場し、消防団員、家族等の声援のもと、素晴らしい操法技術を披露しました。

結果は、ポンプ車の部第3位、小型ポンプの部第2位とすばらしい成績を残しました。県大会出場はなりませんが、6月中旬から1カ月半に及ぶ夜間練習に励み、出場した消防団員の検討をたたえとともに、ご協力いただきましたご家族、関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

なお、今後も団員の消防技術向上を図るべく、各種講習や訓練のさらなる充実を図ってまいります。

次に、夏の町内イベントについてであります。第25回真夏の夜の鼓動につきましては、町の夏の風物詩としてことしも天候に恵まれ、多くの方にご来場いただき、大池公園の水上ステージを舞台に開催いたしました。

第1部として、ご当地アイドルのステージや空手の演武、よさこい踊り、フラダンスが披露され、また、第2部の太鼓フェスティバルとして、町内外10団体による勇壮な太鼓の演奏が繰り広げられました。町民の皆さ

ん手づくりの灯籠が大池の水面を美しく照らし、花火の競演とともに幻想的な祭りとなりました。

ご協力いただきました多くの皆様に心より感謝申し上げます。

第33回中畑清旗争奪ソフトボール大会につきましては、今年度は名誉大会長並びに名誉町民である中畑清氏に5年ぶりに来町していただくことができました。

参加チームは、県内のスポーツ少年団96チーム及び中学女子10チームの合計106チームで、矢吹球場をメイン会場に8月6日、7日に開催し、大いに盛り上がりました。

また、開会式終了後、役場庁舎前にて、議会議員の皆様を初め元DeNAベイスターズ中畑清監督後援会関係者が出席し、名誉町民中畑清氏記念碑除幕式をとり行いました。

ソフトボール大会では、町内4つのスポーツ少年団が、それぞれ健闘し、初日で中畑スポーツ少年団が敗退したものの、矢吹スポーツ少年団、善郷ソフトボールスポーツ少年団、三神スポーツ少年団は大会2日目に勝ち進み、善郷ソフトボールスポーツ少年団が2年連続で、あゆりブロック優勝、三神スポーツ少年団がベスト8となりました。

また、矢吹中学校女子チームは絶好調ブロック第3位と健闘いたしました。

日ごろ、スポーツ少年団にご支援いただいている指導者の皆様、さらに中学校部活動指導者の先生方に感謝申し上げますとともに、ご協力いただきました審判団、ボランティアの皆様、多くの協力団体の皆様に心から感謝申し上げます。

次に、第9回矢吹町少年の主張大会についてであります。8月20日第1次の作文審査を通過した10名の中学生たちによる少年の主張大会が文化センター小ホールで開催されました。会場には約100名の観客が集まり、家庭や学校生活のほか、日ごろ心に思い描いていることを自分の言葉で表現した中学生たちの発表を真剣に聞き入っておりました。

なお、審査の結果、最優秀賞1名、優秀賞2名を決定し、3名を福島県少年の主張大会へ推薦いたしました。

ここまで、町政報告から6点を抜粋し、報告申し上げます。

矢吹町の力強い復興、そして地方創生に向け、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

次からの15項目については、項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました、第398回矢吹町議会定例会町政報告により、報告とさせていただきます。

災害公営住宅について。

屋内外運動場、未来るやぶきについて。

ホールボディカウンターによる内部被曝検査について。

経済センサス活動調査の実施について。

新・矢吹方式による交通安全活動について。

矢吹町区長会事業について。

行政区活動支援事業について。

第33回矢吹町統計グラフコンクールについて。

ふくしまデスティネーションキャンペーン・アフターDCについて。

町道整備事業について。
学力向上対策事業について。
特色ある教育子ども教育推進事業について。
矢吹小学校大規模改修事業について。
あさひ保育園遊戯室新築工事について。
矢吹町・三鷹市子ども交流会について。
以上であります。

○議長（熊田 宏君） 以上で、町政報告は終了いたします。

◎議案の上程、説明（議案第50号～議案第56号、認定第1号～認定第8号）

○議長（熊田 宏君） 日程第5、これより議案の上程を行います。

議案第50号、第51号、第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、続きまして認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号を一括して議題といたします。

議会事務局長に議案を朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了承願います。

議会事務局長、梅原喜美君。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

議案第50号 矢吹町税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は本町において、これまで災害を原因とする固定資産税の減免対象者につきましては、町の全部または一部にわたる災害または天候不順により、著しく価値を減じた固定資産を有する者としておりましたが、今回、より限定的な範囲で発生した災害等によって価値を減じた場合においても、固定資産税の減免対象とするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第51号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億2,482万円を追加し、総額を72億2,440万8,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、町税1,200万円、地方消費税交付金3,400万円、国庫支出金1,933万5,000円、県支出金2,449万4,000円、繰入金1億488万7,000円、繰越金1億630万円をそれぞれ増額し、地方交付税6,607万1,000円、町債1,920万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が総合事務組合退職手当負担金等により5,790万2,000円の増額、農林水産業費が東日本大震災農業生産対策事業等により2,818万6,000円の増額、土木費が矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業等により1億1,047万6,000円の増額、災害復旧費が銅矢場池災害復旧工事等により1,550万円を増額するも

のであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、都市再生整備計画事業債を2,810万円、公共施設等除却事業債を190万円それぞれ増額し、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業債を70万円、臨時財政対策債を4,850万4,000円それぞれ減額するものであります。

次に、議案第52号 平成28年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ53万円を追加し、総額を22億9,511万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金961万6,000円、繰越金1億4,872万円をそれぞれ増額し、繰入金1億5,780万6,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費53万円を増額するものであります。

次に、議案第53号 平成28年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ585万1,000円を追加し、総額を6億260万円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金592万円を増額し、繰越金6万9,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、事業費585万1,000円を増額するものであります。

次に、議案第54号 平成28年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ200万円を追加し、総額を2億5,472万6,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、町債200万円を増額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費200万円を増額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、下水道事業資本費平準化債を200万円増額するものであります。

次に、議案第55号 平成28年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,854万8,000円を追加し、総額を13億6,897万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金6万6,000円、繰越金2,848万2,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費6万6,000円、基金積立金1,232万9,000円、諸支出費1,615万3,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第56号 平成28年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、収益的収入につきましては、既定の額に504万3,000円を追加し、収入予算総額4億1,516万1,000円とし、収益的支出につきましては、既定の額に523万6,000円を追加し、支出予算総額4億5,884万円とするものであります。

収入の内容につきましては、営業収益等504万3,000円を増額し、支出の内容につきましては、営業費用523万6,000円を増額するものであります。

また、資本的支出につきましては、既定の額に310万円を増額し、支出予算総額2億1,127万9,000円とするものであります。

支出の内容につきましては、建設改良費310万円を増額するものであります。

次に、認定第1号 平成27年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。平成27年度矢吹町一般会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

我が国の経済は、三本の矢から成る経済政策の一体的推進により、企業活動や雇用を含む幅広い分野で、お

よそ四半世紀ぶりとなる良好な経済状況が見られるようになるなど、経済の好循環は着実に回り始めております。今後、好循環のメカニズムが強化され景気が穏やかに回復していくとともに、マクロ経済環境の好転と、成長戦略と着実な実行が好循環をなして、持続的な成長へつながることが期待されております。

さらに、大震災からの復興を加速させるとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、政府は、経済財政運営と改革の基本方針、日本再興戦略、規制改革実施計画及びまち・ひと・しごと創生基本方針を着実に実行するとともに、好調な企業収益を投資の増加や賃上げ・雇用環境のさらなる改善等につなげ、地域や中小・小規模事業者も含めた経済の好循環のさらなる拡大を実現するとしております。

こうした状況の中、平成27年度は矢吹町復興計画の復興期2年目として、復興を形にする年となるよう、東日本大震災からの復旧・復興を最優先に取り組むとともに、第5次矢吹町まちづくり総合計画の最終年度として、事務事業の確実な推進を図り、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指し、各種事業に取り組んでまいりました。

中でも、除染等原子力災害対策がおおむね完了したこと、また、中心市街地の復興として災害公営住宅や第一区自治会館の建設が順調に進むなど、発展に向けた基盤づくりが大きく前進いたしました。

一般会計の決算状況は、歳入面におきましては、町税が法人割の税率引き下げ等により0.4%の減、地方消費税交付金が消費税増税により66.9%の増、地方交付税が普通交付税等の増により3.3%の増、国庫支出金が東日本大震災復興交付金、子ども元気復活交付金等の減により53.0%の減、県支出金が再生可能エネルギー導入推進市町村支援事業補助金、除染対策交付金、ふくしま森林再生事業補助金等の増により15.8%の増、繰入金金が財政調整基金繰入金等の減により13.5%の減、繰越金が繰越事業費等充当財源繰越額の減により41.8%の減、町債が地方道路等整備事業債、学校教育施設等整備事業債、公営住宅建設事業債、防災基盤整備事業債等の増により60.2%の増となりました。

歳出面におきましては、総務費が復興交付金基金積立金等の減により33.1%の減、民生費が屋内外運動場整備事業等の減により29.9%の減、労働費が雇用促進住宅宿舍取得事業等の減により88.0%の減、商工費が工業団地等除染対策事業等の増により77.8%の増、消費費が防災行政無線システム整備事業等の増により22.6%の増、教育費が矢吹小学校大規模改修事業等の増により29.9%の増となりました。

なお、平成27年度の一般会計総額の決算収支は、歳入102億4,359万3,000円、歳出97億8,830万8,000円、差し引き4億5,528万5,000円の黒字決算となりました。

今後の町政運営に当たりましては、国の動向や厳しい社会情勢等を踏まえ、第6次矢吹町まちづくり総合計画と矢吹町復興計画の着実な実現と、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指した取り組みを進め、住民福祉サービスの向上と財政健全化の両立に努めてまいります。

次に、認定第2号 平成27年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成27年度矢吹町国民健康保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

平成27年度における決算額は、前年対比で歳入9.5%、歳出13.1%の増となりました。また、国保被保険者の主な医療費については、前年対比で0.2%の減、高額療養費についても前年対比で0.1%の減となりました。

国保事業としては、予防医療としての人間ドック事業の定員をふやし充実を図ったほか、医療費通知、広報

紙・パンフレットによる啓発活動を実施いたしました。

また、矢吹町データヘルス計画を策定し、被保険者の健康課題を明確化し、効率的・効果的な保健事業の体系化を図り、ヘルスアップ事業を実施いたしました。

さらに、特定健診の未受診者対策として、受診勧奨はがきの送付及び全戸訪問や、特定健診結果説明会の開催、特定保健指導該当者の家庭訪問を実施し、受診率の向上及び被保険者の健康増進に取り組みました。

なお、平成27年度の決算収支は、歳入25億7,725万8,000円、歳出24億2,853万7,000円、差し引き1億4,872万1,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第3号 平成27年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成27年度矢吹町公共下水道事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

居住環境の向上と自然環境の保全に努め、公共用水域の水質改善を図るため、下水道汚水管渠の整備を図りました。

平成27年度は、国庫補助事業である汚水処理交付金により、大久保地内において管路延長432.8メートル、曙町地内において管路延長65.0メートルを新たに整備し、1.36ヘクタールの公共下水道受益地の拡大を図りました。

平成27年度末現在、3,990世帯の水洗可能世帯のうち3,248世帯が排水設備工事を行い、前年より76戸の接続世帯が増加し、下水道区域内の水洗化率は0.4%伸びて81.4%となりました。

なお、平成27年度の決算収支は、歳入5億2,272万円、歳出5億2,041万5,000円、差し引き230万5,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第4号 平成27年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成27年度矢吹町土地造成事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

平成27年度は、一本木第2宅地分譲地内の定期的な見回り等の維持管理を行いました。

なお、平成27年度の決算収支は、歳入56万8,000円、歳出ゼロ円、差し引き56万8,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第5号 平成27年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成27年度矢吹町農業集落排水事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

農村生活環境の向上と自然環境の保全に努め、あわせて公共用水域の水質改善を図るため、5地域に整備した農業集落排水処理施設の経費の縮減を図りながら適正な維持管理を行い、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に努めてまいりました。

平成27年度末現在、大和久地区、本村地区、三城目地区、寺内地区、松倉地区の745世帯の水洗化可能世帯のうち576世帯が排水設備工事を行い、前年より11戸の接続世帯が増加し、農業集落排水整備区域内の水洗化率は1.5%伸びて77.3%となりました。

なお、平成27年度決算収支は、歳入1億9,263万1,000円、歳出1億9,263万円、差し引き1,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第6号 平成27年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成27年度矢吹町介護保険特別会計決算収支の総括的な説明をさせていただきます。

平成27年度は、第6期介護保険事業計画の初年度としての事業運営を行いました。保険料については、基準年額6万5,900円とし、収納率は98.8%となりました。

保険給付については、給付費総額が前年度より3.3%の伸びとなっており、主に老人福祉施設の利用者増に伴う施設サービス給付費の増加によるものであります。

また、平成27年度末の要介護認定者数については718人で、高齢者の約14.3%が認定を受けている状況であります。

なお、平成27年度の決算収支は、歳入13億2,490万円、歳出12億9,641万6,000円、差し引き2,848万4,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第7号 平成27年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成27年度矢吹町後期高齢者医療特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

高齢化の進展による医療費の増大に対応するため、平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートし、福島県内全ての市町村で構成する福島県後期高齢者医療広域連合が財政運営をしております。75歳以上の高齢者は、従来の医療保険制度から独立した後期高齢者医療制度に加入し、原則として保険料は県内で同じ保険料率が適用され、個人ごとに算定し、年金からの差し引きによる特別徴収となります。

医療費の負担割合は、国と地方自治体による公費負担が5割、現役世代の保険料が4割、高齢者の保険料が1割となっております。

なお、平成27年度の決算収支は、歳入1億5,467万9,000円、歳出1億5,422万5,000円、差し引き45万4,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第8号 平成27年度矢吹町水道事業会計決算認定についてであります。平成27年度矢吹町水道事業会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

本年度の給水戸数は5,420戸、給水人口は1万6,628人で区域内人口1万7,820人に対する普及率は93.3%となっております。

水道利用状況は、配水量は189万5,632立方メートル、有収水量は153万1,936立方メートルでありました。

収益的収支につきましては、震災に伴う住宅等の建てかえ及び改修により、営業収益中の給水収益が増加しました。また、災害公営住宅等の建築等により加入金の収入増加に伴い、その他営業収益が増加し、営業収益総額は増額しました。また、他会計負担金などの減少により、営業外収益は減少しました。

さらに、受水費については減額となるものの、水道施設情報データ整備調査業務委託費など営業費用が増加しました。

収入が4億1,376万7,000円に対し、支出が4億2,035万9,000円となり、収益的収支が659万2,000円の純損失となりました。

また、資本的収支につきましては、収入が4,373万9,000円に対し、支出が2億1,119万7,000円となり、不足額1億6,745万8,000円が生じましたが、これは当年度消費税調整額352万7,000円、過年度損益留保資金1億6,393万1,000円で補填いたしました。

なお、水道事業につきましては、配水管の修繕及び移設工事を実施するなど効率的な整備を行い、安全で安心な水道水の供給に努めてまいりました。

以上で、提案理由とさせていただきます。
よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（熊田 宏君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日の会議を閉じます。ご苦勞さまでした。

(午前11時15分)

平成28年9月12日（月曜日）

（第 2 号）

平成28年第398回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年9月12日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代松	君	10番	角田	秀明	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	鈴木	隆司	君	14番	熊田	宏	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎	吉郎	君	副町長	渡邊	正樹	君
教育長	栗林	正樹	君	企画総務課長	阿部	正人	君
まちづくり 推進課長	氏家	康孝	君	税務課長	三瓶	貴雄	君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針	良光	君	保健福祉課長	泉川	稔	君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間	一幸	君	都市整備課長	福田	和也	君
教育次長兼 教育振興課長 兼中央公民館 長	佐藤	豊	君	子育て支援 課長	山野辺	幸徳	君

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 梅原喜美

主任主査兼
次 長 角田哲也

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。ご参集いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（熊田 宏君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問等の時間、回数の制限について確認をさせていただきます。

時間の制限については、質問、答弁それぞれ30分以内とし、回数については1問につき3回以内であります。

質問、答弁の制限時間3分前には、それぞれ予鈴を1回鳴らし通告いたしますので、制限時間内での発言の取りまとめをお願いいたします。

また、30分には終了鈴を2回鳴らし、質問または答弁の途中であっても、質問及び答弁は打ち切りとさせていただきますので、ご了承ください。

なお、一般質問は議員発言席より行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻ることとなります。

また、議会広報編集委員会からのお知らせがあります。一般質問者に係る写真撮影につきましては、質問中の撮影は行わず、休議中に撮影をさせていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 鈴木一夫君

○議長（熊田 宏君） 通告1番、6番、鈴木一夫君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） おはようございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大項目2点でございます。

1点目、町立保育園民営化についてということで、質問をさせていただきます。

町立保育園あさひ保育園の民営化についてであります。まず、町立保育園を民営化する理由について、再度伺いをいたします。この件につきましては全員協議会で一部説明を受けましたが、再度メリットデメリットにつきましてもご説明をお願いしたいというふうに思います。

次に、土地、建物の中で特に老朽化した施設。あさひ保育園については39年が経過しておりますが、今後どのように管理・運営がされていくのか。また、現在働いている職員の保障と保育士不足の取り組みはということについて、答弁を求めたいというふうに考えます。施設は既に39年たっております。今後改築云々が出てき

ますし、土地・建物については新しく民営化された部分について、民営化の運営を行う管理者に無償なのか、有償なのか全部は理解をしていない部分があるのですが、それについてどのように管理を運営されていくのでしょうか。あるいは現在町の職員として任期つきもございますが、職員の保障についてはどういうふうに保障されていくのか。また、保育士不足について6月の議会でも質問させていただきましたが、保育士不足への取り組みは今後どういうふうになっていくのかという点について、お伺いをしたいと思います。

さらに、保育の質は民営化になった場合どのように担保されるのかということについて、答弁を求めたいと思います。例年、年度途中、主に夏休みが終わってほぼ9月になると途中で入園する児童がふえてまいります。その待機児童への具体的な対応はということでご答弁をお願いいたします。

次に、今後の幼稚園、保育園の統廃合についての指針を示してほしいということでございます。これは矢吹町の27年3月に子ども・子育て支援事業計画が我々議員に対しましても配付をされまして、資料の中にもありますが、今後の保育園、幼稚園に入園される予定数の人数が記載をされております。それについて、今後どのように幼稚園、保育園を統廃合していくのかということについてお伺いをいたします。

次に、第6期介護保険事業についてであります。

矢吹町介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に関しまして、矢吹町介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備予定についてでございますが、業者の取り下げ、選定により整備計画に大きな遅延、おくれが予想されます。そこでまず、取り下げに至った理由と今現在新たな事業所の申し込みがあるのかどうかというのを確認させていただきたいと思います。

次に、施設規模の見直しについての可能性についてであります。今回取り下げに至ったことにより、例えば施設サービスが今後も広域型で進めているのか、あるいはもう少し小さな規模にして進めていくのかということについて考えをお伺いしたいと思います。

さらに、開所予定の延期は必然的に生じると思われますが、具体的に明示をお願いしたいと思います。一部、一部と言いますか、かなり関心を持たれている一般町民の方は、29年度中には開設されるのですよねという認識の方がかなり多くございまして、この点についてはいろいろな部分で説明をこれからされていくのでしょうか、開所予定の延期についてはどういうふうになるのかを具体的に明示してほしいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） それでは、答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、6番、鈴木一夫議員の質問にお答えいたします。

初めに、町立保育園を民営化する理由についてのおたがしであります。本年度より計画期間が開始された第6次矢吹町まちづくり総合計画において、16の政策の一つに「子どもを安心して産み育てることができるまちづくり」を推進することを掲げております。

近年、核家族化の進行、女性の社会進出による夫婦共働き世帯の増加、多様化する就労形態に伴う社会構造

の変化、増加する教育・保育ニーズに対応するため、柔軟な保育サービスが求められております。

そこで、あさひ保育園の民営化では、先立って民営化したひかり保育園が行った保育サービスの充実策として、延長保育時間の延長、土曜日保育時間の延長、園舎増築が行われた事例を踏まえ、民間の持つ柔軟性や効率性を生かして保育サービスの充実、待機児童の解消など、子育て支援の取り組みをより一層進めていく必要があります。

一方、国の「三位一体改革」等の影響で、町立幼稚園・保育園の運営及び施設整備に係る国の負担が削減傾向にあります。これまでの町立保育園の運営費や老朽化した施設の改築等に対する国の補助金が廃止され、普通交付税として措置されることで、一般財源化されております。また、普通交付税は年々減少している傾向にあり、今後は町負担がこれまで以上に増大することが予想され、さらに、町立保育園の運営に関して厳しい財政運営を迫られ、将来にわたった良質な保育を安定して提供するために、運営の効率性が必要となってまいります。

さきに述べさせていただいたとおり、「第3次幼稚園・保育園に関する基本方針（案）」においては、多様化する保育サービスのニーズに柔軟に対応するため、子供の健やかな成長を最優先に、町立保育園の民営化を行ってまいりたいと考えております。

民営化により生まれた財源を活用して、待機児童の解消、保育環境の向上、幼稚園・保育園の保育料無料化を段階的に拡充し、認定こども園施設整備や子育て世代に寄り添う子育て支援等の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、老朽化した施設の管理運営と、職員の保障及び保育士不足への取り組みについてのおただしであります。あさひ保育園の園舎は昭和52年に建築され、ことしで40年目を迎えております。また、町立幼稚園の園舎の建築も昭和50年代に集中し、最も新しい矢吹幼稚園の園舎でも平成元年の建築となっております。そのため、全ての施設において耐震化は完了しているものの、老朽化により維持管理費が年々増加傾向にあります。

平成22年度に民営化されたひかり保育園では、土地は無償貸与とし、施設は無償譲渡を行い、民間活力による施設管理を行っております。

あさひ保育園の民営化では、公募により決定される移管事業者と協議のもと、土地、施設の貸与、譲渡について、国の財政支援を最大限受けられるよう調査・検討を行った上で決定してまいります。

次に、現在働いている職員の保障であります。あさひ保育園では24名の職員が、ゼロ歳から5歳児までの園児88名をお預かりしております。職員の内訳は、正規職員7名、任期つき短時間勤務職員8名、臨時技術補助員9名となっております。民営化を理由にあさひ保育園の職員を免職する考えはなく、次年度以降の町立4幼稚園を運営するに当たり、必要な職員数の確保と配置について検討してまいります。

さらに、保育士不足については、待機児童解消と保育の充実のために、保育士のなり手をいかにふやすかが課題となっております。保育士不足は町立、私立保育園を問わず全国的に大きな問題となっており、本町においても、さまざまな手段を講じて保育士不足を解消する取り組みを行っておりますが、保育士不足の解消にはつながっていない状況であります。

今後も引き続き町教育委員会、関係機関と連携を図りながら保育士不足への対応を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、民営化による保育の質の担保と待機児童についてのおたただしではありますが、移管事業者の必要条件は保育園運営の実績であると考えております。今後、公募の範囲や募集要項の内容などを十分に検討した上で、あさひ保育園の保育水準を満たしかつ保育の質の維持・向上が可能な事業者の選定方法等を検討してまいります。

民営化直後については、保育士が町の職員から民間事業者の職員にかわりますので、園児及び保護者の方が不安を感じないように配慮することが必要となります。そのため1年間の引き継ぎ期間を設け、移管事業者に民営化以前の保育内容を踏まえた保育を行うよう求めるなど、保護者の方の意見を聞きながら十分な対策を講じてまいります。

さらに、年度途中に生じる待機児童への取り組みとして、子供を預かるために必要な保育士数を確保する対策を行いながら、保育の質を落とすことなく、移管事業者の効率的かつ効果的な保育士の配置によって、待機児童の受け入れに努めてまいります。

なお、待機児童解消として、ゼロ歳から2歳の子供を少人数の単位で保育する小規模保育事業について、来年4月の開始を目指し、民間活力による導入に向けた調査・検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、今後の幼稚園、保育園の統廃合についてのおたただしではありますが、町教育委員会が策定の準備を進めている「第3次幼稚園・保育園に関する基本方針（案）」では、「民間の力を最大限に生かし、民間でできることは民間で」という考えに沿って公私の役割分担をさらに推し進め、民営化を進めていく方向で検討してまいります。

また、町立幼稚園は民営化する保育園との幼保一体化を見据えて、関係機関と協議を深めながら計画期間中である平成31年度までに調査・検討を行い、その方針を第4次幼稚園・保育園の基本方針で定めていく方向で町と町教育委員会により調査・検討を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、第6期介護保険事業計画における介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム整備についてのおたただしではありますが、平成27年度から平成29年度までの3年間の計画期間とする第6期介護保険事業計画では、介護保険施設の基盤整備を進めるため、町内に特別養護老人ホーム80床、短期入所20床の介護老人福祉施設整備を予定することが示されております。

これに基づき町では、当初、平成27年10月5日から11月4日の期間で整備予定事業者を公募し、12月4日に「矢吹町介護老人施設整備予定事業者選定委員会」を開催したところであります。選定委員会での審査の結果、「（仮称）社会福祉法人太陽会」を事業者として選定し、整備予定期間を平成28年度から平成29年度、開所予定時期を平成29年12月と計画し、事業者は福島県との図面協議等を重ねるなど事業計画が進められておりました。また、平成28年5月26日には、事業者主催により整備予定地の行政区住民への説明会が開催され、町も出席し、平成28年6月2日付で整備計画及び住民同意に関する町の意見書を福島県へ提出したところであります。

取り下げに至った経緯としましては、平成28年6月15日付で事業者から町に対し事業者選定の取り下げ書の提出があり、事業者への聞き取りの結果、資金計画について予定事業費の著しい増額により収支計画に大きな差異が生じていること、また、整備計画のスケジュールにも著しい遅延が生じていることなどが確認されたため、今後の事業進捗のめどが立たない状況であると判断し、やむを得ず平成28年6月30日付で事業者の選定取

り消しを行ったところであります。

町といたしましては、特別養護老人ホームの入所待機者が平成27年4月現在で66名と多数の方が入所を待たれている状況であり、第6期介護保健事業計画においても整備予定施設に位置づけられており、施設整備や町の高齢者福祉の充実を図る上で大変重要な施策であると認識していることから、平成28年9月26日から10月25日の期間に整備予定事業者を再公募し、選定することといたしました。

施設規模の見直しにつきましては、介護老人福祉施設、定員30床以上の規模が大きい広域型施設と、定員29床以下の小規模な地域密着型施設に分類されますが、再公募に当たって見直しは行わず、当初計画どおり定員80床の比較的規模が大きく、入所待機者の減少につながることを期待される広域型施設とすることといたしました。

具体的な開所までのスケジュールであります。整備予定期間は当初の予定から1年おくれとなる平成29年度から平成30年度、開所予定時期も当初の予定から1年おくれとなる平成30年度中の予定としております。

なお、新たな事業者の申し出の有無につきましては、問い合わせをいただいている事業者はあるものの、募集受付が平成28年9月26日からの開始となるため、現時点では申し上げることができませんので、ご理解をお願いいたします。

今後も、介護保険事業計画に基づき、介護保険事業の円滑な運営と高齢者福祉施策の推進を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、鈴木一夫議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 続いて答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

6番、鈴木一夫議員の質問にお答えいたします。

初めに、町立幼稚園を民営化する理由についてのおたかしであります。近年保育をめぐる状況は、保育ニーズや保育制度の面でも大きく変化しております。女性の社会進出の増加やライフスタイルの変化などにより、保育ニーズは多様化し、延長保育、一時保育、休日保育、障害児保育、病後児保育などの充実が求められています。

これまで、平成18年10月に「第1次幼稚園・保育園に関する基本方針」において、町立幼稚園の民営化の方針を示し、「ひかり保育園を民営化」及び「第3子以降幼稚園・保育園無料化事業」を実施しております。

平成22年3月に策定された「第2次幼稚園・保育園に関する基本方針」では、新入園児の申込窓口を教育委員会学校教育課に統一するなど、子供を安心して産み、育てられるまちづくりを実現するため、基本方針に沿いながら、子育てをする保護者に寄り添った子育て支援策の充実を図っております。

現在、策定の準備を進めております「第3次幼稚園・保育園に関する基本方針（案）」では、以下の3つの柱を軸に、これからの本町の子育て・少子化対策の考え方を示しております。

1点目は、あさひ保育園の民営化。

2点目は、幼稚園・保育園の保育料無料化の段階的拡充。

3点目は、子育て支援・少子化対策の充実であります。

今後多様化する保育ニーズに対し、行政が全てに对应していくことは困難であるため、町立保育園と比較した場合、柔軟で迅速な対応が図られる私立保育園の特色を生かした保育施策を展開し、保育ニーズに有効かつ効果率的に対応できるよう保育園の民営化を進めることで、保育サービスのさらなる拡充を図ってまいります。

また、町立保育園の民営化は、児童福祉を増進するという観点が重要であることから、移管事業者による保育によって生じる保育方針や保育士の変更等が、子供へ悪影響を与えないよう十分に配慮し、民営化を円滑に進めていく考えであります。

本町はこれまで厳しい財政状況の中、事業の見直しや人件費の削減等により財源を捻出し、保育園入園待機児童の解消のため、保育士の確保や保育室の増設、保育園の園舎増築などに取り組んでまいりました。

町長答弁にもありましたとおり、町立幼稚園・保育園の運営費及び施設整備に関しては厳しい財政状況であり、将来にわたって良質な保育を安定して提供していくために、運営の効率性は重要となってまいります。そのため、民営化により生まれた財源を待機児童の解消、保育環境の向上、幼稚園・保育園の保育料無料化を段階的に拡充し、認定こども園施設整備及び子育てをする方へ寄り添った子育て支援等の充実を図ることで、子育て世帯の流出を防ぎ、また、同様世帯を本町へ誘導し、若年層の人口増加を図るため保育サービス及び子育て支援サービスの充実を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、老朽化した施設の管理運営と、職員の保障、保育士不足への取り組みについてのおたがしであります。町長の答弁にもありましたとおり、あさひ保育園の民営化においては、今後、公募により決定される移管事業者と協議のもと、土地・施設の貸与・譲渡について、施設の大規模修繕や改築の際に国の財政支援を最大限受けられるよう、調査・検討を進めてまいります。

また、町立幼稚園・保育園の建設改修に係る国庫補助等がない中で、老朽化した施設の新築修繕が課題となっております。本町は昭和50年代に多くの町立幼稚園・保育園の園舎が建築されているため、建てかえが必要となる時期が集中することとなります。

就学前の教育・保育を一体化し、町民へ提供する体制を構築し、今後調査検討される幼保一体化による統合では、幼児教育、保育、子育て支援を総合的かつ一体的に支援する認定こども園制度の活用を図り、運営主体については、民間活力を積極的に推し進めることで、保育サービスの拡充と待機児童の解消を目指してまいります。

また、現在働いている職員の保障であります。正規職員に関しては平成29年度に民間移管事業者との共同保育期間を設けるため複数の正規職員を配置し、それ以外の正規職員は町立幼稚園へ配置がえを行います。さらに任期付短時間勤務職員、臨時技術補助員には意向調査を行い、意向を尊重しながら町立4幼稚園または共同保育となるあさひ保育園への配置を行ってまいります。

次に、保育士不足への取り組みであります。平成21年度に実施した厚生労働省委託調査によれば、保育園の利用増加に伴い、平成26年度末に常勤換算で40万9,000人、平成29年度末までに46万人の保育士が必要と試算されております。これをもとに厚生労働省は入職・離職などの状況を考慮し、29年度末には約7万4,000人の保育士が足りないと推計しております。

大学や短期大学など、保育士の養成施設を卒業しても保育園に勤める方は約5割で、2割近くの方が一般事

務などの保育士以外の職についている状況にあるため、国でも処遇改善を行い、民間保育園で働く職員の賃金アップなど、保育園に対して支援を強化しております。

本町においても、保育士確保の取り組みとして、今年度より処遇改善を行い、賃金単価アップを図っております。その他、ハローワークへの求人登録や、朝刊への折り込みチラシによる求人募集、本町ホームページでの掲載、町内のスーパーや公共施設等において募集ポスターの掲示やチラシの配布を行っており、さらに県内の保育士養成を行う大学へ出向いて情報提供を行うなど、さまざまな手段を講じて保育士不足を解消する取り組みを行っておりますが、大変厳しい状況にあります。今後とも保育士確保に当たっては、最大限の努力を続けてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、民営化による保育の質の担保と待機児童についてのおたただしであります。あさひ保育園の移管事業者の選定は、私立保育園等を運営している社会福祉法人または学校法人の中から公募により選定する考えであります。選定に当たっては、有識者、保育関係者、保護者などで構成する選定委員会を設置した上で、保育園の運営方針や障害児保育を含む日々の保育内容、給食の考え方など総合的に審査し、質の高い移管事業者を選定することで保育の質を確保できると考えております。

また、民営化の実施に当たっては十分な期間を確保し、引き継ぎ準備や保護者に民営化への理解が深められるよう、十分な準備を進めてまいります。そのため、移管準備期間中に共同保育を実施し、町の保育士と移管先の民間の保育士により一緒に保育を行い、子供たちとかわることで信頼関係を構築してまいります。また、子供一人一人の状況についても事前に十分な引き継ぎを行ってまいります。さらに、矢吹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例で定める運営基準に基づき、移管事業者に対して運営基準の遵守や園運営に関し指導監査の実施を行ってまいります。

なお、民営化後についても、事業者、町において一定期間協議を継続し、保護者アンケートなど実施するほか、保護者と民営化した保育園において問題が生じた場合には、町が解決に向け努力してまいります。そのため、ひかり保育園と同様に第三者委員会の運営委員会の設置をお願いし、引き続き町も関与する仕組みを構築してまいります。さらに、移管事業者には矢吹町要保護児童対策地域協議会、就学指導審議会等にも関係機関の一員を担っていただくことを考えております。

次に、年度途中で生じる待機児童への取り組みとして、保育士の確保を図りながら、入園申込者への対応ができるよう、町立・私立保育園の協力を得ながら、1人でも多くの園児が入園できるよう調整してまいります。なお、待機児童解消の方策として、ゼロ歳から2歳児の子供を6人から19人の範囲で預かることが可能な小規模保育事業を、民間活力により、来年4月からの導入に向けて協議を深めております。本事業の実施は本町の待機児童解消に大きく寄与するものとなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、今後の幼稚園・保育園の統廃合についてのおたただしであります。あさひ保育園の民営化は、本町の財政的な効果、事業者による経営の継続性や安定性、運営の柔軟性、自立性などを考慮し、町立保育園の施設をそのまま利用し民間事業者が私立保育園を運営する「民設民営方式」といたします。民設民営方式とはひかり保育園と同じ手法によるもので、設置者も運営者も民間事業者となり、その職員も民間事業者に雇用されることとなります。幾つかの町立幼稚園については、今後、教育的効果、財政的効果の観点等から調査検討を行うとともに、現在の幼稚園・保育園職員の身分保障についても考慮しながら、民営化された町立保育園との

幼保一体化による統合について町部局や関係機関と協議を重ね、「第4次幼稚園・保育園に関する基本方針」を策定してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、鈴木一夫議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

6番。

○6番（鈴木一夫君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、保育園の民営化についてということで、再質問をさせていただきます。

現在どこの自治体でも、子供たちの環境あるいは子育てしやすい環境ということで、一部無償化ですとか各自治体においてサービス合戦になっているような状況がございます。主に保育士の確保について一番どこの自治体も頭を悩ませているところであると思いますが、まず基本的に先ほど町長、教育長の説明にありましたように、民営化によって生じる財源、財源効果については主に待機児童の対応に当てるといっていますが、待機児童の対応に当てるといことは基本的には一番のメリットと言いますか、ポイントは恐らく保育士の確保ではないのかなというふうに思うのであります。さらに今後、あさひ保育園が民営化になることによりまして、今現在働いておられる職員の保障につきましては、先ほど町長、教育長の答弁から理解するものであります。基本的に今後、町立幼稚園と一体になって職員が異動される。そういう考えでよろしいのかどうか、もう一度確認をしたいというふうに思います。

次に、小規模保育というのは町長、教育長のほうからご答弁いただいておりますが、基本的に来年4月からという予定であるそうですが、小規模保育者についても今、具体的にもう既に進められているのか。あるいは、来年の4月ですすから既に準備がされているのかどうかというのを確認したいというふうに思います。

さらに、財源、財政効果が得られるということで、各種さまざまな保育ニーズの対応に努めたい。それは、例えば、幼稚園・保育園の無償化の段階的な施策について対応したいというご答弁でございましたが、それについても具体的にもう一度、どのように段階的措置を進めていくのかということをご説明願いたいというふうに思います。

一番ポイントは、先ほど申し上げましたが、保育士の処遇改善についてでございますが、例えばこれは奇策はないと思うのですが、各市町村レベルで皆さんどこの町長さん、市長さんも苦慮されているかと思うのですが、どのような処遇改善を、例えば矢吹町だけが特出してはいけないし、矢吹町だけが劣ってもいけないわけでございますが、さあこれはどのようにお考えになっているのかということのを、不安がないように教えていただければありがたいところですが。

あとは、移管のあさひ保育園が移管事業者に移るわけですが、移管の準備期間についてはこれから説明をしていくということでございますが、全体の保育園の移管につきまして、今後これから入園されるであろう保護者に不安がないように明示をするということをおっしゃっておりますが、具体的にもう時間はないわけですから、今後具体的にどのように説明が行われていくのかということをご明示いただきたいというふうに思います。

次に、矢吹町の介護保険施設についてでございますが、今月末、9月26日からの公募ということでなかなか施設の業者、あるいは手を挙げている業者については明言ができないということでございますが、なかなかこれは、今町長にありましたように広域型でやっていくと。要するに、もともとの基本的な考え方は変えないと

いうことでございますから、定員80床ですね、広域型でやっていくということで、平成30年度中に開所予定をされているということでございますので、それに向けてさらに進めていただきたいと思いますのですが、まあ努力はされると。多分これから公募しなければ手を挙げる予定の事業者が実際に出てくるのかということは今のところ明言はできないとは思いますが、さて出てくるのでしょうか。大変失礼な言い方をさせていただきます。出てくるのだとは思いますが、それも含めて1年延ばしたわけですね、29年度から30年度開所予定というふうに1年延ばしたわけですが、そこら辺について今後も誠意努力されていくとは思いますが、ぜひこの辺の最初の質問で話しましたとおり、開所を非常に心待ちにいらっしゃる方がたくさん多いものですから、ぜひもう一度30年度中には何とかいける、開所できるというふうな、タイムスケジュール的に非常に厳しい部分があるかとは思いますが、ぜひご努力をしていただけるように期待をしたいですし、やりますというそういう決意を表明していただきたいというふうに思います。

ちょっと私もかなり答弁の内容が多岐にわたっておりましたので、質問についても少し定まらない部分もございしますが、今の再質問についてお答えいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁に移る前に、先ほど答弁の際、町長、教育長で重なる点が多くありました。貴重な答弁時間30分を有効に使うためにもその辺ご注意くださいながら答弁いただきたいと思います。お願いします。

答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、鈴木一夫議員への再質問に答弁をさせていただきます。

今回あさひ保育園を民営化することによって最大の効果、狙いというのは、財源効果をきちんと生み出して保育サービスの充実を図るということで、先ほど答弁をさせていただきました。

今回財源効果ということで、待機児童の解消が一番の狙いだらうという鈴木一夫議員のおたがしでございますが、そのとおりでございます。町も教育委員会も待機児童を一日でも早く解消したい、そうした思いが民営化ということでの事業化計画を打ち出ささせていただいております。待機児童解消する際にあっては、民営化、施設の充実、園舎の増築ということを図っても、これで全てが解決するわけではない。保育士の問題は相変わらず残ってまいります。したがって、先ほども私も教育長も答弁させていただいたように、保育士の確保については処遇の改善も含めて万全を尽くしていきたいと思っております。ただ処遇の改善と言ってもサービスを競うような形というようなことではなくて、やはり近隣の市町村と連絡、協調しながら、そうしたことで調整も図っていききたいというふうに考えております。

もう一方の、無償化によって幼稚園・保育園の無償化について財源効果を生み出したものについて、無償化についてはどう考えるのだというようなおたがしでございますが、これについては段階的な無償化を図ってまいります。例えば、今決まっているわけではございませんが、まずは保育園から、まずは幼稚園からというようなそうしたことも財源の効果額も図りながらそうしたことを考えていきたい。最終的には全私立、そして公立の幼稚園、保育園の無償化というようなそんな道筋を今後見きわめていきたいと思っておりますし、もちろんその過程においては議員の皆様にもご相談を申し上げながら、そうした段階的なサービスの提供を図ってまいりますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、幼稚園・保育園については、このあさひ保育園を手始めに、全ての幼稚園、保育園について幼保一体化と認定こども園化というような方向性を打ち出しておりますので、全ての幼稚園、保育園の民営化の方針は固まっています。なお、これはスケジュール等については後ほど教育長のほうにも答弁をお願いしたいと思いますが、スケジュール等については教育長または担当課長のほうに答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

小規模保育という新たな手法も出てまいりました。これらについては来年の4月から具体的な実施を図ってまいりたいというふうに思っております。ただ具体的な受け手というものについては決まったわけではございません。候補者はいるものの、これからの話し合いになりますので、その話し合いの中身につきましても経過も含め説明をさせていただき、協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、あさひ保育園の民営化に当たって、民営化に対しての考え方、移管事業者が決まった場合に対しましての保護者への説明、これらについての具体的な説明、スケジュール等については、これについても教育長並びに担当課長のほうから説明をさせますので、よろしくお願ひします。

次に、2点目の特別養護老人施設の件でございます。広域型で整備を図ってまいりたい、平成30年のオープンに向けて努力をしてまいりたい。これは先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

受け手については、出てくるのかというようなことで、今そういったことで意向を示している事業者はあるものの、これらについては先ほどご答弁したとおり、現時点では最終的に手を挙げてそうした公募に応じていただくのか、公募していただけるのかどうかについてのまだそういう意思については確認しているものではございませんので、現段階では私からも明言はできない状況になっております。出ていただくように期待はするものの、最終決定は受け手の問題でございますので、これを強制するものではございません。

なお、平成30年に向けてどういう事態が発生するかによっても、今後そうした事態について議員の皆様十分に説明を申し上げ、その後の町の対応等についても皆様のほうにも逐次説明をしてまいりますのでよろしくお願ひ申し上げて、私からの再質問に対する答弁とさせていただきます。抜けている点があったらご指摘いただければと思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 引き続いて答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

残り時間1分ちょっとですので、先ほどの町長からあった民営化のスケジュール漏れないように、端的にお願ひします。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） では、鈴木一夫議員の再質問にお答えいたします。

まず、民営化によるサービスの充実ということでございますが、一番は保育サービスでございます。例えば延長保育とか、休日保育等がよりやりやすくなる。それは、それをすれば私立の場合には直接国・県等から補助があるわけでございます。

それから、職員の身分保障につきましては、正規職員は協同保育後には町立の幼稚園、それから臨時保育士については希望を聞いてどちらかに。

それから、小規模保育の業者とは今ちょっとやりとりはしておりますが、まだ詳しいことはあれで、これから一応募集という形にしまして、その事業者と中身を煮詰めていくということでございます。

○議長（熊田 宏君） 先ほど町長から述べられた民営化のスケジュールにつきましては、後ほど資料配布ということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 答弁の時間はありませんが、再々質問はございますか。

○6番（鈴木一夫君） 今議長の発言にもありましたように、再々質問をしても答えをいただけないということで、ただし再々質問だけさせていただきます。答弁は求めるものではありません。お断りをして再々質問させていただきたいと思っております。

○議長（熊田 宏君） でも一応指名しますので。

再々質問はございませんか。

6番。

○6番（鈴木一夫君） 再々質問させていただきます。

小規模保育について、来年4月からというご答弁がございましたが、これについて今後のスケジュールについて、後日書面で返答をお願いしたいと思います。

次に、現在働いている職員の身分について、保障ということについてでございますが、先ほどありましたように、共同の準備期間が終われば町の幼稚園へ移管をすると、移設をするということでございますが、正規の職員につきましてはですね。それについて再度職員の方についての身分保障についても確認をしたいということで再々質問させていただきますので、後日回答をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 再々質問終わりましたけれども、資料のお答えでということなかなかどう取り扱うべきかわかりませんが、町長も教育長も今の再々質問を無視はしないでしょうから、全協とかの中でそういう資料の提示があるというふうに期待をします。

以上で、6番、鈴木一夫議員の一般質問を打ち切ります。

ここで、暫時休議します。

（午前10時47分）

○議長（熊田 宏君） 再開します。

（午前11時00分）

◇ 薄葉好弘君

○議長（熊田 宏君） 続きまして、通告2番、5番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。

また、傍聴席の皆様方、大変ご苦勞さまです。

それでは、通告した一般質問をさせていただきます。

東日本大震災から早いもので5年が過ぎ6年目に入りましたが、ことし4月14日に発生した熊本地震や、先月の東北・北海道に上陸した台風10号など、異常気象等による災害が発生しております。特に台風については、現在までに13号の台風が発生しております。先月30日の台風10号は、太平洋側から東北・北海道に上陸したのは初めてで、岩手県内だけでも犠牲者は20名、行方不明者4名、約1,500名の方々が避難いたしました。特に河川の増水による氾濫の影響は大きく、床上浸水や道路の寸断など多大な被害を受けました。

現在地球の温暖化が進んでおり、海水温の上昇により台風の最強地点がここ30年で150キロ以上北上しており、台風の活動範囲もこれにより北上しております。このことについては、気象庁の異常気象分析検討会の会長でもある東京大学の木本教授の研究シミュレーションによると、今世紀末の2100年には平均気温で4度上昇すると研究データが出されております。4度上昇すると夏の東京や仙台でも気温は40℃を超え、降水量も東京でことしの1日の最大量は160ミリでございましたが、300ミリに達すると研究データが報告されております。

こういう状況を踏まえて、震災ばかりではなく台風等の災害も想定した防災対策が重要と思われるので、まず初めに、町の防災対策と訓練について質問させていただきます。

町の地域防災計画が見直されているが、東日本大震災の教訓を踏まえて防災機能や防災基盤の強化は具体的にはどのように図られ反映されているのか。

また、地域防災計画の見直しによる災害予防計画並びに災害応急計画の検証については、定期的に行っているのか。

そして、防災無線システムや備蓄倉庫の設置。耐震性飲料水兼用貯水槽など、防火設備等が整備されましたので、全町民を対象とした総合防災訓練を今後実施する予定はあるのかをお尋ねいたします。

2つ目に、健康と福祉について質問させていただきます。

特定健康診査による人間ドックの受診者は昨年も全体では21%と低い受診率であり、今年度はどうなのかお尋ねいたします。また、これらに対し何らかの対策は対応をしているのか。

第2期特定健康診査等実施計画で、第1期での特定健康診査の現状では全体の受診率は高いが、医療費の減少はさほどされていないようでございますが、このことを踏まえて保健師等々の強化をどう図っていくのか。

続いて敬老会についてでございます。

今週の土曜日に実施されます敬老会でございますが、敬老会に表彰されているダイヤモンド婚、金婚者。これは町から対象者に連絡をして出席要請を行っているのか。また、敬老会に配布されている温泉無料券でございますが、平成26年度につきましては1枚、平成27年度は2枚配布され、今年度は3枚配布される予定でございますが、配布されても使用率が前年度を下回っており、使用されていない原因と対策は協議されているのかをお尋ねいたします。

最後に、水田農業の振興について質問させていただきます。

町内の水田面積は約1,400ヘクタールあると思われませんが、今年度の水稻の品種別面積で町全体ではどのぐらい作付されているのか。また、温暖化による異常気象の影響により毎年水不足が続いており、特に矢吹原土地改良区内の水田では今年度作付しなかった人もいますが、人数と面積はどの程度あるのか。そしてこの水田

の水不足による生育被害が発生しておりますが、具体的な対策を検討しているということでございますが、来年度もこのような水不足が想定されますので、指導も含めてどのような対策を考えているのかお尋ねいたします。

以上、3項目について質問させていただきますので、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、防災機能や防災基盤の強化と地域防災計画への反映についてのおただしであります。矢吹町地域防災計画につきましては、現在見直し作業を行っており、9月末までに庁内調整を行い、10月末に開催予定の矢吹町防災会議において決定いただけるよう準備を進めております。

地域防災計画の見直しでは、東日本大震災を踏まえ、特に情報の伝達手段、災害時要支援者の避難、ボランティアとの連携、避難対策、災害時の応援協定について対策の強化が求められており、町の対応策等を盛り込む予定であります。これまで町では東日本大震災の教訓を踏まえ、防災無線の難聴対策としての280メガヘルツ防災無線システム及び防災ラジオの導入、災害備蓄倉庫・備蓄物の整備、耐震性飲料水兼用貯水槽の設置、エンジンカッター、チェーンソー、コンクリート破壊機具の救助用機材を搭載した特殊消防車両及び救急資材の導入、各消防団に配備している消防車両の更新等を図ってまいりました。また、職員の防災士資格の取得や他市町村や民間団体との災害時応援協定の締結、防災情報のシステム化による正確、迅速な情報収集に努める総合的な防災工事を図っております。

次に、地域防災計画における災害予防計画、災害応急計画の検証についてのおただしであります。現在見直しを進めている地域防災計画は一般災害対策編、震災対策編をそれぞれ災害予防計画、災害応急対策計画に分けて、各防災機関の責務や町としての対策等を盛り込む予定であり、細部につきましては資料編や矢吹町避難勧告等の判断基準等の各種基準やマニュアル等を整備し、対応してまいりたいと考えております。地域防災計画を初め、これら各種基準やマニュアル等につきましては、議員ご指摘のとおり、定期的な検証による見直し作業が必要であると考えており、関係機関や防災関係団体との連携を図り必要に応じて随時改正、修正してまいりたいと考えております。特に、災害応急対策のかなめとなる備蓄資機材につきましては、平成26年度から購入備蓄しており、東日本大震災の経験から避難者を最大700人に設定し、避難生活に必要な物品を備蓄するとともに応急復旧資機材等を平成30年度までの5年間の年次計画により整備してまいります。

次に、総合防災訓練の実施についてのおただしであります。総合防災訓練につきましては、現在、町単独での実施はしていませんが、毎年実施している福島県及び県南地域での総合防災訓練に参加しております。町では毎年、春秋の2回、火災防御訓練を実施し、消防団員の技能向上及び防御訓練開催地区の住民の方々の防火意識の向上に努めております。また、昨年は5月31日に白河市で開催された県水防訓練に町水防団員30名余りが参加し、土のう積み等を訓練し、水防技術の向上を図っております。このほかにも、三城目地区の水防団による特殊消防車に搭載されている資機材習熟訓練や、県、県南地方振興局が主催する防災担当職員による防災時の対策本部運営、通信・指令等の机上訓練に参加する等、機会あるごとに災害対応力の向上を目的に訓

練を行っております。今週は秋の火災防御訓練にあわせて、三城目地区において水害を想定した土のう積み訓練や避難訓練も実施する予定であり、現在、関係機関と調整をしております。

総合防災訓練につきましては、消防、警察、自衛隊等はもとより、通信事業者、電力事業者等も参加していただく大規模な訓練となることから、先ほど申し上げたように、当面は、毎年開催される福島県及び県南地域での総合防災訓練に参加しながら、防災・水防技術の向上や資機材等の習熟訓練を行うとともに、町民に対しましては、防災意識の向上を図るため、常日ごろにおける非常用品の備えや災害発生後の行動等を周知してまいりたいと考えております。

今後、町といたしましては、火災防御訓練等を活用し、各地域、団体ごとに防災訓練等を実施し、町民の皆さんの安全・安心に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国保人間ドックの受診率と受診率向上のための対策についてのおたただしであります。現在本町で実施している人間ドックにつきましては、40歳から70歳までの5歳刻みの方を対象に、会田病院、白河厚生病院、南東北病院、白河病院の4医療機関を指定し実施しております。

指定病院から提示されている人間ドックの定員は200名であり、その内訳といたしましては会田病院が100名、白河厚生病院と南東北病院が各40名、白河病院が男性のみ20名、実施期間は7月から10月までとなっております。

平成27年度の人間ドック受診者数につきましては、対象者576名に対し、会田病院60名、白河厚生病院26名、南東北病院35名、白河病院は受診者はおらず合計121名となっており、受診率は21%となっております。指定病院の定員200名に対する受診率は60%を超えておりますが、まだ定員枠には達していないため、さらなる受診奨励に努めてまいります。

なお、人間ドックの料金につきましては、各医療機関で5万円から6万円程度となっておりますが、自己負担額につきましては、医療保険と同様に3割負担とし、受診しやすい料金となっております。

また、会田病院に関しましては町内医療機関であるため、40歳と70歳が約1割負担で6,000円、それ以外の年齢の方は2割負担の1万2,000円とし、さらに受診しやすい料金設定となっております。

今後の対応といたしましては、受診しやすい料金となっていること、他の人間ドックには含まれていない脳ドック検査が追加されていること、さらには町民検診では実施していない各種検査が多数含まれていることなど、充実した内容であることをわかりやすく周知し、受診率の向上を図ってまいります。

また、人間ドックを希望しない方には、特定健診及びがん検診が同時に受けられる町民検診の受診勧奨をし、自分の健康は自分で守るという意識の高揚を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、保健指導の強化についてのおたただしであります。特定健診は40歳から74歳までの方を対象としたメタボリックシンドローム、つまり内臓脂肪症候群に着眼した健診で、その内容は身長、体重、腹囲や血圧測定、脂質、肝機能、腎機能、血糖検査等の血液検査及び尿検査となっております。さらに本町では、心電図、眼底、貧血、尿酸検査を追加し、魅力ある健診となるよう努めてまいります。

これら特定健診等の各種検診を受けますと、その結果に応じて、再検査が必要な要精密検査者や検査値が規定値を超えている要医療者が出てまいります。

平成26年度の特定健診につきましては、対象者3,497名、受診者1,795名で受診率は51.3%となっており、そ

のうちの約1,200名、66.8%の方が医療機関の受診が必要な方となっております。その人数は受診率の伸びとともにふえ、医療費の一時的な増加が懸念されることとなります。

しかし、要精密検査者及び要医療者並びに治療中のため今後も治療継続が必要な方がしっかりと医療機関で受診することにより、一時的に医療費はかかるものの重症化が防止され、高額な医療費を抑制することになります。

特に血糖検査や腎機能検査により発見できる糖尿病性腎症を放置すると人工透析になる可能性が高まり、人工透析になった場合、1人当たり年間約600万円程度の医療費がかかることとなります。また、心電図検査により発見できる不整脈等心房細動を放置すると脳梗塞を起こすことなどがわかってきており、高度な手術等が必要となるため、高額な医療費がかかることとなります。そのため、健診の結果によりメタボ該当者及びメタボ予備群の方々を対象に、食事や運動等による生活改善のための特定保健指導を6カ月間実施しております。

今後は、集団指導及び個別指導、家庭訪問での特定保健指導にも努めてまいります。さらに、検診結果から生活習慣病となるおそれがあるハイリスクの方の優先順位を決めながら、家庭訪問による保健指導や医療機関の受診勧奨を実施するほか、「健康づくり講演会」や血糖値が高い方を対象とした「糖尿病予防・改善教室」等の教室を開催してまいります。

今後も特定健診受診率向上及び特定保健指導や家庭訪問等の充実等により重症化防止を図り、医療費の抑制に積極的に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、敬老会におけるダイヤモンド婚・金婚対象者への出席要請と、配布される、あゆり温泉無料入浴券の使用率等についてのおただしであります。敬老会につきましては、今年度は9月17日に矢吹町文化センターを会場に開催する予定であり、75歳以上の2,574名を招待し、100歳以上の方には現金10万円と健康枕、90歳代の方には1万円の商品券と健康枕、88歳の方には1万円の商品券と座布団、85歳以上の方には5,000円の商品券とバスタオル、80歳以上の方には5,000円の商品券と祝品等を贈呈し、その他、75歳以上の全ての来場者に紅白まんじゅうと赤飯をお渡しし、長年社会に貢献してきた高齢者を敬愛し長寿を祝うとともに、アトラクションとして郷土芸能の演芸会や、お楽しみコンサート、抽選会を実施し、参加された高齢者の皆様が楽しめる内容を予定しております。

結婚60年を迎えるダイヤモンド婚及び結婚50年を迎える金婚者に対しましては、ご夫婦がともに助け合い、力をあわせてよき家庭を築き、長年にわたり地域社会に貢献し、今日の矢吹町を築き上げた功績とご労苦に対し、敬老会において慶賀状及び祝品として金杯の贈呈を行っており、対象夫婦の申し込み数はダイヤモンド婚は13組、金婚は25組となっております。

対象者の把握方法につきましては、毎年、広報やぶき5月号で表彰申し込み開始の記事を、6月号では申し込み受け付け中である旨の案内記事を掲載し、7月上旬まで電話及び役場来庁による自己申告により申請を受け付けており、町としては該当者の抽出や通知等による出席要請は行っておりません。

その理由としましては、例えば、成人式対象者は年齢で抽出できるのに対し、ダイヤモンド婚、金婚対象者の抽出に必要な婚姻日は戸籍でないと確認できませんが、戸籍法上該当者抽出を認めておらず、戸籍を調べることができないこととなっております。

また、過去においては、事実上の結婚後、数年たってから婚姻届を提出された場合等もあると想定され、そ

のようなご夫婦からの申請を受け付けることができるよう、あくまで自己申告による申請としております。

ちなみに、金婚対象者への表彰は、町の慶賀状及び祝品贈呈とあわせて、福島県老人クラブ連合会と福島民報社の共催で、自己申告による受付制度により全県的に実施されております。

なお、敬老会におけるダイヤモンド婚及び金婚表彰につきましては、対象となる年が過ぎていたとしても、まだ表彰を授与されていないご夫婦については対象としておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、あゆり温泉の無料入浴券につきましては、温泉利用により高齢者の健康増進につながるよう、敬老会案内状のはがきに添付し、対象者に配布しております。配布枚数については、平成26年度は対象者1名につき無料券1枚、平成27年度は無料券2枚でしたが、今年度は無料券3枚といたしました。

枚数を増加した理由としましては、対象者の温泉入浴の機会がふえ、温泉の効能によりますますのご長寿につながるようとの考えからであり、また、町内高齢者団体からの無料券をふやしてほしいとの要望に応えさせていただいたところでもあります。

敬老会で配布した無料入浴券の使用実績であります。平成26年度は2,353枚配布し、751枚の利用で、31.9%の使用率、平成27年度は最終的に2,485名分、4,970枚配布し、1,593枚の利用で、使用率は32.1%となり、率としてはわずかに上昇しましたが、決して高い数値ではない状況であります。

使用率が低い理由としましては、敬老会対象者である75歳以上の、介護保険における要支援・要介護認定者が増加している状況であり、介護を必要とせず温泉を利用することができる対象者が減少していることが一因として考えられます。

無料券の使用状況につきましては、これまでもあゆり温泉を含めた矢吹町健康センターの指定管理者との指定管理に係る定期打ち合わせにより報告を受け、随時協議を行っておりますが、今後は、使用率向上のための対策や、対象者へのPR方法を検討するなど、使用率向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、水田農業の振興についてのおただしであります。議員おただしのとおり、町の水田台帳に登録されている水田面積については約1,400ヘクタールであり、そのうち平成28年度に作付された主食用米の面積が、約1,255ヘクタールとなっており、平成27年度の主食用米の作付面積約1,274ヘクタールと比較しますと、19ヘクタールの減少となっております。

この19ヘクタールの減少については、農家の皆様が主食用米作付から転作物の飼料用米や大豆等に作付品目を変更したためであります。

平成28年度と平成27年度の水稲の主な品種ごとの作付面積の比較であります。まずコシヒカリについては、平成28年度1,051ヘクタール、平成27年度1,066ヘクタールで、15ヘクタールの減少となっております。

次に、ひとめぼれについては、平成28年度128ヘクタール、平成27年度124ヘクタールで、4ヘクタールの増加となっております。

また、こがねもちについては、平成28年度、平成27年度ともに28ヘクタールであり、さらに天のつぶについては、平成28年度48ヘクタール、平成27年度57ヘクタールで、9ヘクタールの減少となっており、水稲の作付面積においては昨年と大きな変化はございませんでした。

次に、矢吹原土地改良区内の受益者で、羽鳥ダムの水不足により、やむなく水稲の作付を断念した受益者数

と受益面積のおただしであります。水稲の作付間際になり作付困難と判断し、転作作物の大豆やハトムギに変更した受益者は4名で、面積は約1.3ヘクタールであります。該当する地区については、神田西地区や白山地区であり、矢吹原土地改良区受益地の末端地域でもあります。

近年、羽鳥ダムの貯水量の低下により、受益地の水田に十分な用水が届かず、水稲の生育不良や分けつ不足により、品質の低下や収量が減少し、農業所得の減少を招いており、米価の下落と重なり農家にとっては大きな痛手となっております。

矢吹原土地改良区によりますと、貯水量低下により、平成25年度に初めての取水停止があつて以降、平成27年度、平成28年度と断続的に取水停止が行われている状況にあり、その主な原因として、温暖化による冬の雪不足と考えております。

また、平成27年度から平成28年度は、羽鳥ダムの洪水吐きの改修工事が予定されており、平成27年度には改修工事のため事前調査が行われ、本来断続的に貯められていた用水について、測量及び調査のため平成27年11月から12月の1カ月間、水位を下げざるを得ませんでした。

平成28年度には工事が開始される予定のため、工事期間の11月から来年の1月までの3カ月間は水位を下げざるを得ないことから、冬の降雪量次第では来年度も水不足が懸念されるところであります。

このような状況の中、町といたしましては農業所得の安定を図る上で、国の支援策でもある経営所得安定対策の大豆作付による水田活用の直接支払交付金等の活用や、新たな取り組みとしては、産地交付金の対象でもある転作作物のハトムギの作付について町内両JAや関係機関と連携し、推進を図ってまいりたいと考えております。

最後に、矢吹原土地改良区内における水田の生育被害に対する具体的な対策についてのおただしですが、町では今後収穫までに影響があると思われる水田を確認したところ、寺の前地区では約2.1ヘクタール、白山地区では約0.8ヘクタール、神田西地区では約0.1ヘクタール、住吉地区では約0.7ヘクタールの合計4地区3.7ヘクタールにおいて、生育不良や分けつ不足により品質の低下や減収のおそれがあるのではないかと懸念しております。ただし、今後、生育状況が改善され、品質や収量について持ち直す可能性もありますが、予断を許さない状況であります。被害を受けた農家への対応につきましては、矢吹原土地改良区や農業共済組合、JA等の関係機関と協議してまいりたいと考えております。

また、来年度以降も水不足が懸念される場所ではありますが、新たなダムを建設し水源を確保するためには莫大な費用が必要であり、現実的には困難であるため、町といたしましては、関係機関とともに来年度以降の利水計画の協議・検討を行い、効率的かつ計画的な用水の利活用を推進し、農家の皆様が安心して農業経営を進めることができるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 相当答弁の時間がないように思われますが、何分ほどあるのでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 9分弱です。

○5番（薄葉好弘君） ではまず、地域防災計画の見直しの点で、1点目質問させていただきますが、先ほどい

いろいろ見直しをされているというふうなことでございますが、情報伝達等の全町民を対象とした訓練等はどうなのかと思ひまして、防災無線、難聴対策もしたということでございますから、情報伝達がちゃんとこう、行き渡るような対応、あと当然緊急対策の中で国のほうでもやった時点で支障があったという例もありますので、このような部分の全町内を対象としたような情報伝達も含めた訓練はどうかというふうなことで、予定があるかどうかも含めて質問させていただきたいと思ひます。

それと地域防災計画の中で、庁舎内の災害時に職員の危機管理や行動マニュアル等は作成されているのかをお聞きしたいと思ひます。

それと備蓄倉庫でございます。700名程度の方が避難されて対応できるように5年間の年次計画をもって進めていくというふうな答弁がありました。現実的にその備蓄倉庫には応急復旧資材等も入っていると思ひますので、そういうふうな部分への定期点検はどうするのか。どのように行っていくのかをと、あと非常食ですね。非常食は当然永久ではないでしょうから、賞味期限があると思ひますが、その賞味期限などの保管管理は定期的にどのように行ふのかを質問させていただきたいと思ひます。

端的明瞭で結構でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、今回の秋に防衛訓練で三城目地区の土のう積みをとというふうなことで、これも18年前の、平成10年8月27日に集中豪雨がありまして、県内の地区はかなり被害がありました。死者は11名で、床下床上浸水もあって住宅の被害も大きいということで、当時では福島県で前例のない災害であったというふうなことでございます。先ほどありましたように矢吹町のこの阿武隈川の増水によりまして、三城目地区の東川原地区や谷中地区でも避難された方もいたというふうなことでございますので、今回防衛訓練をやるということであれば三城目地区から私が住んでいる神田地区も含めてですが、谷中地区なりやはり阿武隈川の河川敷、ここをある程度含めた土のう積み等の防衛訓練を実施していただきたいということで、これは要望でございますが願ひしたいというふうなことを考えております。

○議長（熊田 宏君） 要望はできないので、やるかやらないか。

○5番（薄葉好弘君） やっていただきたいと、やっていただけるかどうかをお尋ねいたします。

続いて健康と福祉でございます。敬老会の先ほどダイヤモンド婚及び金婚者は自主申告制というふうなことでございまして、なかなか戸籍から抽出できないというふうなことでございますが、今回マイナンバーのデータがあるわけでございますので、そういうふうな部分から検索をして抽出することができないとか。

まずダイヤモンド婚か金婚式か、当事者がもう忘れてきているのですね。申告しろと言っても、その申告ができない状況です。子供が50歳になったら俺該当しているのかなというふうな思うのですけれども、その当の本人たちが高齢者であって、該当しているかどうか判断できない状況ですので、そこは町は年に1回の年中行事だというふうなことでございますが、表彰される対象者は一生涯に一度のことでございますから、これを行政でやはり案内状を出して、先ほど町長から話がありましたように、長く町に住んでいろいろな形で町に貢献されてきた方でございますので、できればそういう方に行政サービスの一環で町長が言われております自助、共助、公助の観点から、協働のまちづくりの一つであると思ひますので、ぜひ調べて出していただけるように。本当忘れてる方、ほとんどだと思ひます。なかなか私がダイヤモンド婚と言ったら、60年で20歳で結婚しても80歳超えていますから、大体ちょっと軽い痴呆かかってわかっていないという方がほとんどでござい

ますので、何らかその対策を講じていただけないかということで、お尋ねをいたしたいと思います。

あと、あゆり温泉の無料券でございます。配布枚数は年度ごとにふやしてきておりますから、その点については私も大変によいことだと思いますけれども、先ほど町長からの答弁がありましたように、要介護認定の方に配ってもどうなのかなということで、当然自分でも風呂に入れない人が、あゆり温泉まで行って風呂入れるはずはありませんから、そういう方に送るのはどうなのかなと。全員にはがきについていますから全員に送っているそうですけれども、送られたほうも迷惑だという意見が出ております。送っていただけるのならできれば同居の家族で利用できるような対策は講じられないのかというふうな意見が出ておりますので、せっかく3枚進呈していただいておりますが、もっと利活用ができるような方法を検討できないのかと。それが当然あゆり温泉の利用の活性化にもつながると思いますので、そちらはどうなのからお尋ねいたしたいと思います。

先ほど3点目の水不足でございます。先ほど私が話しましたように地球の温暖化で異常気象が、これが異常気象ではなくてこれが通常の気象条件になっていくんじゃないのかなというふうな状況でございますので、毎年水不足等も発生してくるのかなというふうに思っております。水不足を解消するために、物理的になかなか難しいのかと思いますが、今羽鳥ダムを利用している矢吹原土地改良区も含めて新たなダムをつくるというふうな計画は以前にありましたが、矢吹町が反対してなくなったという経過があります。そういうふうな話は私がしたので、田の沢ダムについてなかなか同意を得られなくてできなかった経過がありましたので、その点について新しいダムをつくるような予定があるのか。ダムはなかなか難しいとすれば矢吹町の、この私のほうの住んでいる財産設計がなかなか厳しいものですから、新たに耕作放棄とか休田を含めたため池等をつくるようなことはできないのかもお尋ねしたいと思います。

あと、水田にかわる作物で先ほど町長もありましたように大豆の生産が震災後からつくられておりますが、やはり2年から3年で連作障害でなかなかつけれないというふうな状況もあります。そういうような部分で大豆とあわせてつくれるような作物、こういうのも含めた指導の対応も検討されているのかをあわせてお尋ねしたいと思います。

あと、矢吹原土地改良区と町内にあります矢吹土地改良区の中で、水をうまく利活用できるような連携協議ができないのかなというふうなことで、それもあわせてお尋ねしたいと思います。

以上です。よろしくご答弁のほうお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。残り時間9分弱で質問事項が8個あるので端的にお願いします。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の地域防災計画、9月までに協議を踏まえて町の防災会議で決定をし、周知を図っていきたい。その中に情報伝達を万全にさせていただきたいということで、そうしたさまざまな国・県の情報をスムーズに住民に伝達できるような、そういうものについては今後も徹底をし、万全を期していきたいと思っておりますし、もちろんお尋ねの職員の行動計画、行動マニュアルについてでございますが、これはあります。詳しい内容、時間があれば担当課長のほうから説明をさせますので、よろしくお尋ねしたいと思っておりますし、備蓄倉庫についても応急資機材を含めて700名の避難者に対応を万全を期すために、着々と準備を進めております。いまだ万

全ではないということで、計画的に備蓄を図っていききたい。もちろんそれらについてはきちんとコンピューターによる管理をしまして、その管理に基づいて出納はきちんとさせていただいて、残高等についてもすぐに確認できる状況になっておりますので、そうしたことでご理解をお願いしたい。したがって、定期的な在庫管理については徹底させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

三城目についての防災訓練、土のう積みを実施するというような話をさせていただきました。阿武隈川における避難訓練については、以前にも大きな被害が出たということも含めて、その他の被害が予想される地域についての、河川敷を抱える地区の土のう積みについても実施していただきたいというその要望については、今後早急に検討しどうしたことを対応できるかというものを決定していききたい。意向に沿えるような方向で話を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

敬老会についての金婚、ダイヤモンド婚の夫婦の抽出については、昭和51年に局長通達で戸籍を閲覧することが廃止されました。したがって、法律上今できないことになっております。ただ、どういうことをもってしてその改善を図れるかということについては、なお、この後勉強し、さらにはやれる方向性を持っていくようなそんな要望も機会を見て、していききたいと思っております。現時点でそういうことができないということでご理解をいただきと思っております。なお、あゆみ温泉の無料券の配付でございます。要介護認定者についてははがきと同時に無料券の配布をしても意味がない。送られても迷惑。したがって送られた同居の家族の利用について検討していただけないかという要望については、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

水不足、大変な問題だと思っております。私もこの水不足についての認識は薄葉議員と同じ思いでございます。地球温暖化というものが目の前にぶら下がっていて、こうした渇水状況については常態化してくるのではないかという大きな危惧を抱いております。

この件についてはダム建設、ため池建設も含めて矢吹原土地改良区では協議を進めております。そのほかにも受益地と羽鳥用水の、受益地とコデンプの農家の方の協議、さらには抜本的に用水路の新設、さらには用水ポンプの新設。そうしたことも含めた利水計画を今現在も矢吹原土地改良区では協議を進めております。この協議については矢吹原土地改良区ではなくて、ほとんどの矢吹土地改良区、さらには矢吹町、そうしたもので大勢の関係する人たちとの協議が必要だろうということで、そうしたことを平成28年度にさらに協議を深めていききたいということで、今矢吹原土地改良区、町のほうと話し合いを持って、そうした方向性でスケジュールを定めながら平成29年の通水に万全を期していききたいというふう考えております。

ただ1点だけ、田の沢ダムについては矢吹町が反対したということについては、私はその当事者でございますので、そういう事実はございません。反対したのは別の市町村でございますので、そうしたことでご理解をいただければと思っております。

以上、私のほうから限られた時間で。なお、答弁のほうで漏れている点があれば再々質問の中で質問をお願いしたいと思います。

以上で私からの再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

職員の災害時の行動マニュアルについてのご質問ですが、災害対策本部員としての時系列的に、例えば発生時、発生時から3日後、あるいは1カ月。時系列的にそれぞれの分野にそれぞれの課が何をやるかというような行動マニュアルは案ができております。これにつきましては、先ほど申しましたように地域防災計画とあわせて完成をさせまして、非常時の対応に当たっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 再々質問をしたいと思いますが、まず田の沢ダムの見解は私が違っていたというふうなことで、私も訂正させていただいて、私は当時そういうふうなお話を聞いた記憶がありましたので、記憶だけで言っていましたので、わかりました。すみませんでした。

先ほどの答弁の中で、非常食の賞味期間、これの答弁がちょっとなかったものですから、非常食の賞味期間、期限というかそれはどのぐらいで、それを定期的にどういうふうに入れかえをしていくのかなど。これを質問したのは、ほかの地区でやっているところは、こういう備蓄倉庫の非常食を賞味期限が切れるときに防災訓練をして、そのときに配布をしたりして対応して消化しているというふうなお話を聞いたものですから、賞味期限をそういうふうな期間が過ぎる前にやって、それを防災訓練とあわせて利用しているというふうなお話を聞きましたので、そこら辺町としてはどのように考えているのかをお尋ねしたいと思います。

この間全協で配られたハザードマップでございますが、ハザードマップの中に私の住んでいる神田地区の赤池がありまして、これにつきましては私が先ほど土のう積みをやっていたと言った谷中地区がここが1軒、現時点で池が決壊した際に浸水するというふうな見込みがあります。先ほど言ったように異常気象で当然川が増水すれば当然池も増水して、起こるときには一緒に起きますから、そういうのも含めた部分で谷中地区は平成10年のときにも水が上がって住宅の間際まで来たという経過がありますから、そういうような部分もあわせてやっていただきたいというふうなことで思いましたが、ここの部分、赤池の決壊するハザードマップによる防災の対応についてはどうなのかを質問させていただきます。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、薄葉議員の再々質問にお答えさせていただきます。

食料品の備蓄関係で賞味期限の管理をどうするかという、どうしているのかというふうなお尋ね、答弁が漏れて申しわけございませんでした。

基本的に食料品の備蓄は現在考えておりません。その理由は災害援助協定を結んでいます。コメリ等において、なおかつ白河青果、また丸水白河魚市場等々と、そうした生活物資、食料品等についての物資については、災害援助協定を結んでいるということもあってその備蓄をせずに、したがって管理についてはしていない

現状でございます。なお、水については矢吹町で生産しているペットボトルがありますので、賞味期限に応じた管理をさせていただいているところでございます。

もう一点の防災訓練の絡みでございますが、谷中地区の問題、新たに水防訓練等を実施してほしいということでございますが、今回予定しているのは三城目地区ということでございますので今すぐに対応できるかどうかも含めて検討はさせていただきますが、今回広範囲にわたった予定をすることについては時間的にもかなり厳しいものがある点だけご賢察いただければというふうに思っております。

以上で再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 以上で、5番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

ここで、昼食のため暫時休議いたします。1時に再開します。

（午前11時48分）

○議長（熊田 宏君） 再開させていただきます。

（午後 1時00分）

◇ 藤 井 精 七 君

○議長（熊田 宏君） 引き続き一般質問を続けます。

通告3番、12番、藤井精七君の一般質問を許します。

12番。

〔12番 藤井精七君登壇〕

○12番（藤井精七君） 議場の皆さん、こんにちは。

そして傍聴席の方々、本当にありがとうございます。

同僚議員とダブるところがありますが、私なりに質問したいと思います。よろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして順次一般質問いたします。

3年連続の羽鳥ダムの渇水状況、特に被害の多い矢吹第3水系、今後の改善がなかなか難しい地区でございます。転作等の指導、協力ということで伺います。

私もこの水商売、水系の委員長という役を務めて約20年近くになりますが、本当に水商売は難しいものだな、ここ3年続けて見ているんですが、特にことしの被害。私が神田の坂から町のほうにほとんど毎日のように出てきていますが、今稲穂のこうべ垂れるでなく、ひえの黒さがますます目立つ、そういう水田の状況でございます。きのは矢吹町出身のビッグスターであります中畑清さんを迎えて、楽しく元気にやぶきフロンティア祭が行われましたが、私も元気が一番という気持ちで毎日を過ごしているつもりですが、この3年間、特にことしはなかなか元気が出ないのも本心でございます。

ことしは本当に多くの皆さんに心配をかけておりますが、このように先ほども言いましたように、最悪の状況、こうした水不足に見舞われた年でございました。矢吹第3水系はポンプの施設が7カ所あって、水田に水を供給している地域でございますが、その7カ所のうち、4カ所の施設が落水を利用しております。ことしは落水からそうした水もなく、ポンプの稼働が本当に毎日の稼働ができなくて、とめたり、稼働したりという

日々でございました。

私の水系の昨年度27年度の決算状況ですが、決算額で約1,000万円の金額になります。その中で電気料が約600万円、そして7カ所のポンプがありますから管理者5名を頼んでおります。そうした管理者の手当、200万。また、各種の工事等で100万。地区への補修等への助成20万円と、水系を維持していくのにもかなりのお金がかかる地域でございます。そうした第3水系を維持していくために、賦課金をいただいておりますが、水も来ないのに、そして改良区にもお金を払わなくてはならない。また、水系にもとられる。本当に払いたくても払えないという悲痛な声をかなりの人から語られました。ことしも水不足を予想して、大豆またはハトムギ等の転作した水田もありましたが、各農家個人個人の考えで転作もばらばらの状態でした。私の水系は9集落という多くの集落たちが第3水系に加入、地権者が加入していただいておりますが、そうした中でなかなか意思疎通というのが行き届かないのが現状です。転作等で土地改良区はもちろん、農協、また、行政の指導・協力も大変必要になってきております。同僚議員も心配して質問してくれましたが、本当に来年も秋からの工事が入ると今から転作を決断しなければこの水系はやっていけない。そうした私は今思っております。私も1人でも多くの声を聞いて、農家の第3水系の地権者の皆さんに少しでも迷惑がかからないように、そういう気持ちで現在思っておりますが、改良区、農協、そして町、行政の指導、こういう力強い指導も必要でございます。町長の考えを伺います。

次に、放課後児童クラブ、三神小学校は公民館を利用して事業を行っているが、今後児童館を建設し、4小学校の児童クラブの実現はということで伺います。

平成8年4月から矢吹小学校で始まり、私の地区三神は平成19年4月から放課後児童クラブが実現し10年になりますが、実現するまで中畑小学校の児童クラブにお世話になった父兄も数人いて、私は三神小学校でもぜひやってくださいという、そういう思いで一般質問したことがあります。矢吹小学校から10年以上おくれて実現したわけで、やっぱり三神は三神なんだなという、そういうふうにも思ったこともあります。そうした中で三神小学校では空き教室がなく、公民館はすぐ隣にありますからその三神公民館の1階のほうを利用してスタートしました。現在対象児童の拡大で2階を利用しておりますが、定員数50名、利用者が30名以上ということで三神小学校の児童の4分の1以上が利用しているようでございます。こうした事業で多くの父兄の方々が助かっている、そういうことも事実でございます。しかし、三神公民館は利用頻度が少ないから放課後児童クラブに使っていただいても差し支えない、そういう考えもありますが、放課後児童クラブが使っているから遠慮してしまう、そうした声もないわけではありません。

こうした町を大きな目で見ますと、三神が、旧三神がまた取り残されてしまうんじゃないかと、そういうふうな思いもあります。町長は町の中心市街地活性化、人と人でにぎわいということでいろいろ事業計画を立てておりますが、現在の商店街、私のほうから見ますとあの地域を残念ながら中心市街地と言う人、こういう人はそんなに多くはありません。そうした中で将来の子供たち、安心して産み育てていける矢吹町、こうしたためにも、児童館建設というそういう事業、計画も決して早くはないと思います。町長、教育長の考えを伺います。

特別養護老人ホーム建設の今後の見通しは。また、施設利用者が要介護3以上となったため、入所希望者が減少しているという報道もありますが、矢吹町の現状はどうか伺います。介護報酬が2015年度改定されました

が、そうした改定の影響が各分野で出ております。介護保険は2000年の制度発足以来、利用料は1割負担が続きましたが、昨年8月から一定所得以上の利用者に2割負担を求める、そういう仕組みが導入され、さらに2割負担の対象者を広げる、そういう計画もあります。そうした中で介護事業所の62%が減収、経営難、人手不足、またそうした中で介護事業所の倒産、小規模事業所の倒産、こういう現実が今、目の前にあります。

国が描く医療の将来像は川上、上流から川下、下流へ、入院から在宅へ、医療から介護へ、介護から市場・ボランティアへと医療と介護を取り巻き、医療・介護の自己責任というそういう制度に今なろうとしている、そういう思いがあります。そうした中、川下にとどまれない人たち、そういう人たちは介護殺人、また心中、孤独死というそうした現実もあります。私もあと6年で後期高齢者になりますが、特別養護老人ホーム決定事業者が取り下げて辞退し、そうしたことは今言いましたように特別老人養護施設、そうした事業に対しての魅力がなくなったのか。そういうそうした思いもあります。再募集して整備のめど、開設時期、これにあわせる見通しは伺います。

また、先ほど言いましたように、施設利用が要介護3以上となったため、待機者、希望者が減少しているというそういう報道もありますが、矢吹町の現状はどうなっているのか伺います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、12番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、羽鳥ダムの渇水状況についてのおたただしではありますが、薄葉議員への答弁と重複いたしますが、近年、羽鳥ダムの貯水量の低下により、受益地の水田に十分な用水が届かず、水稻の生育不良や分けつ不足により、品質の低下や収量が減収し農業所得の減少を招いており、米価下落と重なり農家にとっては厳しい状況となっております。

矢吹原土地改良区によりますと、貯水量低下により平成25年度に初めての取水停止があつて以降、平成27年度、平成28年度と断続的に取水停止が行われている状況にあり、その主な原因としては、温暖化による冬の雪不足や梅雨の降水量の減少にあると考えております。

また、平成27年度から平成28年度は、羽鳥ダムの洪水吐きの改修工事が予定されており、平成27年度には改修工事のため事前調査が行われ、本来、継続的に貯められてた用水について、測量及び調査のため平成27年11月から12月の1カ月間、水位を下げざるを得ない状況でありました。

平成28年度には、改修工事が開始されるため、工事期間の11月から来年の1月までの3カ月間は水位を下げざるを得ないことから、冬の降雪量次第では来年度も水不足が懸念されているところであります。

特に、矢吹第3水系の寺の前地区、白山地区、神田西地区、沢尻地区においては、過去3年間の水不足により、水稻の生育不良や分けつ不足があり、被害が多く出ているところであります。

町といたしましては、今年度の羽鳥ダムの工事次第では水不足が想定されるため、毎年農業用水を安定的に供給することができない地域について、大規模な集団転作による大豆やハトムギ等の作付を推進し、国の支援策でもある経営所得安定対策の各種交付金等を活用し、農業所得の安定が図られるよう、土地改良区を初め各関係機関と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、4小学校合同の児童クラブの実現についてのおただしであります。現在町内4小学校それぞれにおいて放課後児童クラブを設置しており、主に放課後から夕方にかけて開設し、生活・学習・遊びの場を設け、保護者の方が仕事等により家庭で面倒を見ることができない児童の健全育成を図るとともに、保護者の就労支援を目的に実施しております。

矢吹・善郷・中畑小学校については空き教室等で、三神小学校については隣接する三神公民館の2室を利用し運営しており、児童が放課後に移動する際の利便性や安全性が確保され、また送迎についても児童クラブ利用児童の住まいに近く、経路は明確であり、駐車場所も確保されている点から、立地条件は良好であります。

このような現状を踏まえると、議員おただしの児童館の建設及び4小学校合同による児童クラブの実現については、場所の選定や財源の確保、加えて各校からの移動手段等、数々の課題があり、それらを鑑み、当面は現状での運営を考えております。

ただし、仮に将来的に児童数が著しく減少し、小学校の維持が困難となった場合、小学校、児童クラブの統合も視野に入れる必要が出た際には、今後におきまして人口推計等を注視し、このような事態にも備えてまいりたいと考えております。

こうした状況を防ぐためにも、児童クラブはもとより、保育園や認定こども園等の子育て支援施設及び各種子育て支援施策の充実を図り、本町における若年層の人口減少に歯どめをかけ、安心して子育てができるまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、特別養護老人ホーム建設の今後の見通しと、入所希望者の現状についてのおただしであります。鈴木一夫議員への答弁と重複いたしますが、町では第6期介護保健事業計画に基づき、平成27年度に介護老人福祉施設整備予定事業者を公募し、（仮称）社会福祉法人太陽会を事業者として選定し、開所予定時期を平成29年12月として事業計画が進められ、事業者主催による予定地の行政区住民への説明会が開催されており、平成28年6月には町から県へ、整備計画と住民同意に関する意見書を提出いたしました。

取り下げに至った経緯としましては、平成28年6月15日に、事業者から町へ事業者選定の取り下げ書の提出があり、聞き取りの結果、資金計画に大きな差異が生じ、スケジュールも著しく遅延していることが確認されたため、今後事業進捗のめどが立たない状況であるとの判断により、やむを得ず平成28年6月30日付で事業者の選定取り消しを行ったところであります。

町といたしましては、特別養護老人ホームの入所待機者が平成27年4月現在で66名と、多数の方が入所を待たれている状況であり、施設整備により入居待機者解消を図ることは、町の高齢者福祉の充実を図る上で大変重要な施策であると認識しており、整備予定事業者を再公募により再選定することといたしました。

なお、事業者は募集要項により社会福祉法人または社会福祉法人を設立する予定の団体としております。介護保険制度における各種介護サービスの提供につきましては、民間活力を大いに生かす分野であると認識しており、経済活動の活性化、本町の行政運営の適正化の視点等から、民間事業者の参入による施設整備、運営が望ましいと考えております。

施設の種類及び規模につきましても当初計画どおりとし、整備期間は当初計画より1年おくれとなりますが、平成29年度から平成30年度、開設時期も1年おくれとなる平成30年度中を予定しております。

特別養護老人ホームの入所基準は、平成27年4月の介護保険法改正により、原則として介護認定による要介

護3以上の方に限定されました。これは自宅での生活が困難なため、入所を希望されているにもかかわらず入所待ちにより在宅生活を続けている重度の要介護状態の方が、これまで以上に優先的に入所することができるようにするための改正であります。町の特別養護老人ホーム入居待機者数は、平成26年4月時点で70名、平成27年4月時点で66名と4名の減少であり、入所基準が要介護3以上に限定された後も大きな減少はない状況であります。

町では、介護保険事業計画に基づき、介護保険事業の円滑な運営と高齢者福祉施策の推進を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、12番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 続いて答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 12番、藤井議員の質問にお答えいたします。

4小学校合同の児童クラブの実現についてのおただしであります。放課後児童クラブは放課後あるいは夏休み等の長期休業時に、保護者の就労等により家庭において面倒を見ることができない児童の安全を確保するとともに、児童の健全な育成を図る事業を実施し、児童の福祉向上を図ることを目的として町内各小学校に設置されております。

入所児童は年々増加傾向にあり、本年4月現在、矢吹小学校が43名、善郷小学校が103名、中畑小学校が53名、三神小学校が33名の合計232名であり、5年前の平成23年度から87名増加しており、全児童937名の約25%が利用している大変重要な事業であります。

入所児童の増加に伴い、これまで利用していた各学校の空き教室及び三神公民館の一室では児童を収容し切れなくなったため、新たな空き教室の確保や三神公民館2階視聴覚室を専用使用することにより対応してきた経過がございます。今後もこの傾向は当分の間続くと思われ、場所の確保に努める必要があると認識しております。

そこで議員おただしにありました児童館の建設並びに4小学校の児童クラブの統合は、こうした状況を解決する有効な手段であると認識しております。

しかしながら、先ほど町長からの答弁にもありましたとおり、建設する際の財源確保が大変難しく、現在の所在地が利用する児童や保護者にとって利便性が高いため、当面現在の場所で運営を続けていく考えであります。

ただし、将来的に児童数が著しく減少し、小学校の統合が必要となれば、あわせて児童クラブの統合も行われることとなりますが、現状においては引き続き、4小学校それぞれにおいて児童クラブを運営し、児童の安全確保及び健全育成に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、12番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

12番。

○12番（藤井精七君） それでは、再質問させていただきます。

羽鳥ダム漏水状況について再質問いたします。

8月26日産業振興課調べで先ほど町長から答弁がありました。3.7ヘクタール、こういう被害面積が出ておりますが、私が先ほど言いましたように本当に今すぐいひえの状態です。もう一度調べれば状況はかなり8月26日と変わると思います。ぜひ私も同伴しますから改良区と役場で再度現地の調査、これを私は要望しますが、町長の考えを伺います。

あと、特別養護老人ホーム建設の見通しということで伺います。私が先ほど言いましたように、特別養護老人ホーム、こういう施設の倒産がかなり出ております。そうした中でこの事業に対して飛びつく業者、魅力があるというそういう事業者が出てくるのかという心配もあります。やはりこうした最悪の状態を考慮して、町長の決意も必要となってくると思います。そうした町長の考え、決意のほどを伺います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 12番、藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目の羽鳥ダムの漏水状況についてでございますが、再質問の中で8月26日に町で4地区3.7ヘクタールの被害面積があるというような答弁をさせていただいたところでございますが、再度詳しく調べればもっと被害が拡大するのではないかというようなことで、町としてそういう考えがあるのかというようなことでございますが、町で再調査する考えはございません。かわりまして藤井議員もご存じのとおり、正確な被害調査については、共済組合が毎年実施しております。この地区におきましても9月19日、現地の評価ということで、被害のあった場所、地区の専門家を交えて地区の役員が評価を加えていくということでございますので、そうした評価の内容を参考にしながら、今後町としてどんなことができるかということについては、協議を深めてまいりたいと考えております。

2点目については、特別養護老人ホームについてでございますが、これは先ほども答弁させていただきました。9月26日から10月25日にかけて公募をかけてまいります。事業者がどのような形で手を挙げていくか、その推移を見守っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上で再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

12番、藤井議員。

○12番（藤井精七君） ありがとうございます。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はないのですね。

以上で、12番、藤井精七君の一般質問を打ち切ります。失礼しました。

◇ 三 村 正 一 君

○議長（熊田 宏君） 続きまして通告4番、2番、三村正一君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 三村正一君登壇〕

○ 2 番（三村正一君） それでは、議場の皆さん、こんにちは。

そして傍聴席の皆様、お忙しい中議会傍聴においでいただき、まことにありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

それでは、通告いたしました質問をさせていただきます。

まず最初に、排水路の除染、すなわち道路側溝の汚泥除去についてであります。

東日本大震災から5年6カ月が経過いたしました。あの発災時のとき、町は住民、特に農家の方々に、側溝の汚泥の泥上げをしないように禁止の指導をしてきたと記憶しております。その後、汚泥の処理についての町の対応は、空間放射線は除染基準以内で問題がないとしながらも、泥上げ禁止の指導解除には至っていない現状にあり、住民の要請に対しても国の予算がつかないために実施できないとしております。このような中、いわき市では、国に財源措置を要望してきたが早急な対策が必要と判断して、自主財源で側溝土砂を除去することとし、5億7,000万円の補正予算を計上しています。これらを踏まえて町の認識と方針、その対策についてお伺いをいたします。

2番目の質問でございますが、政府は健康日本21（第2次）で、全ての国民がともに支え合い、健やかに生活できる活力ある社会の実現を掲げて国民運動として展開しております。その推進の基本的な方向として5つの方向が示され、その2大目標として高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上により、健康寿命の延伸を実現する。また、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康格差、都道府県、市町村間の健康格差の縮小を実現するとされております。このような観点から質問いたします。

第6次矢吹町まちづくり総合計画で、1番目に健康のまちづくりを推進します。健康づくりの推進が計画されております。その中で矢吹町データヘルス計画、保健事業の計画でございますが、平成28年3月のものによりますと、健康課題について男性の平均寿命、健康寿命ともに同規模、県、国平均より短くなっております。また、死因の割合においても男性の心臓病、脳疾患、糖尿病の割合が同規模市町村、県、国の平均より高くなっております。女性については平均寿命、健康寿命ともに平均を上回っています。さらになん、糖尿病、高血圧症の割合が高くなっております。このような中で健康寿命の延伸と健康格差について、町はどのような取り組みを実施しているのか、今後の方針についてお尋ねをいたします。

3番目の質問ですが、教育長にお尋ねいたします。

初めに、教育委員会の皆様には日ごろから多岐にわたる町の教育行政について指導、監督、ご協力をいただいておりますことに敬意と感謝を申し上げます。

最初に、学校教育についてお尋ねいたします。

第6次矢吹町まちづくり総合計画のもと、矢吹町教育大綱が作成されております。その中で子供たちの確かな学力と生きる力を養うため、よりよい学校教育の質の向上と、環境の充実を進めることが目標とされております。小中学校の教育方針についてご父兄、保護者は言うまでもなく、地域住民の方々に協力をいただき、町ぐるみで子育てを応援する体制づくりとして明快な方針を広報、周知する必要があると思っております。

1つ目の質問でございます。矢吹町の小中学校の教育指導の方針について、どのようなお考えで振興を図っているのか。また、それらの方向については、町民の皆様への広報活動はどのようにしているのか、お伺いを

いたします。

2点目でございますが、矢吹町の小学生、中学生の学力の現状、学力向上の対策についてお伺いいたします。8月20日に矢吹町少年の主張大会が開催され、矢吹中学校の生徒の代表者が発表いたしました。その中で1位になった1年生の方が38の数字を示し、この数字が私たちの偏差値の数値であり、秋田県の数値は72であるので、読解力向上のために読書習慣を身につける決意を述べました。私はその決意に大変感心をいたしました。

質問いたします。現状の教育レベルはほかの県や県内市町村と比べてどのようになっているのか。全体の学力向上の対策と、個々のやる気の生徒に対しどのような対応をしているのかをお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（熊田 宏君） 3の矢吹まちっ子標語づくりというのが抜けていますけれども。

○2番（三村正一君） すみません、3つ目の質問ですが、ならぬものはならぬものです。会津藩校日進館の10の掟の最後の言葉です。会津に行くと数多く目にする標語になっております。会津の方々の精神的なよりどころになっていると言われております。また、先日行ってまいりましたが、小田原市でも、おだわらっ子のお約束として、「明るく笑顔で挨拶します」で始まる10カ条の看板が町中に表示されております。この近辺でも西郷村でも西郷村子ども人権会議と教育委員会で、西郷村子ども宣言として「命を大切にします」から始まる7項目を設定しており、子供たちが毎日使うファイル、こんな形のファイルなのですがこれを配って、名前を記入して毎日これを見ながら勉学に励むように工夫されております。この町の教育委員会として標語の作成や広報、PR等を進めることについてお伺いをいたします。

以上、3項目についてご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、排水路除染についてのおただしであります。7月29日付の福島民報において、「環境省の方針として基準未達の側溝汚泥について、国費で除去する」との報道がなされましたが、現時点で環境省及び福島県からは、具体的な支援策についての提示はなされていない状況にあります。

これまでも側溝汚泥の土砂撤去については、本町を含む県内の各市町村において、解決すべき喫緊の課題として認識しており、これまでもさまざまな機会を通じて国・県に対して課題解決に向けて支援要請を行ってまいりました。

これまでの市町村の要望を踏まえ、去る8月23日に福島県、福島県市長会、福島県町村会の連名で、国に対して道路側溝堆積物や河川堆積物土砂など放射性物質汚染対策特別特措法に基づく除染以外で生ずる土壌等の処理に関する仕組みを国が構築することを求める「道路側溝堆積物や河川土砂等の処理に関する緊急要望」を提出いたしました。

町といたしましても道路側溝等の土砂堆積は、側溝の流下能力低下を招き、周辺地の冠水の原因となり、住民生活を脅かすことから、重要な課題であると認識しております。

これまでもゲリラ豪雨の際に、土砂堆積により側溝があふれて冠水、浸水等の被害のおそれがある箇所につ

いては、緊急性や土砂の堆積率に応じて排水路の土砂撤去工事及び排水路の改良工事等を実施しているところ
であります。

また、道路除染に伴う排水路等の土砂撤去については、空間放射線量基準値が毎時0.23マイクロシーベルト
以上ある箇所が対象であり、本町の排水路除染を含めた道路除染については、8月末をもって全て完了して
おります。

空間放射線量が基準値未満の道路側溝に堆積している土砂撤去について、東京電力福島第1原子力発電所事
故以前は、行政区との協働作業によって側溝の土砂撤去が行われておりましたが、事故以降については放射線
量等の影響を考慮し、各行政区などで実施していた土砂撤去が自粛され、土砂堆積が増大している状況にあり
ます。しかし、撤去した土砂の処分先や仮置場等が現時点で決まっておらず、除染作業で出たもの以外は中間
貯蔵施設へ搬入できないこととなっております。また、事業実施には多額の事業費が見込まれることから、担
当部局との連絡調整を密にし、今後も引き続き事業の具体化について国及び県に対し要望を行ってまいり
ます。

また、今後、国の事業方針が確定した場合には、速やかに事業に取り組めるよう、事前調査を含めた現状の
把握、実施体制の準備、関係機関との連絡調整を図り、議員ご指摘のように円滑な事業推進のため、組織体制
づくりや事前準備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に矢吹町の平均寿命と健康寿命についてのおただしであります。平成27年度に策定いたしました国民
健康保険被保険者を対象とした矢吹町データヘルス計画における平均寿命につきましては、国は男性79.6歳、
女性86.4歳、福島県は男性78.8歳、女性86.1歳、矢吹町においては男性78.3歳、女性86.7歳となっております。

健康寿命につきましては、国は男性65.2歳、女性66.8歳、福島県は男性が64.9歳、女性が66.9歳、矢吹町に
おいては男性が64.5歳、女性が67.3歳と男性は国・県より低く、女性は国・県より高い数値となっております。

これら平均寿命と健康寿命の差を見ますと、国は男性14.4歳、女性19.6歳、福島県は男性13.9歳、女性
19.2歳、矢吹町においては、男性13.8歳、女性19.4歳であり、男女間での健康格差が顕著にあらわれて
おります。

なお、一般的に使用されます厚生労働省市町村別生命表による平均寿命と健康寿命につきましては、現在平
成22年国勢調査をもとに算出された数値が現時点で公表されている最新のデータであり、平成27年国勢調査を
もとに算出された新たな数値につきましては、今年度中に公表される予定となっておりますので、改めて報告
させていただきます。

さて、矢吹町データヘルス計画により現状と健康課題を分析いたしますと、本町は脳血管疾患、心臓病、糖
尿病による死亡が国・県と比較して高く、糖尿病、高血圧症、慢性腎不全による医療費の割合も高くなって
おります。

平成26年度特定健診受診率は51.3%であります。40歳から50歳代の働き盛りの年齢層の受診率が30%台と
低く、特に男性はどの年代においても女性より受診率が低くなっております。また、健診結果における血圧や
血糖・脂質検査等の有所見者の割合も、男女ともに全ての項目で国・県よりも高くなっております。これらの
健康課題から、平均寿命及び健康寿命の延伸には、生活習慣病への対策が大変重要となってまいります。

今後の取り組みといたしましては、特定健診の受診率向上のため、広報紙の活用や厄年など年回りで気にな
る世代へのダイレクトメールの送付、40・50歳代の働き盛りの世代をターゲットに、小・中学生を通じた保護
者へのチラシ配布など、家族ぐるみで健康を話題にし、健診を受ける機会になるよう、生活習慣病の知識の普

及と健康意識の高揚を図ってまいります。

また、未受診者対策といたしましては、今年度21名の保健事業訪問員が前年度健診未受診者1,400名に対し、7月1日から8月12日までの期間1,144名を戸別訪問し、健診の重要性を説明しながら受診勧奨をいたしました。

さらに、各年代に応じた内容の受診勧奨ハガキを送付しており、例えば40歳代の女性には、仕事や家事、子育てに忙しい毎日ですが、健康に目を向ける機会として健診を受けましょう。また、50歳代の男性には、自覚症状がないから大丈夫とと思っていても、代謝機能が低下するため生活習慣病のリスクが高まりますので、健診を受けましょうなどのメッセージを加え、受診勧奨の強化を図っております。

これらの取り組みとともに、生活習慣病の重症化防止対策としましては、メタボ該当者及びメタボ予備群の方への特定保健指導の実施や治療の必要なハイリスク者への家庭訪問、健康づくり講演会や糖尿病予防・改善教室等の教室を開催し、健康長寿のまちづくりを目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で2番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 続いて答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 2番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、矢吹町小中学校の教育方針についてのおただしであります。矢吹町教育委員会では、町長と教育長、教育委員で構成している教育総合会議において、町長から提案され、協議の上定められた「矢吹町教育大綱」の基本理念、「緑豊かな大地に主体的に生きる心豊かな人間の育成」をもとに、各小中学校では次のことを大事にした教育の推進に努めております。

変化の激しいこれからの社会を生きるためには、基礎的基本的な知識、理解、技能を初め、思考力や判断力や想像力などの確かな学力を身につけ、規範意識や思いやりなどの豊かな心と健やかな体をバランスよく育て、「生きる力」を身につけさせていくことを重視した教育の推進であります。

この生きる力を身につけさせるため、子供たち一人一人、各教科や特別活動・道徳などの日々の学習をしっかり行う指導を通して、日々の授業の内容が「わかる・できる」ようになり、やればできるという自信を持つようにすることが大事であります。それが、みずから課題を見つけ、みずから課題を解決していこうとし、未知の分野についても難しい課題にもどこまでも諦めず挑戦し続け、将来にわたってみずからの人生を切り開いていこうとするたくましい人間の育成につながってまいります。

そして、諦めずに挑戦し続ける健康な体と体力の向上、また、もし暗い表情をしている子がいれば、教師からも周りの子供たちからも「どうしたの」と声をかけられ、互いに助けあい思いやる人間関係の醸成が大切であります。

子供たちが進んで読書をし、知的好奇心や豊かな感性をさらに磨き、みずからの可能性を広げ、生涯にわたって読書に親しむ人間に育成したいのであります。

そういう人間の育成のためには、日々の学校生活は楽しいことが第一であります。楽しいだけでなく充実

してはなりません。

矢吹町の小中学校においては、このようなことを大事にしながら、さらなる教育の充実に努めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹町小中学生の学力の現状についてのおただしであります。学力とは何か、ということにつきましては、学者によりさまざまな考えがありますが、よく言われるのが、見える学力と見えない学力ということでもあります。それは、氷山の一角すなわち見える学力、テスト等ではかれる学力であります。氷山の下には大きな見えない氷山の塊があるわけでもあります。測定することが難しい学力というわけでもあります。全国一斉学力テストの結果についても、文部科学省では、テストの結果が小中学生の学力の全てではないこと、テスト結果のみについて問題視することがないよとの注意を喚起しているわけでもあります。

とは言いましても、小中学校では評価をし、テストも行っております。テストではかれる学力ということをご理解いただきまして、矢吹町の小中学校の学力テスト結果の現状について述べさせていただきます。

矢吹町の小中学校では、1年間に標準化された次のような3つのテストを行っております。

1つ目、全国標準テスト。国語、算数・数学、社会、理科の結果は、小中学校どの学年平均も全国平均とほぼ同じであります。

2つ目、県下一斉テストは、国語、算数・数学、理科であります。町小学生の平均はこれまで県平均とほぼ同じか、若干下回るという結果が多くありました。中学生は県平均と比べ下回っておりました。

3つ目、全国一斉学力テストは、基礎的なA問題と応用問題のB問題とありますが、これまで全国平均と比べて町小学6年生の国語AB算数ABはともにほぼ同じか、年度によっては若干下回るか若干上回るという結果が多くありました。すなわち、少しだけ下回ることが多いときがありましたが、上回ることもあったということでもあります。ただし、算数のBの応用問題は下回ることが多くありました。中学3年生の国語AB数学ABは、国語はほぼ同じということもありましたが、総じて下回ることが多く、特に数学Bの応用問題は下回っておりました。

このような現状に対する町の学力向上対策であります。まず、平成19年度に矢吹町学力向上対策推進会議を設立し、各保育園、幼稚園、小中学校と光南高校を含めて取り組んでおります。

保育園・幼稚園では、小学校生活で困らない生活習慣がどの子にも身につけていること。小学校では、中学校生活で困らないような確かな学力がどの児童にも定着していること。中学校、高校では、希望する進路実現のできる確かな学力がどの生徒にも定着すること。小・中・高校での共通事項としては、家庭学習の習慣がどの子にも身につけていること。これらのことを町内の保育園・幼稚園・小・中高等学校・光南高校では、全職員の共通理解のもと指導に努めております。

また、小・中学校、高校では、年に1回は授業公開と授業参観後に協議会を行い、望ましい授業のあり方、具体的な指導の方法などについて、教員研修を行っております。

そして、秋田県大仙市教育委員会と連携し、大仙市の小中学校教育の視察研修を4年間行ってまいりました。今年度は大仙市のベテラン教員が矢吹町に来て子供たちへの授業後、授業の進め方や、子供たちへの指導のあり方の指導をお願いしております。

そのほか、夏季休業中の小学6年生全員、中学3年生全員に塾講師による夏期講習会を実施しております。

さらには、小学6年生のブリテッシュヒルズ研修、中学生への教科の検定試験受験料の半額負担、そして幼稚園・保育園児や小中学生の読書指導に力を入れております。

また、家庭学習の強化策として、毎日の家庭学習の奨励と、特に毎週水曜日はノーメディアデーとして、テレビやゲームなどはやらないで、家庭団らん、家庭読書、家庭学習などをして過ごすことなどを勧めております。

これまでのさまざまな取り組みにより、教職員が何度も話し合い、授業のあり方などを改善しながら、小中学校では統一した授業の進め方を定め、それに基づいた授業の推進に努め、児童生徒は目当てを持って授業に取り組めるようになってきております。

また、平成26・27年度と県の指定を受け、「つなぐ教育」の実践により、小中学校の連携が一層よくなり、小学校の授業内容を中学校教員が把握することで、子供たちがこれまで学んできたことについて理解が深まったことが、大きな成果の一つであったと捉えております。

子供たちを取り巻くさまざまな要因もあり、学力向上の効果は短期間で図られるものではありませんが、これらの施策の一つ一つにしっかりと取り組み少しずつ向上できるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、矢吹まちっ子標語づくりについてのおただしであります。議員ご提案の標語による教育活動の取り組みにつきましても、標語は簡潔な内容であるため、目標が確認しやすく、わかりやすい文章で覚えやすいことから、これまでも学校等で活用しており、今後も内容を充実させ、継続してまいりたいと考えております。

現在子供たちは、家庭、学校等で実施している標語の活用方法については、矢吹の教育を考える会では平成26年度に具体的な学習習慣、生活習慣を示すための標語として、4つの標語を提言いたしました。

提言1は、「家庭で勉強する習慣を」、提言2は、「食事や睡眠などを適切にとる（早寝・早起き・朝ご飯）習慣を」、提言3は、「テレビやゲーム、携帯電話、パソコンなどの使用はルールを決めて」、提言4は、「読書を楽しむ習慣を」であります。特に、提言3のメディアコントロールについては、全国的な課題でもあるため、平成27年度から具体的な行動として、毎週水曜日をノーメディアデーに町内の学校等で統一し、実施しております。

なお、メディアにふれない時間で生まれる時間を「やぶきの時間」と表現し、その時間を保育園幼稚園から中学校の子供たち全員に配布している「やぶき子ども100選」で推薦している本の読書や、家族との団らん、趣味や特技を磨く時間とすることを教育委員会では推奨しているところであります。この取り組みについては、町外の学校等では、毎週水曜日にノーメディアデーと表示したのぼり旗を掲げ、子供たちへの周知を図り、町民の皆さんには町の広報誌に内容を掲載しお知らせをしておりますが、町全体としてさらに広げるため、今後は公共施設でも学校と同じのぼり旗やポスター等の掲示を行ってまいりたいと考えております。

また、各学校では、教育目標をわかりやすく児童生徒に理解させ、行動に結びつけるため、命を大切にする、仲間を大切にする、最後まで頑張るなどを標語として掲げ、学校教育活動の柱としております。教育委員会でも集団生活の心構えや豊かな心を育てるために、生徒指導連絡協議会から提案された3つの「あ」、あいさつ、あつまり、あとしまつ、2つの「心」、あやまるこころ、ゆるすこころを標語として示しているところであります。

これら取り組み以外に、また、昨年度から、保育園、幼稚園、小学校、中学校では、礼儀作法の一つとしてあいさつの仕方を、言葉が先、礼が後を共通の動作とする語先後礼（ごせんごれい）という漢字4文字を活用したところ、わかりやすさから子供たちに浸透されつつあります。

こうした活動につきましては、9月より運用を始めました「矢吹町教育ポータルサイト」を活用し、広く町民の皆様に標語による周知についても、検討してまいりたいと考えております。

三村議員ご提案のとおり、町全体で子供たちの教育に当たっている姿勢を示す標語は、学校、家庭、地域が連携協力しながら活動をしていく柱になるものと考えておりますので、学校や矢吹の教育を考える会等の標語等を整理して広報し、わかりやすく町民全体で推進していけるよう検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 一般質問の途中ですが、ここで暫時休議します。2時20分再開です。

（午後 2時08分）

○議長（熊田 宏君） 先ほど宣言した時間より若干早いですが、再開します。

（午後 2時20分）

○議長（熊田 宏君） 三村議員、再々質問はございませんか。

○2番（三村正一君） はい、質問します。

○議長（熊田 宏君） 再質問です。すみません。

2番。

○2番（三村正一君） 先ほどご答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

1つは、側溝での問題なんです、今町長のほうから答弁をいただいて、まだ国からの通達はないというようなことで話がありましたので、あった際には、この地区でもほかよりも先にできるようなことをお願いしたいと思いますし、7月29日のこの側溝での国費で除去というような環境庁の方針が29年度においてというようなことで、早ければ年度内にもというようなことでございましたので、ぜひそういった面で準備のほう、現地調査を兼ねて、現地調査等もやる考えがあるのかをお尋ねしながら、ひとつ再質問にさせていただきたいと思っております。

2点目の再質問でございますが、健康の問題でいろいろと数字を挙げていただいてありがとうございました。その中で、結論としてはデータヘルス計画によりますと矢吹の男の平均寿命が78.3歳で、国が79.6歳ということで矢吹の男は全国平均より1.3歳早く死ぬというような形で、その原因が心臓病、脳疾患、それから糖尿病というようなそういった病気があるというようなことで、答弁の中でも生活習慣病なくしていくんだというようなことございましたので、そういったことで今後とも力を入れていただきたいと思います。それから、健康寿命についても64.5歳ということで、男の場合やはり全国平均の65.2歳よりも0.7歳ほど早死に、若死にするというようなことでございますので、これらについてもぜひ取り組みの強化をお願いしたいところでございます。

そういった中で再質問でございますが、これは、1つは健康診断の受診率の向上で健康増進と疾病予防、疾病の早期発見、適切な治療管理による疾病の重症化の予防が図られることが重要なことと私も考えております。また、それに加えて重要なことは、食生活の改善、運動の習慣の定着などの第一次予防が大切と考えております。先日、テレビの放送で長野県の取り組みについて紹介されておりました。2つほど記憶しておりますが、1つは減塩運動であります。保健師のもとに保健指導員という方がいて、各家庭のみそ汁や料理について塩分測定をしながら食生活の改善を指導しておりました。もう一つは血圧の測定運動であります。自分の体調に関心を持って健康管理に努めることであります。長野県が平均寿命男女ともに1位の一端は、こんなところにあるのかなというふうに思ったところでございます。この第一次予防としての食生活の改善、減塩運動等について当町としての考え、お伺いをいたしたいと思っております。

それから、教育長さんに聞いての再質問でございますが、先ほど教育委員会の目標、基本方針というものを挙げていただいたんですが、私も全部はメモすることできないほど非常に難しいというか長い項目で、これを暗記している方は何名いるのかなというようなことで、やはり標語として全体的に先ほど言われました3つの「あ」とか、「語先後礼」とか、そういった形の中で一つ一つ改善をしていって、教育に町がみんなで取り組んでいるんだよというような形を示すことも重要なのかなというふうに思いますので、その点についてご見解がありましたら、お聞かせをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目の排水路の除染、道路側溝等の汚泥の対策でございますが、三村議員のほうから他市町村におくれをとることなく国の方針が定まった以降については対処してほしい、このことについては先ほども答弁させていただきましたように、その考えが変わるものではございません。速やかに国の事業方針確定後は取り組んでいきたい。もちろん、事前の調査をも含めて現状の把握、さらには自治体制をきちっと図りながら関係機関との連絡を図って、議員おただしのように他の市町村におくれることのないように万全を期してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目の平均寿命、健康寿命についてのおただし、矢吹町は他の市町村に先駆けて、このデータヘルス計画を平成27年度に策定させていただきました。私も中身を見て愕然とする部分、また現状をきちんと把握できて矢吹町の健康状態、病気の状況等々について、さらに課題というものがあるのかということに改めて認識を深めさせていただいたところでございます。

平均寿命、健康寿命が国・県よりも男性の場合には大分低いということについて、少なからずショックを覚えているわけですが、今話したようにデータヘルス計画でそういった内容等が把握できております。課題解決に向けて男性の平均寿命、健康寿命が延びるような、そんな対応策を今後も取ってまいりたいとそう考えております。例えばの話で長野県、すばらしい健康長寿、そして平均寿命、健康長寿を全うしている県があると。その中で減塩活動、さらには血圧測定等々、みそ汁の量を減らしたり、さらには運動をきちっ

と取り込んでみたり、さらには定期的に血圧測定を習慣化したりというような、そうした1次予防というものは大変重要な考え方だろうというふうに思っております。町としましては、県の今後のさまざまな施策が展開してまいりますので、例えば福島県におきましては、長野県と同様に健康ふくしま21というものを策定しております。この県の基本方針に基づきながら町ではデータヘルス計画の内容にのっとり、この後にご提案のあった内容等実施も含めて、さまざまな施策、事業展開していきたいとそうように考えておりますので、よろしく申し上げます。

なお、そうした具体的な取り組み内容等については、もちろん議員の皆様にも逐次報告をさせていただきながら、また、ご意見をいただきながらそういった具体的な取り組み、事業等についてお知らせをしてみたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして私からの再質問に対する答弁とさせていただきたいと思ひます。今後ともよろしくお願ひいたします。

減塩の考え方ということで、今議長のほうから答弁が漏れているのではないかとごひますが、減塩については一つの健康長寿、健康寿命というものを延ばすために必要な考え方であろうというふうに思ひます。これらも含めてどういったことが矢吹町においては重要なのかも含めて、重要な取り組みになるのかについても今後検討させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 続きまして、答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 三村議員の再質問にお答ひいたします。

標語のように端的にわかりやすい表現とすべきではないかというおたひだというふうに受けとめました。

そこで、端的に示すことはできないわけではないのですが、しかし、端的に示しますとその内容がそれぞれの短い言葉にいろんなことが込められてきて、わかりやすくなるかどうかということについて多少心配があったものですから、長々と先ほどご説明を申し上げました。

それで、あえてこう端的に申し上げますと、生きる力の育成ということがまずござひまして、ではその生きる力とは何かと言ひますと、確かな学力と豊かな心、健やかな体、それらを育成することになるかと思ひます。矢吹町としましては、さらにその諦めずに挑戦すること。この生きる力、確かな学力と豊かな心、健やかな体、そして挑戦すること。それから、思いやりの心。力を入れていきたいということにつきましては、この読書活動の充実ということがあるといふふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はござひませんか。

○2番（三村正一君） それでは、1点だけお願ひします。

○議長（熊田 宏君） 2番、三村議員。

○2番（三村正一君） 汚染土壌の関係なんです、国の予算で全部やるよというの、住民の人の健康の問題ではないのかな。健康が危ぶまれる、体に何か問題が出るんじゃないかというようなことで国が対応しているというようなことで、ただ単に湧き水が出るからとか水害になるからとかということじゃなくて、町民の健

康のためにというようなことがこういった方針の中、それも環境省でやっているということは、そういうことかなというふうには私は感じたものですから、ぜひ町長さんにもそこのお考え、先ほどの水害対策の答弁ございましたが、そういった面でのお考えもあるかと思いますが、その辺のご確認をいたしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ただいま汚泥の問題について、国の予算がつかなければ町の財源が厳しいからということではなくて、住民の健康考えるのであれば当然対処すべきだと、その思いは私も一緒でございます。したがって、一時的な処置としては先ほどの答弁にもありましたように、毎時0.23マイクロシーベルト以上の箇所は、全て本年8月で実施をしております。ただ、0.23マイクロを下回っている、未満であるから安全かということについては、そういうことではないというふうに思っております。したがって、これらにつきましても、町のほうといたしましても汚泥を、汚泥ではないというようなものでも側溝に堆積していたものについては、それとみなして、ですから水も、まして冠水した場所ということを含めて、そこについては優先的に0.23マイクロ未満であっても処理をさせていただいた。なおかつ、今後におきましても国のほうの方針が決定次第、先ほど答弁させていただきましたように、速やかに他の市町村におくれないよう対処してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

三村議員と同じ考えでおりますので、よろしくお願ひ申し上げまして再々質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 以上で、2番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

◇ 富 永 創 造 君

○議長（熊田 宏君） 続きまして、通告5番、1番、富永創造君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） 皆様、こんにちは。

傍聴席の皆さん、長い時間どうもありがとうございます。

通告どおり一般質問をやらさせていただきます。

まず、指定管理者制度について質問します。特に、制度の運用上の観点からお伺いします。

指定管理者制度とは、これまで当町が建てた建物、例えば矢吹町健康センター、矢吹町文化センター、矢吹町図書館、各集会所や公園などの公共施設がありますが、これらの施設の管理運営を自治会、NPO法人、ボランティア団体や民間業者に委託できるという制度であると私は理解しております。

こうした公共施設の民間委託化を、当町は今後も一層推進する状況にあると見ております。さらに、委託を受けた指定管理者に対してはその指定期間の間、町からは委託料、または指定管理料が支給されます。本来は、

公共を担う行政がこれらの施設を運営管理して、住民への公共サービスを提供するものでないかと思えます。しかし、住民ニーズの多様化、サービス内容の質が問われるようになってきている現状から、公共サービスの効率性を高め、そのために行政より住民の立場を知る民間やNPOなどによる管理運営の役割が大きくなってきていると考えられます。指定管理者制度は、まさに官から民への言葉を受けた住民による住民のための管理運営業務を、住民が主体的に参画できるシステムであると考えられます。

ここで、町長に3点ほどお尋ねします。

1つ。この制度の導入によって、住民にいかなる利益をもたらすものと考えているのか。また、町はどのような効果、効用を期待できるのか。この制度の導入による公益的価値は何か。お尋ねします。

2つ。この制度の運用において、当町の基準設定があって指定管理者の指定期間、委託料の適切な積算の仕方、選定などの事項に反映されていると思うが、この制度の運用上の基準設定には公共サービスの確保という観点が重要であると考えます。それゆえ、例えば大正ロマンの館ですが、公共経営と民間経営を同じと考えるには違和感があります。公共経営を経済的価値のみで判断してよいものなのか。公共サービスを受ける主体は住民である。お客ではないと考えます。この点、町長の考えをお伺いいたします。

3つ目。指定管理者の適切な評価を行うに当たっては、どのような方法でどのように行われているのか。施設の特성에応じて、とりわけ保育所、幼稚園、図書館、公民館や福祉施設といった公共サービスについて、専門的知見を有する外部有識者等の第三者の評価視点を導入することが必要かつ重要であると思うが、この点どうお考えかお尋ねいたします。

続いて質問の2つ目に移らせていただきます。

歴史資料の保護と取り扱いについて。町には鬼穴古墳、三十三観音磨崖仏、獅子舞踊りや館城跡など多くの民俗文化財が残されており、これらは貴重な歴史資料としても扱われるものです。高校の日本史Bでは、資料を読むという単元があり、新聞雑誌、文学、古文書などの文献資料、映画、録画、録音などの音声資料、絵画、写真、漫画、地図などの図像資料、遺跡、遺構などの考古資料、衣食住、民家、農具、民話、民俗芸能などの民俗資料、これらを使った学習活動を指導しています。

こうした歴史資料がこの町にもあります。長年にわたって多くの町民の手をかりて膨大な量の資料が収集されてきています。せんだって、私もその場所を見学してまいりました。しかし、ほとんどがこれらの資料に対して展示されることもなく、眠ったままの状態です。協力された関係者の方からは強い懸念を持たれています。

歴史資料は、歴史を考察するには必要な資料です。歴史に若者の関心も高まっています。ほかの地域から歴史資料を調査するために来町される方もおられると聞いております。未来を拓く日本三大開拓地、フロンティア精神こそ先人のたどった足跡から生まれた未来への希望です。であれば、町の歴史資料の価値にもっと目を向けるべきと考えます。お伺いします。2点。

1、これら歴史資料の保存状態は今どうなっているのでしょうか。

2つ目。これら地域に残る歴史資料の保護、取り扱い、生涯学習への利用などに対しての町の基本方針は持っておられるのか。また、先人が残した歴史資料を次世代の誰もが目にし、触れることができるよう適切な分類、保存、管理が急がれるが、歴史資料の将来のあるべき姿を盛り込んだ計画策定は考えられないか。あわせて町の考えをお尋ねいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、1番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、指定管理者制度についてのおただしであります。本町では多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図ることを目的として、平成18年度より指定管理者制度を導入してまいりました。現在、本町では66の施設において指定管理者制度を導入し管理運営を行っております。本制度の導入による住民への利益や町としての効果や効用につきましては、さきにも述べさせていただきましたとおり、大きく2つ挙げられます。

1つ目は、住民サービスの向上についてであります。

指定管理者制度につきましては、文化センター、ふるさとの森芸術村、図書館、健康センター、さらには公園、集会施設と幅広い施設で導入しておりますが、指定管理者の創意工夫により施設を活用した各種イベントの開催を初め、休日営業や営業時間の延長など利用者満足度の向上が図られております。これらの結果、施設利用者数につきましても東日本大震災の発生等により一時減少したものの、現在は震災以前の水準あるいはそれ以上の利用者数となっている施設もあります。

2つ目は、経費節減効果についてであります。

指定管理者施設におきましては、事業計画書と収支計画書に基づく管理運営状況について、町と指定管理者との定期的な確認と協議を行っており、施設利用者への利便性及びサービスの向上はもとより、指定管理者の工夫による各種補助金の積極的な活用や軽微な修繕作業、さらには内部管理経費等の削減に努めており、健全な経営が図られております。具体的な例としましては、健康センターにおきましては平成18年度から指定管理者制度を導入いたしました。導入前の平成17年度の施設運営経費が4,229万4,000円に対し、平成22年度の指定管理料が2,613万9,000円と、平成17年度と比較して年間1,615万5,000円の経費節減が図られております。また、直近の平成27年度の指定管理料におきましては、電気料の値上げや消費税の増税等の影響により3,773万2,000円と増加しておりますが、指定管理者制度導入前の平成17年度と比較し、年間456万2,000円の経費節減が図られております。

このように、住民サービスの向上と経費節減等が図られる指定管理者制度につきましては、今後も適正な運用を図り、生み出された財政効果を新たなまちづくりの財源として有効に活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、指定管理者制度の運用基準についてのおただしであります。指定管理者制度につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、平成17年に矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例を制定し、手續等に関し必要な事項を定めております。また、平成21年には指定管理者運用の手引きを策定し、指定管理制度運用の具体的な手續方法や適正な管理運営の確保に向けた詳細な基準を定めております。さらに、平成25年には指定管理者制度導入施設の管理運営状況検証基準を策定し、検証評価を行っております。

町といたしましては、これらの条例、基準に基づき、指定管理者制度の募集、選定、協定、運営管理、指導監督、検証、評価等の制度運用を行っており、より効果的かつ効率的な指定管理者制度導入と適正な管理運営に努めておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、おただしの大正ロマンの館を例に出された点につきましては、富永議員の考えと私の考えは全く同じであります。経済的な価値だけが指定管理の仕様、業務内容という考え方ではございません。大正ロマンの館としての歴史的価値、町民のにぎわいの創出など多面的価値を考慮した上で今回指定管理者制度を導入させていただきますので、今後ともよろしくご支援、ご指導をお願いしたいと思います。

次に、指定管理者の評価についてのおただしであります。本町では指定管理施設の管理運営状況等につきまして、施設所管課において指定管理者との定期的な確認と協議を行っており、その都度、問題点や課題等を整理し、次回の指定管理に向けた評価や検証材料として取りまとめを行っております。

また、担当課のみならず、管理運営状況や施設の設置目的の達成状況等を全庁的かつ統一的に把握することを目的に、平成25年に指定管理者制度導入施設の管理運営状況検証基準を定めております。この基準に基づき、指定管理業務の指定期間が最終年度となる施設を対象に、管理運営状況等の検証作業を実施しており、指定管理者による自己検証をもとに、施設所管課が指定管理者にヒアリングを実施する1次検証で、収支状況、運営方針、管理能力、サービス向上等について検証と評価を行っております。

また、1次検証を実施した後は、指定管理者制度全般を所管する企画総務課が施設所管課へヒアリングを実施する2次検証を行い、3段階での検証作業を行っております。

なお、2次検証作業におきましては、指定管理者制度の導入効果や指定管理の継続の有無、募集方法の妥当性や適正な指定管理料の算定等について検証と評価を行うとともに、指定管理者及び施設所管課が抱える課題等の整理を図り、解決策、改善策を見出すため、そして、指定管理者制度本来の意義である住民サービスの向上が図られるよう、指定管理者の意欲が高まる手法についても協議、検討しているところであります。

これらの検証と評価の結果につきましては、指定管理者へ通知するとともにホームページでの公表も行っております。また、次期指定管理者の募集条件等にも反映させながら、効果的かつ効率的な指定管理者制度の運用を図り、行政サービスのさらなる向上と経費節減に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、歴史資料の保護、取り扱いについてのおただしであります。現在、町には中畑陣屋の二本カヤ、鬼穴古墳の2つの県指定文化財と、三十三観音磨崖仏、五本松の松並木、三城目獅子舞・平鍛踊りを初めとする14の町指定文化財があります。

有形・無形文化財以外にも平成17年に発刊した町史編さんの際に、多くの町民の皆様より収集、寄贈していただきました3,500点を超える文献資料、発掘調査等で出土した土器片等が矢吹中学校の旧D棟に保管されており、ふるさとの森芸術村には町内遺跡より出土した代表的な出土品や農具・民具といった230点を超える民俗資料が保管収蔵されております。

また、図書館には町出身の詩人、大滝清雄氏から寄贈されました詩に関する書籍等2,500点のほか、大正4年発刊の西白河郡誌などの古い書籍が多く保管収蔵されております。

これら多くの歴史資料等の文化財につきましては、矢吹町に生きた先人たちの営みや思い、先人が守り伝え

てきた貴重な財産であると認識しております。

今後は、町に収蔵保管されているこれらの貴重な歴史民俗資料について、多くの町民の方に紹介できるよう活用方法について教育委員会や関係機関等と協議、検討を進めていくとともに、三城目獅子舞・平鉞踊りを初めとする各地区にある無形文化財の復活伝承に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 1番、富永議員の質問にお答えいたします。

歴史資料の保管状況についてのおたがしであります。滝八幡地内の三十三観音磨崖仏や中畑地内の正福寺本堂格子天井絵などの仏像や建築物などについては、地域の方々や所有者のご協力のもと管理していただいております。また、歴史資料等の文化財については町長の答弁にもありましたように、教育委員会において矢吹中学校旧D棟、ふるさとの森芸術村、図書館等に収蔵保管しております。

ふるさとの森芸術村には、町内遺跡から出土した代表的な石器や土器、金環や直刀等を一部常設展示しながら適正に管理してあるほか、町民の皆様から寄贈されました足ぶみ式脱穀機を初めとする農具や、原宿のお座敷用お膳などの民具が収蔵されております。そのほかの古文書などの文献資料や写真、古墳等から出土した土器片等については、矢吹中学校旧D棟において保管しております。

これらの歴史資料等の文化財の大部分は旧町史編さん室内に保管されておりましたが、震災後矢吹中学校旧D棟を歴史資料等の文化財の一時保管庫として利用し、現在に至っております。

旧D棟におきましては、湿度及び温度についても保存する上で適正な設定とすることができない状況にあり、長期的な保存、保管には問題があることから、文化財の管理のあり方について専門家の意見を聞きながら、今年度中に課題を整理し方針を決定したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、歴史資料の保護、取り扱い、生涯学習への利用に関する基本方針や考えについてのおたがしですが、矢吹町教育大綱の基本目標では、先祖が慈しみ育てきた貴重な文化財について、これを継承し、次世代に引き継いでいくことに努め、有形及び無形文化財の継承発展に取り組むことを目標の一つとして掲げており、教育委員会としての具体的な取り組みについて、矢吹町文化財保護審議会を初めとする関係機関と協議を行い、文化財の利活用に関する基本計画の策定について検討してまいります。

今後、計画を決定し、町に残されている歴史資料等の文化財を計画的に整理保存し、矢吹町文化財保護審議会とともに地域の方々のご協力をいただきながら、有形及び無形文化財の保護と継承活動を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 再質問させていただきます。

まず1つ。指定管理者制度を導入することで、経費節減ということから公共サービスを高めるという説明で

あります。先ほど保育所、幼稚園そういったもの等を含めて内容は同じだと思います。しかし、幼稚園とかまたは図書館、こういった公共施設は相当専門的な知識を持った職員の皆さんで業務が行われていると思います。経費節減ばかりを重んじる余り、こういった職員の皆さんの質を落とす。こういうふうになってはいけない。また、労働条件が向上できない。こういうふうになってはいけないと。これでは公共サービスの低下になってしまうであろうと。その点、町長の考えをお伺いいたします。

また、この指定管理者制度、平成18年に導入されています。これは平成19年に夕張の財政破綻、これがありました。これに基づく処理ということで動いている制度でもあるなと思います。ですから、繰り返しますけれども、余りにも経費節減、これを重要視した場合、公共サービス、一番大切な公益的価値これを見失うおそれがある。この点を私は懸念しておりますので、この点もあわせてご答弁願います。

2つ目。歴史資料の保護と取り扱いについて。今後、基本計画策定を行って計画的に進めて、歴史資料を分類、保存、管理も含めて計画的に進めていくという答弁でしたが、こういった内容を一応専門家の皆さんとともに煮詰めていくと思いますけれども、分類とか保存そして管理、これをさらに専門的な方に依頼できないかと思います。具体的には学芸員、図書館でいえば司書。こういった専門的な所見を持たれる方を採用されて町では今後やっていけないか。そう考えておりますが、この点をお尋ねいたします。よろしくお願いたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、富永議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の指定管理者の件でございますが、本来の目的が民間の活力を利用したサービスの向上、さらには経費節減という考え方、これについてはご理解をいただいているかと思います。

ただ、富永議員がおっしゃるように、幼稚園や図書館、特に専門性を必要とされる施設、その中にある職員の質の低下、これは住民サービスということを考えれば、質を落とすというようなことにもつながる。これについては重々承知しております。したがって、幼稚園、さらには図書館については専門の保育士、幼稚園の教諭、これを配置しますし、なおかつ民間に委託する際には、以前に説明したとおり、共同保育という期間を設けながら、質の低下につながることはないような最善の策をとっていきたいと思っておりますし、図書館についてはもう既に民間委託されているわけですが、司書も2名配置するなど、相当質の低下、さらには利用される方のサービスの向上、質の向上に向けた対応策もとっておりますし、そういった質の低下につながるような住民からの不安とか批判というのは今届いておりません。

なお、これらについても先ほどもお話ししましたように、所管課で毎月定期的な協議を重ねて、課題をさらに改善、向上に向けたそうした定期的な話し合いをしておりますし、また、第1次検証、2次検証ということで、最終的には所管課とさらには企画総務課の間で、そうした定期的な協議、さまざまな話し合いの妥当性も含めてきちっとした対応をとっておりますので、そうした心配があるかと思いますが、現時点ではそういうことは表面に出てきておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

また、労働条件につきましては、さまざまな形で話し合いの中で、そこで働く方の処遇ということについても、十分対応しているつもりでございますので、そういったことについては、指定管理業に反映されている内

容となっておりますので、そうしたこともご理解をいただきたいと思います。

なお、指定管理者の応募の条件に、そうしたさまざまな指定管理業をする施設については、資格が必要だと認められる施設については、有資格者がいることを条件にしておりますので、そういった危惧を事前に取り除いているということについても追加的に説明をさせていただきたいと思います。

もう一点の経費節減をする余りにというようなことで、これはそもそも夕張の財政破綻に起因しているのではないかとというようなことでございます。これについては関連性がないわけではございません。

矢吹町も当時平成18年に実質公債費比率25%を超えたということで、非常に危機感を持った対応をさせていただきました。まちづくり総合計画のほかに行財政改革大綱をつくらせていただいて、特に平成19年から21年には財政再建3カ年計画を立てさせていただいたことについては、富永議員もご案内のとおりだと思います。その項目の中に、財政効果を打ち出すための指定管理業の推進というものを掲げておりましたので、そうしたことで指定管理者制度が推進されたことについては、間違いのない事実でございます。これについては、今現在も第6次のまちづくり総合計画と、さらには第6次の行財政改革大綱の中にもうたわれておまして、その中でも指定管理者制度については、その項目として位置づけられていることについても補足的に説明をさせていただきたいと思います。

以上で、富永議員の再質問に対する答弁とさせていただきたいと思います。

本来の趣旨にたがうことなく、今後も全身全霊努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げますと答弁させていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

文化財保護審議委員会においても、今年度、計画的に歴史資料等の分類、整理の方法等については協議することになっております。そして、町史編さんの折からずっとかかわってきていただいた文化財保護審議会の会長である藤田正雄先生は、これまでこの町史編さんの折から集めてきたいろいろな文献資料、その他収蔵されているもの等について、土器、石器から県・町指定の文化財並びに指定外の文化財等についてもほとんどご存じであります。そこで、藤田正雄会長からは、ぜひ早目にやっておかないと貴重なものが継承、さらに次世代にまで継承されていくかどうか心配なので今年度やりましょうということで、確認をされております。

そこで、文化財保護審議委員だけでそうことができるかと言いますと、富永議員ご指摘のようにそれはなかなか難しいので、何とかこの専門家の方、あるいは非常に関心があり、また知識等もお持ちの方々も町内にいないわけではないので、そういう方々のご協力などもいただきながら進めていきたいと思いますというお話もいただいております。

そこで、富永議員からお話がございました学芸員の採用についてでございますが、これにつきましては、町部局とも十分に検討してそういうことができるのであれば、現在町には学芸員がおりませんので、矢吹町に住んでいるけれども白河市にお勤めの学芸員の方に時々来ていただいて、いろいろとご指導などをいただいているところであります。そして、もちろん県指定の文化財等については、県の文化財課に相談等をしながら、あ

るいは指導を仰ぎながら、いろいろとこれまで進めてきたところであります。

いずれにいたしましても、町の貴重な文化財でございますので、議員ご指摘のように今年度中にしっかり計画をつくりまして、そして分類、整理に努める所存でございますので、ご理解とご協力をよろしく願いたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 再々質問させていただきます。

指定管理者の導入に当たっての適切な評価です。先ほどの答弁で、第三者の評価ということをやっているという内容の答弁でしたが、私の持っている資料では、この前いただいた財政的援助団体等監査結果報告書。財政に関してね、これ1枚です。それと、計画書の中で、町行財政改革実行計画、これも19ページですけれども、この中に所管は企画総務課になっておりますが、管理運営状況検証基準、この言葉に触れて、この内容に沿ってやるよということでもありますけれども、このような内容での評価なのか。私とすれば、住民のサービスであるものだから、住民の満足度そういったものをはかる、またその意見とかこうしてほしいという要望を反映できるようなそういう仕組になっているのだろうか。できたら、この評価の内容、どこの委員がまとめているのか、そういった構成委員の内容もちょっと私はわかりません。ということで、その公表内容を、ちゃんとホームページで公表しているということもありましたが、そこら辺詳しくご答弁願えればと思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1 番、富永議員の再々質問にお答えさせていただきます。

指定管理者制度において、評価の内容を問うものだというふうに思っておりますが、今ほど富永議員のほうから第三者の評価がなされているというような私の答弁があったということでございますが、そういう答弁ではなくて、所管課で毎月定期的に指定管理者との間で協議を持っている。その結果に基づいて、今度それを指定管理者制度全体を所管する企画総務課が所管課と協議を持っているということでございますので、第三者の評価というものは監査等含めてございません。あるのは、今ほど話がありましたように内部監査ということで、監査委員の皆さんにその収支内容、経営内容等について監査をいただいております。そうした内容等について公表はホームページ等含めてさせていただいておりますが、ただ、それらについて第三者の評価というものをきちっとすべきだろうという富永議員の意向だと思います。考え方だというふうにも理解させていただきましたので、そうしたことも今後検討を加えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

なお、住民の満足度、住民の意思の反映がきちっとその評価の中でされているのかと、その評価書の中でされているかということについては、しております。ホームページの公表でもしておりますので、その内容等については手元のほうに資料として持っておりますので、後ほどお示ししたいと思っております。

以上で、富永議員の再々質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 以上で、1番、富永創造君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

（午後 3時13分）

○議長（熊田 宏君） 再開します。

（午後 3時25分）

◎会議時間の延長

○議長（熊田 宏君） ここでお諮りいたします。

時間を延長して一般質問を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（熊田 宏君） 通告6番、3番、安井敬博君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、このたび記者会見等でも発表されたとおり、新たな複合施設の建設、またポケットパークの建設など、そういった事業の計画が明らかになっております。これに先立ちまして昨年度、政府の指示で町の所有する公共施設等総合管理計画、こういったものの策定もこの3月に行われました。公共施設等総合管理計画といいますが、昭和40年代より始まった高度経済成長期、その後の10年間の間にさまざまなインフラや公共施設、この建設が集中している。それらの老朽化などの問題で、かつて東洋大学の根本祐二先生なども「朽ちるインフラ」という著書の中で明らかにしたように、それらの更新時期を迎える、これが今後集中が予想されるということで、国のほうからも各自治体に対してその計画の策定を命じてきたものであります。

これを受けて当町でも、公共施設等総合管理計画が策定されたわけですが、これは簡単に申しますと公共施設等と書いてありますように学校や公民館、そして役場、庁舎そういった公共施設だけではなくて、それに加えて道路、橋梁、そして下水道、上下水道などこういったものを含まれたものの維持管理計画を策定していくというものです。

一般家庭に例えるならば、その家庭の持つ家自体の建てた時期、それが建てかえを迎える。それをいつにするか。また、それに先立ってその中のさまざまな設備、台所やお風呂など年齢を増していけばバリアフリー化などの改築も必要になる。また、車がふえていけば、そういった駐車場の施設もふやしていく。場合によっては、もう所有しないので廃止をして、なくしてほかの設備をつくっていく。こういったものに例えられるものであろうと私は考えます。

この町の公共施設等総合管理計画、こういったものを出されて中身を読みますと、この中では今後40年間で、このままこの町が所有する建物や公共下水道など、これを所有し続ければ960億円の費用がかかると試

算されております。40年間ですから、1年に直しますと24億円毎年かかっていくというものであります。この計画書の中にも明らかになっておりますが、町のこの5年間の自主財源である地方税等の収入は約20億円、平均で20億円で推移しており4億円上回っている。こういった状況にあります。

また、これまで過去5年間の既存の公共施設の維持管理の費用、これも試算をしてみたところ、これは11億円と、その差異は13億円に上っております。

そういったことから、国、町でもこれに対して、公共施設の統廃合そういったものも含めてどう維持していくか、また、いつ建てかえていくのか、そういったような計画がこの中で示されているわけでありまして。そして、具体的には個別の施設の計画、こういったものを立てていって、ではどの施設とどの施設を統廃合していくのかとか、これ以上所有していかないで更新時期を迎えたら廃止するのか。そういったものをこれから立てていくということで、今後2年間で策定が進められていくわけですが、これがここへきてまた新たに公共施設の建設ということも明らかになっております。そういった意味では、これからまた複合施設整備事業には約16億円という数字も示されておりますが、そういったものが公共施設等の維持、今あるものの維持管理だけでも大変な費用がかかる中で、新たなものも計画されているということで、大変心配をしているところであります。

そこで、この新たな公共施設の建設と、公共施設等総合管理計画との関連性について3点質問をさせていただきます。

まず、1点目といたしましては、複合施設整備事業については、その計画概要として図書館、集会所、子育て支援機能等が予定されておりますが、機能的に既存施設と重複する点があります。

複合施設を新設することにより、公共施設等総合管理計画に記載の既存の施設の統廃合などが行われるのか。また、行われる場合はどの施設が該当し、どう経費の削減等につながるのか。また、町民にはどのようなことで寄与するのかなどもお伺いしたいと思います。

2点目といたしまして、ポケットパーク複合施設、道の駅など新たな重点施策として公共施設が計画されています。

公共施設等総合管理計画にもお示しのとおり、今後の町全体の公共施設に対する経費を考慮すると、老朽化等に配慮しつつも、大規模施設の新規整備は個別施設計画を策定するまでは控えるべきと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

3点目といたしまして、今後も扶助費などが増加する傾向にある中、扶助費、いわゆる福祉のために必要なお金などが増加する傾向にありますけれども、こういった必要な施策を行いながら、同じく町民にとって必要な公共施設を維持管理し続けるには、当町の厳しい財政状況や町、町民負担からすると、大変な困難があります。

こういった現状を考えると、この公共施設等総合管理計画の実施方法という欄がありますけれども、そこで示されているとおり6つの項目が挙げられております。1、全庁的な取り組み体制の構築。2、個別施設計画の策定。3、相互連携体制の構築。4、公民連携の推進。5、町民参画。6、計画のフォローアップ。これらの実践が肝要であると私も考えます。具体的にはどのようなことを行っていかお示ししたいと思います。

以上、ご答弁をよろしくお願いたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、3番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、複合施設についてのおたただしであります。複合施設につきましては、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業の一環として、J A 東西しらかわ矢吹支店跡地に、国土交通省所管の補助事業である社会資本整備総合交付金事業を活用して整備するものであります。

予定している施設は、図書館、集会所、子育て支援、その他関連機能をあわせ持つ施設で、敷地面積が約6,200平方メートル、建築面積が約5,000平方メートル、総事業費は用地買収費を含め当初計画概要で約16億円と試算していますが、でき得限りの建設事業費の圧縮、抑制に努めてまいります。

現在、平成27年度末にまちづくり団体「街ナビやぶき」から提案された「私たちがつくりたい複合施設」や、町職員によるプロジェクトチームや復興推進室から出された複合施設に関する提言をもとに、基本構想を関係各課と協議、策定中であり、策定後速やかに基本計画策定に着手し、整備手法やスケジュール等の検討を行い、再度、議員の皆様へ報告させていただきます。その後、基本設計に入りますが、それにあわせて（仮称）複合施設整備検討委員会を立ち上げ、基本設計、実施設計、工事、各段階においてご意見をいただく予定であります。

工事に関しましては、平成29年度に着手し、平成32年3月に完成、翌4月にオープンする予定であります。施設のオープンにより、老若男女、さまざまな世代へのサービスやコミュニティの向上が図られ、奥州街道が歩行者でにぎわうなど、市街地に活気が戻ることを大いに期待しているところであります。

さて、議員おただしの施設の統廃合についてであります。この都市再生整備計画事業は、国が進めるコンパクトシティ形成支援と連携しており、郊外にある公共施設を町なかに移転、複合化することで町なかのにぎわいを取り戻すことが事業目的の一つであり、かつ補助の要件であります。

そうした中、生涯学習施設として活用されております中央公民館については、東日本大震災により被害を受けており、建物の耐久性、耐震性に問題があること、また、利用者からはバリアフリー化に対する要望が多く寄せられているなど、安心・安全な施設の提供がなされていない状況にあります。

図書館については、建物が手狭となり本の収納が困難になってきていること、駅から離れているために利用しにくい、また、駐車場が狭いなどの問題があります。

これらの問題と事業目的を照らし合わせ、さらに平成27年度に策定した矢吹町公共施設等管理計画においても、中央公民館と図書館を含めた複合施設の整備が早期に対応すべき課題として挙げられていることから、中央公民館機能や図書館機能を中心に、さらには子育て支援やその他関連機能をあわせ持つ施設を奥州街道沿いに建設することにいたしました。

次に、経費の削減についてであります。建築年数が経過している中央公民館や図書館は、近い将来、建て直しについて検討しなくてはなりません。施設をそれぞれ別に建築及び取り壊すには、単体では補助のメニューがなく、起債と町単独費で整備することとなり、この事業以外に町財政への負担は大きなものとなりま

す。

また、このまま既存の施設を利用することで、老朽化によるランニングコストの増大、利用者の減少は避けることができないものと考えられることから、将来を見据えた長いスパンによる経費削減の視点から、今回の社会資本整備総合交付金での整備が大きく貢献するものと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、大規模施設の新規整備は、個別施設計画を策定するまで控えるべきとおたがいでありますが、今後40年間全ての公共施設、インフラ施設をこのまま保有し続けた場合、年平均で約24億円という多額の更新費用が必要になるという試算結果が出ております。

このことから、本町ではことし3月に矢吹町公共施設等総合管理計画を策定し、施設の適正配置や管理運営の効率化、施設の長寿命化、施設の複合化、機能集約等の基本方針を示し、施設総量の縮減、更新費用の縮減に向けて、今年度より取り組みをスタートしたところであります。

また、本計画では早急に対応すべき課題として、個別施設計画の策定、財源措置の対応、統廃合の推進の3項目を挙げ、その中でも老朽化の激しい中央公民館、図書館を含めた複合施設の整備につきましては、優先的に取り組む事業として示しております。

現在計画しておりますポケットパーク、複合施設、道の駅等新たな公共施設の整備につきましては、それぞれ矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、道の駅推進事業として整備促進を図るものであり、いずれも町の最上位計画である第6次矢吹町まちづくり総合計画において、震災以前以上の活力ある矢吹町を実現できるよう、重点プロジェクトとして位置づけております。そして、町民ニーズや社会情勢の見通し、財政状況を適切に踏まえた上で、事業の選択と集中を行い、必要なものを必要な時期に実行することが、行財政運営においては重要であると考えております。

事業の推進に当たりましては、議会を初め、各種団体、多くの住民の皆様からご意見を伺い、合意形成を図りながら、効果的、効率的な事業の推進に努めてまいります。さらに、矢吹町公共施設等総合管理計画、第6次矢吹町行財政改革大綱に基づき、財政負担の軽減、平準化を図るとともに、計画的な財政運営に取り組み、次世代に重い負担を強いることのない、持続可能な財政基盤を確立し、健全な行財政運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、公共施設を維持管理し続けるため具体的に行うことについてのおたがいでありますが、矢吹町公共施設等総合管理計画では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的方針を定め、その実施方法としまして、1、全庁的な取り組み体制の構築。2、個別施設計画の策定。3、相互連携体制の構築。4、公民連携の推進。5、町民参画。6、計画のフォローアップの6つを示しております。

今後の具体的な取り組みにつきましては、全庁的な取り組み体制の構築においては、現在、施設所管課ごとに行われている縦割りの管理運営ではなく、庁内の連携、協力を一層緊密にし、施設情報やノウハウを共有化するなど、既存の会議等を活用しながら横断的な組織体制の構築に取り組めます。

次に、個別施設計画の策定では、施設の活用状況、コスト状況等について詳細に分析しながら、現状と課題を整理し、統廃合、複合化、機能集約等、施設分類ごとの方向性を定め、順次策定に取り組めます。

次に、相互連携体制の構築では、国、県、近隣市町村の施設や民間施設での機能補完などの検討を進め、広

域連携等に取り組みます。

次に、公民連携の推進では、PPP・PFI等の新たな事業手法について、内閣府による専門家派遣事業の活用や、各種研修会及びセミナーへの参画等、引き続き調査研究に取り組み、指定管理者制度の拡充を含め検討してまいります。

次に、町民参画では、公共施設の整備に関して、住民説明会、ワークショップ等を通じた住民と行政によるまちづくり、施設づくりに取り組んでまいります。

次に、計画のフォローアップでは、取り組みの進捗状況、達成状況について、PDCAサイクルを徹底することにより、基本目標に係る数値等を検証し、随時必要な見直しを行ってまいります。

いずれにしましても、財政状況に応じた戦略的な施設経営に努め、財政負担の軽減、平準化を推進し、今後の人口減少や人口構造の変化に対応した住民サービスの提供、安心・安全かつ魅力ある公共施設サービスの提供を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、今後の費用と、これは私が最初の質問の中で述べたとおりのものがお示しされたわけで、やはりこの複合施設建設の前に、私は今後のそれぞれの公共施設の個別の計画しっかり立てていって、どうその13億円を圧縮していくか、こういったものがなくなるのではないかなど考えております。もちろん、中央公民館や図書館老朽化等は現実にあるわけですから、これも建てかえていく、そして複合化していって費用圧縮していく。そういったことも必要であると考えます。

しかし、ここで新たな補助金等があるということでこの時期にやらなくてはいけないということですが、まだこれが2年先、3年先、すぐに老朽化で朽ちてしまう。そういったことではないと私は思うんですが、その中では町全体の中、しっかりとお財布を考えながら、これからどんな施設が必要になっていくか考えていく。これ、一般家庭でも同じだと思うんですね。たとえこの先必要なもの、車をふやして車庫を買うとか、それから歳もとってきたことだしバリアフリー化もしなきゃいけない。でも、今すぐにやらなくてもこれから何年かでしっかりと計画を立てていって、収入等も見ながら、これを考えていく。そういったことが必要ではないかなど考えております。

ですから、個別の計画つくるのもなかなか大変とは思いますが、政府等も指定してきたような試算ソフト、そういったものも活用しながらこの公共施設等総合管理計画もつくってきたわけですから、その実施計画につながる個別計画をしっかりとつくっていく。このことが必要ではないかなどと思います。それについては、内閣府等からもそういった方も来ていただいて行うとかっていうこともありました。これ、PFIのことですね。公民連携の話で言ったら、そういったことを行っていくことを考えているということですが、それではなくて、具体的に計画つくっていくことも政府や、また教育機関などでも派遣をしているということがあります。実際に昨年、私ども常任委員会でも埼玉県の上野市というところに視察に行っていました。そこ

では、やはり同じように公共施設等総合管理計画の策定に当たって、東洋大学の公民連携の専門の先生をプロジェクトの中に入れて、また全庁的な関連する部署からも職員を配置して、そういった計画を立てていくということ。まだ個別の計画全部はでき上がっておりませんが、着々とそういった計画も進んでいるということもお示されました。やはりそのことをしっかりとやっていく。

そして、町民ニーズとして複合施設必要だという話も、これはワークショップ等の経過も見ておりますとそれは私もわかります。それは切実なんだろうなと思いますけれども、ただ、そこも将来の負担等を考えると、しっかりとそういったことも必要ではないかなと考えます。そのことを改めてお伺いをいたしたいと思います。

また、住民参画という点では、まだまだ広い分野の方が参加しているとは言いがたいのではないかなと考えるわけです。と言いますのも、例えば今回完成をしました、供用も開始されております一区の自治会館についてでありますけれども、最初お招きされて行きましたけれども、いろいろ説明も聞きました。その中で、住民の方自体から出た言葉というのが、「これが本当にバリアフリーなのか」という話も出ました。確かにそうでした。入り口のところの扉、横開きの大きな扉で、扉自体はあけやすいです。そんなに力も要らなくあけやすいですけれども、下のドアのところ段差が1センチとか2センチぐらいの、そういった低い段差がある。これ、バリアフリーの世界、こういった研究とかこれまでの常識の中では一番お年寄りが目につきにくい段差であるわけですから、こういったことが現実には住民参画しながら、指摘もしながら住民の方がそういったことにならないようなバリアフリー化をしていただきたいと。それがうまく取り入れられてなかったのではないかなと思います。

そこに考えられますのが、やはりワークショップ等も、私どもも一度ワークショップ申し込みました。そこで、参加人数の関係でお断りはされたわけですが、見学させていただいてその中見に行きますと、班ごとに分かれてワークショップやっているわけですが、その各班の中に設計を受注するであろう業者の設計者の方も入っている。こういったことでは、やはり町民のニーズよりも、どちらかと言うとそういった方の意向が反映される傾向にあるのではないかなと考えるわけがあります。

そういった点で、もう一度住民参画をしっかり、そして公共施設といっても公民館機能とかもあります。それから図書館機能といって全庁的なものをここに集約していくということでもありますから、各方面、各地域からも参画していただく、それから、特にお年寄りですとか、あと障害者の方なんかは視覚障害者の団体などでは、こういったバリアフリー化ですとか、例えばトイレなんかのボタン、緊急呼び出しボタンの配置ですとか、そういったものも大学なども連携しながら標準方式というものがもう確立されていますので、そういったことやはり知っていらっしゃるのそういった当事者の方々ですから、そういった方にも参画していただいて、この複合施設の建設、これから仮称ではありますが、検討委員会もつくっていくということですが、そこに参画できるような仕組みをぜひ考えていただきたいと思います。そのことをどうお考えかお伺いしたいと思います。

以上、2点よろしく答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、複合施設の関連でございますが、今回複合施設の建設に当たっては、まずは公共施設の総合管理計画の実施計画を先に進めるべきではないかというようなおたがしでございますが、これについては、三芳町と同様に着々と同時進行というような、そんな方針を持って前に進めていきたいというふうに思っております。

補助金は2年後、3年後待ったとしても、得られるのではないかというふうにおっしゃっておりますが、安井議員もご案内のとおり、今回は非常に補助金の採択が難しい状況にあることについてはご案内のとおりです。平成27年度約3分の1くらい、当初申請した3分の1くらいの補助をいただいた。平成28年度は社会資本総合整備資金が全く新規の事業が採択になっていない。農業基盤整備資金についての補助金はゼロでございます。

こういう状況を鑑みますと、簡単に補助採択を新たなまちづくりの中で得られるというような状況にないことは、安井議員もご理解いただいているものだというふうに思っております。そういう意味では、今回の都市再生整備事業を含めて、今回の複合施設の補助金を採択いただいたというのは、矢吹町にとっては絶好のチャンスではないかというふうに思っております。震災以降手を挙げ続けてきたそのタイミングがぴたっと合ったと。そして今回補助金をいただいた。この補助金をいただいて、複合施設の建設に着手できるというのは、矢吹町にとっては本当によかったことなんだというような認識さえ私自身は抱かせていただいております。

したがって、この機会を逃すことなく補助金を有効に活用しながら、複合施設の建設については計画どおり進めさせていただくことについて明言させていただきたいと思っております。万一、安井議員が言うようにこの補助金を使わない、取りやめてみたらどうだというような質問もされておりますが、補助を取り下げるということになった影響というものを安井議員は考えたことがあるかどうかについてですが、これについては私自身も長年経験しておりますけれども、今回この補助金を水に流す、見送るということになりますと、国・県の信頼を失ってこれ以降の補助採択というのは当分の間、長い期間見込めないのではないかというような、そんな予想さえもされる。さらに、このまちづくり総合計画の中に位置づけたもの、そして、復興計画の中に位置づけたもの、これは議会の中で既に議決事項であります。民意というものが、この議会の決定事項となっているものを取り下げたということになると、また議会のほうに諮らなくてはならない。そういう最高意思決定機関、民意の最高意思決定機関である議会の決定を得たものをやめるということについては、重大な判断をしなければいけないということについても、安井議員はご理解をいただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、そうしたさまざまな理由、そしてこのタイミングを逃すことなく、多くの町民からまちづくり総合計画、復興計画の中で要望事項の最重要課題として挙げられた、この町なかの復興、そして複合施設の建設については、当初の計画どおり実施させていただくということについて、再度ご理解をいただきたいというふうに思っております。

さらに、一区自治会館を建てるということで、かなり住民参画については不十分であったというような例え方が、例え話がありましたが、これについては私自身は評価が分かれるところだというふうに思っております。住民の考え方はさまざまでございます。一方では非常にすばらしい施設をつくっていただいたというような、そんな考え方を話している住民の方が多くいることについてもご案内のとおりでございます。

ただ、そうした懸念が今後においてあってはいけないということでございますので、そうした提言も含めて、補助金の有効活用を図って複合施設をつくっていくという考え方を示させていただきましたので、一層住民参

加を進めながら、よりすばらしい複合施設をつくってまいりたいとそうように考えておりますので、その際には安井議員初め議員の皆様のお考えも十分にお示しいただければと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。再質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

では、再々質問をさせていただきます。

まず、補助金の点に関して言いますと、取りやめというふうに受けとめられてしまったのかなと思いますけれども、今後のものも含めていろいろありますけれども、その点も含めてちょっと提案も含めながら話しさせていただきますが、もちろん影響はあると思います。でも、その中でなかなか補助金自体も補助率も下がってきていると思うんです。震災のときの高い補助率、こういったものは別としてもやはり地方に対する交付金ですとか、それから補助金というものはなかなか下がってきている。その中で、そういった有利な補助金見つけていくということ、これは町の職員、執行部の方の努力によるものですので、それ自体を全く否定するものではないということで、ちょっと誤解を招く発言がありました。その点についてはおわびをしたいと思います。

ただ、補助率やはり低いと思うんですよ。今回幾らになるかっていうのをこの後の答弁で答えていただきたいと思いますが、そういった中で、将来の町民の持ち出しというのがふえていくのではないかと。交付税措置ともこれまでもされていくとお話もされていますけれども、それもなかなか減ってきている。その中で、私の最初の質問の中でも公民連携の推進という項目も、この具体的に実施方法等の中で示されていますけれども、これはこれからいろんな研究なども深めていきながら、あとは政府の方にも来ていただいて検討していくということですが。

ご承知のように私も、また議会広報編集委員会で岩手県の紫波町というところに視察に行っていました。議会広報の先進的なことをやっているところでもありますけれども、それとは別に、オガール紫波プロジェクトといいまして、これはもう行政職員の方、今大変注目しているのでご存じかとも思います。

そこには、やはり10ヘクタールほどの土地が、かつて公共施設整備しようとして町が県より払い下げを受けた土地、これが紫波町の駅前に残っている。これがいろいろ景気の後退ですとか、それから町の財政状況、それから国からの補助金等もだんだん減らされていく中で、ずっと塩漬けになっていたわけです。これは塩漬けになっていたと当時の藤原町長が自分自身でおっしゃられていた言葉なので、そのまま使わせていただきますけれども、これに対して地元の民間の方たちが中心になって、じゃあそこに町のためになる複合施設をつくりますよということで、全く町は資金を出しませんでした。ということですから、国からの補助金も受けていないわけなんです。

どういう施設かといいますと、広さでいいますと約5,500平米だったかと記憶しておりますけれども、ほぼこれから計画する複合施設とも同じような広さ。中に入っている施設、設備でいきましたら図書館が入っております。それから子育て支援施設が入っております。それから町の生産者の方が生産した野菜ですとかそれから畜産物、それから手工芸品ですとかそういったもの、それから町の業者の、町の若い方、そういった方たちが出しているコーヒーショップ、そういったものも入っている。さらには歯医者さんですとか眼科、町の人当

然必要なもの、これも入っている施設なんですね。

土地自体は町から借りております。ですから町は土地を貸している、地代が毎年入ってくる。そして、建設に関しては全く費用がかかっていません。もちろん図書館部分ですとか子育て支援施設に関しては、完成した後に町が買い取りをしているということで、その費用は発生しておりますけれども、民間ですからその資金調達のためにも銀行から言われたことは、10年間でこの初期投資した金額を回収できるような計画でないと建設資金貸しませんよということでやりました。そういったことでやっている。その中で初期投資に関しては低く抑えられている。

そして、町の人は必要とするものを、民間の方整備する前に1年半かけていろんな要望調査したりとかしたそうです。これについては町もかかわっております。公民連携推進のためのプロジェクトのチームをつくりまして、そういった方とも調整をしながらやっているということですから、こういった手法も改めて考える必要があるのではないか、そういったことでいま一度計画、補助金ももらっているとは思いますがけれども、その中で、中に入る施設の中で町に対して収入に寄与できるようなもの、こういったことも必要ではないかなと考えているわけです。そのことについて、もう一度そういったお考えはないかということをお伺いしたいと思えます。

さらにつけ加えますと、この公共施設と総合管理計画というのは、単にインフラとそれから公共施設の整備だけの計画ではないと思うんです。第6次まちづくり総合計画にもありますように、これからの町民の方の子育てですとか、それからお年寄りの方の暮らしですとか、買い物はどうするんだとか、地域交通、買い物弱者の対策をどうするんだとか、そういったことも関係することだと思うんですね。そういった意味では、しっかりとこの個別の計画だけではなくて、やはり早急に大まかな個別計画をつくっていく。その中で優先してやるのはこの複合施設、それからポケットパーク、道の駅とお示しですので、そのほうはなるべく早くつくっていく、それも住民参画をしながらつくっていくことが必要であると考えます。

特に、公共施設つくるに当たっても、こういった大きな建物をつくっていったって、こういった施策実行していくことも必要でしょうけれども、昨年明らかになったように、町にたくさんの空き家等もあるわけですから、そういったものを活用していく。これも実際にまちづくり総合計画にもそういった文言は確かあったと思えます。これをぜひ具体化していただきたいと思います。そして、計画策定に当たっては、本当にいろんな方がかかわれるようにしていただくことが必要であると考えます。

ですから、2点目の再質問といたしましては、具体的にそれを進めていただく、そのことが必要ではないかなと考えますので、そのことをお答えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、安井議員の再々質問に対してお答えさせていただきます。

まず初めに、私の理解と安井議員の質問の趣旨大分取り違えていて、補助金を使って事業を進めることについて、取りやめていただきたいというような発言内容ではなかったというような話を聞いて、安心をさせていただきました。

今、公共事業については非常に厳しい話は前にも話したとおりでございます。東日本大震災発生当時については、ほぼ全額国のほうから支援をいただいて、復旧事業については町の負担がなく事業を進めることができた。また、子ども・子育て支援対策ということで、子ども元気復活交付金等々のスポット的な、そういった補助金等についても国の高い補助率で町の負担が少なくて済んでいる。さらには災害公営住宅もそのとおりでございます。

ただ、これからの公共事業ということについては、補助金そのものが採択が難しくなります。採択されたとはいえども、補助率が40%、かさ上げがあったとしても45%。ただ、国が進める上で国が方向性を示しているものについては、多少補助率のさらにかさ上げがあるというようなことは知っておりますが、補助そのものがなくなってしまうのではないかというぐらい、国の財政的な締めつけが厳しい。これについては補助金もそうですし、地方交付税に当たってもそうでございます。したがって、これからは優先順序をきちっと定め、事業の優先順序を定めながら、さらには費用対効果、さらにはその最たるものが公共施設総合管理計画に基づいて、さまざま観点から町の持ち出しを少なくしていくというようなことを考えていかなければならない。そういう状況になっていくんだろうというふうに思っております。

もちろん、今回のまちづくり総合計画については、8年後の平成35年については、財政健全化判断比率についても、もう既に議員の皆様、町民の皆様にご約束をさせていただいております。したがって、それを超えるようなむやみやたらな財政計画出動というものは考えておりません。そうした健全化比率というもの、実質公債比率、将来負担比率、そうしたものを議員の皆様、町民の皆様にご約束した、その数字で推移していけるようなそうした財政出動、事業実施を展開していくということについては、まず冒頭に申し上げさせていただきたいと思っております。「入るを量りて出づるを制す」というような言葉、ずっと言っておりますけれども、そうしたことで考えていきたいと思っております。

それで、おただしの複合施設の公民連携、PPPでございますが、これらの一つの手法としてPFI等もあるわけでございますけれども、これについてはずっと勉強を続けております。例えば東邦銀行の皆さんと話し合いを継続しておりますし、さらにはもっと大手の三井や三菱、そうしたリース会社と話し合う場面を持つたりしておりますけれども、なかなか事業規模がビジネスということになってくると、大手の企業等についてこういった手法、公民連携の手法を合致していくのは難しい状況にあると。

ただ、これらについては再度さらにこのPPP、PFI等々の手法をもってして、岩手県の紫波町のそうした施設、公民連携を図ったすばらしい施設があるということについても私も十分承知しておりますけれども、そうしたことも考えていきたいというふうに思っておりますし、また、これも今内部で協議をしているんですが、住民の方からそうしたことで支援をいただけるような、出資をいただけるようなそんな手法なんかもとれないか、なおかつ安井議員からご提案があります、そうしたさまざまな商売を営む方、テナントとして入っていただいて、そうしたことで町が収入を得て、そして起債をした、借金をした部分について返済に充当できるようなもの、そんなことも考えさせていただきました。

したがって、安井議員が考えていることについては、非常に大切な視点でございまして、そうした視点に基づいて、今後複合施設、さらにはこの後のさまざまな公共施設総合管理計画にある960億円余り、258施設の管理運営、維持、更新計画をつくってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、3大プロジェクト、この複合施設、ポケットパーク複合施設、さらには道の駅、さらには総合公園用地の跡地の利活用を含めて3大プロジェクトを推進するに当たっては、住民連携、多くの町民の声を聞く、さらに議員の皆様のご提案もお聞きしながら3大プロジェクトを進めていきたいと思っておりますし、そのほか計画されている住民に寄り添ったさまざまな計画についても、まちづくり総合計画、復興計画の中にうたわせていただいておりますので、そうした事業に当たっては、慎重に慎重を期し、なおかつ再度繰り返し話をさせていただきますが、住民の多くの声を聞きながら前に進めていきたいと思っております。

私たちには責任があると思っております。次の世代にこの矢吹町を残していく。そして、次の世代、子どもや孫たちに決して不自由な思いをさせることなく、また、誇りを持たないまちづくりをしてはいけないというふうを考えておりますので、皆さんと一層協調しながら、協力し合いながら頑張りたいとそのように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。再々質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 以上で、3番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

以上で本日の一般質問は打ち切ります。

◎ 散会の宣告

○議長（熊田 宏君） 本日の会議はこれで閉じ、これで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 4 時 11 分）

平成28年9月13日（火曜日）

（第 3 号）

平成28年第398回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成28年9月13日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・請願・陳情の付託

議案第50号・第51号・第52号・第53号・第54号・第55号・第56号

認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

請願第8号・第9号

陳情第13号・第14号・第15号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代松	君	10番	角田	秀明	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	鈴木	隆司	君	14番	熊田	宏	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君

教育長 栗林正樹君 企画総務課長 阿部正人君

まちづくり
推進課長 氏家康孝君 税務課長 三瓶貴雄君

会計管理者兼 総合窓口課長	小 針 良 光 君	保健福祉課長	泉 川 稔 君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	佐 久 間 一 幸 君	都市整備課長	福 田 和 也 君
教育次長兼 教育振興課長 兼中央公民館 長	佐 藤 豊 君	子育て支援 課 長	山 野 辺 幸 徳 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅 原 喜 美	主任主査兼 次 長	角 田 哲 也
--------	---------	--------------	---------

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） 議場並びに傍聴席の皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

傍聴席の方が皆さん入られましたら始めますので、少々お待ちください。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（熊田 宏君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き、一般質問を行います。

◇ 加藤 宏 樹 君

○議長（熊田 宏君） 通告7番、4番、加藤宏樹君の一般質問を許します。

4番。

[4番 加藤宏樹君登壇]

○4番（加藤宏樹君） 議場の皆様並びに傍聴者の皆様、お足元の悪い中、お忙しい中、ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、総合運動公園予定地についてでございます。

何度も質問をさせていただいておりますが、この土地の利用計画から20年以上が経過しております。利活用について、第6次矢吹町総合計画、前期計画の中で決定していきたい旨が示されておりますが、そうしますと、2019年度までにその利活用案が示されると、そういう可能性があります。計画から25年、四半世紀もの間、何ら利用されず塩漬け状態となり凍結されたままという結果になります。

多くの町民から、この土地の利活用について早急に、さらには優先して決定すべきとの声があります。それなのに、後発のポケットパークや複合施設、道の駅等が、運動公園予定地の利活用よりもなぜ優先して取り組まなければならないのかをお伺いいたします。

次に、矢吹駅周辺地域整備計画についてでございますが、ポケットパークや複合施設等、道の駅構想等の計画がございます。これらの計画には、かなりの資金が必要と思われまいます。今後の進め方についてお伺いをいたします。また、これらの整備計画は、公共施設管理計画や行財政改革案などを踏まえて、将来の町財政にどのような影響を及ぼすのか、財政シミュレーション等をお示し願いたいと思ひます。

3番目に、私のこれは永遠のテーマになるかもしれませんが、道路整備計画でございます。

住民が生活する上で何が一番必要かと、これは当然お金という最も基本的なものがありますが、次にやはりインフラ整備というのが挙げられると思ひます。石川街道の拡幅計画は示されましたが、その他の道路も早急な整備が必要と、町民の声があります。私もその一人でございます。生活用道路整備は多くの町民、住民から

も要望されておりますし、利便性や安心・安全のためにも改善すべきと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

以上3点、ご答弁方よろしく申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、4番、加藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、旧総合運動公園用地についてのおただしであります。旧総合運動公園用地活用事業につきましては、第6次矢吹町まちづくり総合計画の重点プロジェクトの一つとして、町の将来像「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の実現に向け、非常に重要な事業であります。

本事業のスケジュールにつきましては、第6次矢吹町まちづくり総合計画、前期基本計画に位置づける16の政策、34の施策、215の事務事業の一つとして、計画期間となる今後4年間の予定を実施計画として示させていただき、計画的な事業の推進に努めているところであります。

具体的に、平成28年度においては、本事業のたたき台となる基本構想の策定を予定しており、現在、旧総合運動公園用地活用検討委員会を組織するための設置要綱の整備が完了し、9月末に第1回目の検討委員会を開催する予定となっております。

今後は、検討委員会で十分に検討を深めながら、12月定例会の議会全員協議会において、議員の皆様の基本構想（案）を説明申し上げ、ご意見をいただきながら、今年度末までには基本構想として決定してまいりたいと考えております。

また、来年度以降のスケジュールにつきましては、平成29年度に基本計画の策定、平成30年度に実施計画の策定、平成31年度より事業の実施を予定しておりますが、基本構想で示される事業の優先度、重要度、財政状況等を十分に見きわめながら、事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、当該用地につきましては、約20ヘクタールと広大な面積であり、平成11年に策定した矢吹町総合運動公園基本構想等の基礎資料でも示されている土地の特性等を参考にしながら、例えば、現地地形を生かした森林公園や広場の整備等、部分的な事業の推進についても検討を深めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、本事業につきましては、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業並びに道の駅推進事業とともに、第6次矢吹町まちづくり総合計画、前期基本計画の重点プロジェクトとして大変重要な事業であり、震災以前以上のまちづくり、真の復興、ひいては矢吹創生に向け効果的な事業となるよう、今後も計画的な事業の推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ポケットパークや複合施設等の進め方についてのおただしであります。ポケットパークにつきましては、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業の一環として、東邦銀行矢吹支店跡地に、国土交通省所管の社会资本整備総合交付金事業を活用し、整備するものであります。人が集まり、にぎわいが創出できる多目的広場として、軽トラ市や夏祭り、音楽フェスタなど、町主催に限らず、町民が主催する多種多様なイベントに活用していただき、活気あふれる市街地づくりを目的として整備するものであります。

整備面積については、約2,300平方メートルであり、総事業費は用地買収費も含め約1億4,000万円、用地につきましては、東邦銀行と9月1日付で売買契約の締結を行ったところであり、また、9月16日には、全町民を対象とした施設概要説明会を第一区自治会館において開催する予定となっております。

施設の詳細につきましては、設計がこれからであり、現時点で具体的な案をお示しすることはできませんが、さきにも述べさせていただいたとおり、多目的な利用を想定していることから、今後、着手する基本設計や実施設計において検討を深め、その都度、議員の皆様にご報告させていただきたいと考えております。

なお、現在、一日も早い市街地の活性化を目指し、本事業の財源である社会資本整備総合交付金の前倒し交付について、国の経済対策に関する補正予算へ要望しております。これが認められれば、今年度中の工事発注が可能となるため、順調に進めば来年の7月には完成すると考えており、国や県に補正予算が認められるよう要望活動の強化を図ってまいります。

また、複合施設につきましては、安井議員への答弁と重複いたしますが、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業の一環として、J A東西しらかわ矢吹支店跡地に、国土交通省所管の補助事業である社会資本整備総合交付金事業を活用して整備するものであります。

予定しております施設は、図書館や集会所、子育て支援機能、その他関連施設で、敷地面積が約6,200平方メートル、建築面積が約5,000平方メートル、総事業費は用地買収を含め当初計画概要で約16億円と試算していますが、できる限りの建設事業費の抑制、圧縮抑制に努めてまいります。

現在、まちづくり団体、街ナビやぶきなどからの提言をもとに基本構想の策定中であり、完成後、速やかに基本計画の策定に着手し、その中において、整備手法やスケジュール等の検討を深め、再度、議員の皆様にご報告させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹駅周辺地区整備計画や道の駅等の整備が将来の財政に及ぼす影響についてのおただしであります。第6次矢吹町まちづくり総合計画において、重点プロジェクトとして定めた矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業及び道の駅推進事業についても、矢吹町公共施設等総合管理計画における基本方針、そして第6次矢吹町行財政改革大綱における基本理念に基づく事業計画であります。

矢吹町公共施設等総合管理計画については、施設の適正配置、トータルコストの縮減、施設の複合化、施設総量の縮減等を図り、将来の更新費用の削減に努めるものであり、また、第6次矢吹町行財政改革大綱においては、限られた人や予算などの経営資源を有効に活用して、町民が満足する行政サービスをよりよく、より効率的に提供を行うものであり、それぞれの方針及び理念に適応した上で事業の推進に取り組んでいくものであります。

将来の財政への影響については、財政シミュレーションによる分析を行っており、第6次矢吹町まちづくり総合計画の期間中における財政指標の推移を検証しております。今後、財政健全化判断比率のうち実質公債費比率については、これまでに完了した復興関連事業における地方債借入れの公債費の増加や、普通交付税及び臨時財政対策債の減額に伴う、算定分母となる標準財政規模の減少等が比率の上昇要因となるものの、減債基金の活用による繰上償還の実施や特定目的基金の効果的な活用により、将来負担の軽減を図るとともに、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業及び道の駅推進事業については、急激な財政負担とならないよう事業年次の調整を図り、平成28年度以降は13%前後の数値にて推移していくものと想定しております。

また、将来負担比率は、債務負担行為に基づく支出予定額のうち、国営かんがい排水事業等の償還が進むことにより、将来負担の残高が減少することに加え、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業及び道の駅推進事業の事業年次の調整による地方債残高の増加抑制等により、平成28年度以降は120%から100%前後の数値にて減少推移していくものと想定しております。

今後も、町民ニーズや社会情勢の見通しを適切に踏まえた上で施策の選択と集中を行い、第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づき、町民主体のまちづくりを目指して、町民が安心して安全な暮らしの実現に向け、知恵と工夫により効率的かつ効果的な行政運営、財政規律の確立を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、道路整備計画についてのおただしであります。石川街道すなわち現在の一本木29号線の拡幅につきましては、去る8月3日に矢吹町文化センターにおいて、関係地権者等を対象とした事業説明会を開催いたしました。

説明会において、整備区間については国道4号（ミツウロコ前）から県道矢吹・小野線（わしお前）までの道路延長約1,200メートルであること、整備目的については歩道の整備、踏切の拡幅、緊急輸送路の確保であること、整備期間については15年程度を予定しており、工区を3つに分け、JRの踏切拡幅を重視し、奥州街道（みつわ文具交差点）から田町・大池線（小針医院交差点）を1工区として着手することを説明いたしました。奥州街道（みつわ文具交差点）から国道4号までを2工区、町道田町・大池線小針医院交差点から県道矢吹・小野線（わしお交差点）を3工区とし、1工区5年程度を目標に整備を進めてまいりたいと考えております。歩道の位置につきましては、道路の南側、国道4号に向かって左側に、幅員2メートルの歩道を整備する計画であります。将来的には、両側に歩道を整備してまいりたいという町の考えも示させていただいたところでもあります。

今後、平成28年度事業として、1工区の現地調査、路線測量、道路の実施設計、JRの踏切拡幅協議を進める予定であります。次年度以降につきましては、実施設計の成果をもとに社会資本整備総合交付金事業の要望申請を行い、用地買収、物件補償等、本格的に事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

その他の道路についてであります。継続して整備を進めております羽鳥幹線水路上部利用の八幡町・善郷内線や神田西線などの幹線町道の歩道整備につきましては、継続的に事業を推進してまいります。

また、生活道路整備事業の中で、砂利道の解消を図る目的で進めている道路拡幅を行わない現道舗装工事については、非常に住民満足度の高い事業であると認識しており、これまで158路線の要望に対し、平成27年度末で98路線について整備を完了しております。これら道路拡幅を行わない現道舗装工事につきましては、砂利道の解消はもとより、児童・生徒を含めた道路利用者の安全・安心な歩行環境を容易に提供できる工事と認識しておりますが、現状では、住民の皆様の要望全てに応えることが難しい状況にありますことをご理解願います。

今後の道路整備についてであります。平成29年度以降は復興道路、特に一本木29号線の拡幅、歩道整備事業に重点を置き、優先的に整備を進めてまいりたいと考えております。一本木29号線の整備は、相当な期間と事業費が必要となりますが、将来を見据えた長期的な観点より、本年度、事業着手の決断をさせていただいた路線でもあります。

今後は、各計画路線の変更、事業の延伸なども十分検討しながら、緊急性を重視し、限られた財源の中で、集中した道路整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、加藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） ここで、傍聴席の皆様をお願い申し上げます。スムーズな議事進行のために、携帯の電源、もう一度、切られているかどうかのご確認をお願いいたします。ご来場ありがとうございます。

では、再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それでは、再質問をいたします。

まず、運動公園についてでございますが、これ平成26年度の町民アンケートにおいて、第1位が運動公園、第3位が森林公園、どちらも公園というテーマでは同じなのかなと思っております。ちなみに第2位は民間施設の誘致という結果が示されております。これらの結果を踏まえても、町民の意思はある程度示されているものと考えます。

そこで、前回も同様の質問、要望等もさせていただきましたが、運動公園や森林公園にするとしても、運動公園というどうしてもその箱物の整備ということで、陸上競技場や野球場、体育館など、これを一度につくろうとすると莫大な費用を要します。私が前回提案したのは、先ほど答弁にもありましたが、広場、2ヘクタールぐらいでもいいんで広場を1つと駐車場、そして遊歩道やクロスカントリーコースなどの整備というのを、一遍にじゃなくて長期的に少しずつやっていたら、その可能性が見えるんじゃないかと。そして、将来、そこを他の公共施設等に利用するといった場合でも十分対応できるかなと思っておりますので、その辺を早急に整備していく考えはないか。審議会が、検討委員会ですか、第1回が9月の末にあるということですので、ぜひそこでもご提案、ご提言していただければと思いますので、その辺もあわせてお伺いします。

次に、ポケットパーク、複合施設等、いわゆる社会資本整備交付金を申請して、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画を申請し、計画の概要や図面の提出、またはチェックシートの作成があったかと思えます。第1回目が当然申請されているわけですね。その次に変更があり、今、再度修正案を、変更の修正を出して認可を待っているということでございますので、それらについての計画案とか実施案とか、当然いろんな調査等もしていると思います。そのときに、図面と平面図等も添付して申請しているはずなんですよね。それらを今まで私たち住民には一切示されないまま、今まで来ております。一区自治会館で説明会を行うとのことでしたが、今回の補正予算にも9,100万円程度の予算が計上されております。なぜそれらを示していただけなのか。最終的な形が見えないまま見切り発車のごとく執行させられるということは、これは議会、議員をも無視した（議長が取消を命じた発言）であると。ましてや、町民に対しても大変（議長が取消を命じた発言）と思いますので、それが示されずに、私たちに、議員に……

○議長（熊田 宏君） 加藤議員、すみません。

○4番（加藤宏樹君） 賛成か……

○議長（熊田 宏君） （議長が取消を命じた発言）という言葉は、余りにも乱暴だと思いますので……

○4番（加藤宏樹君） もし、ええ。

○議長（熊田 宏君） はい。言葉慎んでください。

○4番（加藤宏樹君） 訂正の必要あったら削除してもらって結構です。

○議長（熊田 宏君） はい。そう思うのであれば、最初からそういう言葉を使わないでください。よろしくお願いします。

○4番（加藤宏樹君） どこまで言った。私たち議員に賛成か反対の議決を求めるのか、理由をお伺いします。要は、何らかの資料を示してくれと言っているわけです。

次に、道路に関してなんですけど、前からもお話ししておりますが、近年及び将来にわたって、奥州街道沿いに開発や箱物が集中しております。町なかのにぎわいということで整備されておりますが、これらの施設は町民全員、多くの町民が利用する施設です。アクセスに不便があっては困ります。

社会資本整備交付金においては、ざっと読みますと、道路とか市街地とか公益とか広域とか広域連携とか住環境整備など、幅広い事業に利用されていくものと認識しております。ですから、これらを使って、駅北側にやはり、今まで言っていた踏切の拡幅とか跨線橋、アンダーパス等が絶対的に必要になるんじゃないかと思えますので、町の考えを改めてお伺いします。

以上、3点ほど再質問とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、4番、加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の運動公園、アンケートの集計に基づいて提案をいただきました。公園や民間施設ということで、アンケートの上位を占めている。公園については、運動公園や森林公園というようなことで、町民の意思がそこで示されているのではないかというような、そういう内容でございました。

この運動公園については、相当な費用がかかるということについては、私も同じ思いでございます。これらについては、今後、この住民のアンケートを最大限に意向を重視しながら、先ほども答弁させていただきましたように、職員さらには検討委員会ということで、今年度、基本構想を、そして来年度、基本計画、さらにその次に、平成30年には実施計画、平成31年については事業の実施というような、そんなスケジュールで進めていきたいというふうに思っております。

ご提案いただいた広場という提案や、遊歩道という提案、これらについても、その検討材料の中にももちろん入れながら考えていきたいと、そのように考えております。

もちろん、整備に当たっては、一度に莫大な費用というわけにはいきませんので、計画性を持った、そうした事業を進めていくことについては間違いございませんので、その際についても、加藤議員のそうした考え方を十分に反映できるような、そんな進め方もしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

ポケットパーク、複合施設、都市再生整備計画事業ということで、これらについては加藤議員もご案内のとおり、復興計画、まちづくりの総合計画の中にうたわれている事業でございます。この計画については、議会の議決を経て、民意を最大限に反映したそうした事業として、プロジェクト事業として位置づけられた事業であることについて、もう一度、再確認をお願いしたいと思っております。

これは、内容等について既に事業として上げているのであれば、なぜ議員さらに町民に説明がなかったんだ

ということでございますが、その都度、説明はしてきたつもりでございます。ただ、図面をというようなこと、または平面図、また絵柄をというようなことについては、これからの課題でございます。ただ、今回、予算を計上する際には、荒々の先ほどから話しておりますように、中央公民館だったらこの程度の規模、図書館だったらこのぐらいの規模、そうした面積というものを集計して、そこに単価を掛けて、それで計算しなければ金額が出ないということでございますので、立派な図面ができて平面図ができて、それをもって今回、事業費を算出したということではございません。

したがって、先ほどから、きのうからも安井議員には話しておりますし、きょうも加藤議員に先ほど答弁をさせていただきましたが、中身については、絵柄も含めて中身についてはこれからでございます。したがって、見切り発車ではございません。十分に吟味をして、ならし運転も含めて、そして油が順調に回って、円滑な発進を心がけていきたいと思っておりますので、そういうことで誤解ないようにお願いをしたいと思います。

なお、図面等については、十分に議員の皆様にもお示しするという予定でおりますので、その点についてはご理解をいただきたいと思っております。

次に、3点目の道路整備についてでございますが、非常に道路の整備については、住民の要望が多いということについては、先ほどの数字をもってしてもご理解いただけたかと思っております。住民に密着したサービスということで、道路の整備、さまざまな街路灯を含めて、さまざまな密着した住民サービスがあるわけでございますが、これについては忘れていたのではございません。町自身も、住民に寄り添ったサービスということで、これを前面に出しながら確実に遂行していきたいというふうに考えております。

ただ、町の財源というのは限りがございます。この道路に特化した予算だけを組めば、これは容易にできます。しかし、まちづくり総合計画の中には、加藤議員ご案内のとおり、16の政策、34の施策、215の事務事業、要するに住民のサービス、住民の求めに応えなければならないサービスというのは、言うならば215もあるということをご理解いただきたいと思っております。これを全て計画の中に位置づけながら、そして財源をきちっと確保しながら予算を編成して、バランスのとれた、そうした町政運営に心がけている。

したがって、道路整備に特化したというわけにはいかない。ただ、その重要性というものは十分に町も私も認識して、加藤議員と共通の思いでございますので、こうした道路整備に力を入れていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

先ほども話をさせていただきました一本木29号線、さらには神田、さまざまな今、継続している路線がございます。現道舗装についても、そして国の補助をいただかない簡易舗装についても、今も実施継続しております。これからも限られた予算の中で、十分に道路予算の確保も重点的に配慮しながら、努力を傾けていきたいというふうに考えております。

ただ、そういうことで、駅の北側については、前から答弁させていただいておりますように、事業の優先順序、費用対効果、そうしたものも考えながら、今現在の予算規模の中ではどうしても順位が低くなってしまふ。その重要性はわかっているけれども、優先順位は低くなってしまふ。そこに多額の費用をかけるよりも、今、不便を来している。東日本大震災、5年6カ月が過ぎましたが、あのとき一本木29号線、今、継続して事業実施している道路については、交通が麻痺してしまった。そこは子供たちが通る。子供たちの危険を及ぶ。そんなこと

を考えると、一本木29号線や田町・大池線、今、継続している道路を優先せざるを得ないと、そういった事情をご賢察いただければと思っておりますので、よろしく願い申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それでは、今あった道路整備について、町の予算では厳しいと、特に優先道路、石川街道、そして一本木29号線と羽鳥幹線の整備ということで優先順位がある中で、どうしても北側の整備がおくれぎみというか後順位になってしまうということですので、それはそれで、町も財政を見ながら判断なさっているんでしょから、しょうがないと思います。

そこで、これを県道整備ということで、柿の内・天栄空港線でもいいですから、柿の内を通して何とか千五沢線にぶつけるような県道整備というものをちょっと考えていただけないかと思うんですが、過去にもそんなような案があったというふうには聞いているんですが、それらについての今後の活動や可能性について、町のほうでお考えがありましたらお示しいただきたいと思います。千五沢線にぶつけるという。

それと、結局、今回、社会資本整備総合交付金というのは、これ私も大分読ませていただきましたが、これかなり自由度があって、創意工夫を生かせる総合的な交付金であります。防災安全交付金と並んで利用されることが多い交付金であり、今後も続くと思われま。当然、これ何回か申請した後、変更の手続をとっているかと思っておりますので、公共施設等総合管理計画において示された40年間で約970億円、年間では約24億円との試算が提示されております。260もの施設等の個別施設計画や統廃合の具体策がないまま、いわゆる全体像が不明のまま、補助金が交付される事業が少ないとか、今後、補助率が下がることが予想されるとはいえ、大型箱物に手をつけていくことに大変危惧を感じております。国も、町や国・県のお金をなるべく使わず事業を進めていくということ、いわゆるPPPやPFIといった公民連携などを強く求めている、自立できる地方自治体を推進しております。

第6次まちづくり総合計画において、28年から31年までの財政シミュレーションでは赤字となっておりますね。こういったものが示されている中に、公共施設等の維持管理、更新費用が年間24億円見込まれているわけですよ。これを見て、将来に不安を抱かない人はいないと思うんですね。この将来の不安が払拭できるやっぱり根拠を示していただかないと、私たち議員も困りますし、町民の代表として説明責任もございまして、ありますので、将来の不安を抱かせないよう数字等を、また、それに対する対策を示すためにも、公共施設等総合管理計画を早急に、6つの項目があったかと思うんですが、そちらを早急に仕上げていただきたいと思いますが、そういう考えはないのかをお伺いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。残り時間8分です。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 4番、加藤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

町の予算では大変厳しいという道路ほか整備の環境でございますが、一定の理解をお示しいただいたことについて、感謝申し上げます。

県道整備について、また言及をいただきました。柿の内から千五沢線ということについての道路整備の考え方、今は、現在はそういう考え方はございません。ご案内のとおり、県道の整備については、県と毎年、定期的な協議をさせていただいております。多くの路線の整備を今、急いでいるわけですが、ご案内のとおり、国も厳しい、県も厳しい、そういう中であって、優先順序を町としても県のほうに示しながら、県道整備というものを進めさせていただいております。

ただ、この柿の内・千五沢線というのは、私も初めてご提案いただきましたので、今後の可能性等についてもあるのかないのか、以前、話し合われたこともあるのかについては、担当課長のほうから話をさせていただきます、説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、社会資本整備総合交付金事業についての言及もございました。これらについては、この中で、この事業を使って、この後の公共施設の整備を図っていくだろうと、この事実については間違いございません。ほか、さまざまな国・県の補助、県費、そうしたものも見つけながら、多くの258の事業、統廃合、維持管理、更新、さまざまな整備を図っていきたいというふうに思っております。

具体策がないのではないかということでございますが、これについては、きのう安井議員にも話をさせていただきましたように、今後、早急に具体的な施設の整備計画というものをづくりながら、同時進行で進めていきたいという話を、事業と同時進行で進めていきたいという話をさせていただきましたが、その気持ちに変わりはありません。

ただ、今ほど、大型箱物というような言われ方しましたが、この大型箱物については複合施設とポケットパークのことを言われたんだろうというふうに思っておりますが、これは大型の箱物ではなくて、町民が必要としている、先ほども答弁させていただきましたように、議会の議決を経て、まちづくり総合計画、復興計画というものができております。その中に入れ込んだ、計画された重点プロジェクトでございますので、箱物というようなそういう、どっちかというネガティブな発言ではなくて、前向きなポジティブな考え方のもとにこの計画を進めていく。もちろんPPP、公民連携を使って民間の資本、そうしたもので民間の力をかりて、PFI事業等によってそうした事業を進めていきたいという、そういう方向性も持っておりますし、自立できる自治体ということで、町が借金をせずこうした事業ができれば一番いいんでしょうけれども、多くの事業を抱えているわけでございます。

したがって、後年度の負担を少なくしていく、つまり返済料を余裕を持って平準化していく、そういったことを含めて、起債を含めて、後年度に負担をかけない、安定的な財政基盤の中でまちづくり運営をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

財政シミュレーションの中で、加藤議員のほうから赤字になるんじゃないかというようなお尋ねがございましたが、これについては財政シミュレーションの中で、議員の皆様にも、このままいくと赤字になりますよということでございます。このままいくと赤字になるわけでございます。ただ、そういった事態を引き起こさないために、この公共施設の総合管理計画であったり、財政指標の3つの指標をきちっと見守りながら、事業を選択し、さらには起債を考えて、そうしたバランスのとれたまちづくりを進めていくことによって、その心配される財政指標について、将来負担比率、実質公債費比率等々の比率、指数についても健全度を保っていきたいというふうに思っております。

先ほども答弁させていただきました将来負担比率については120から100、そして実質公債費比率も13%を維持していきたい。そうしたことで、シミュレーションもでき上がっております。心配であれば、後ほど資料として加藤議員にお渡ししますので、ごらんいただきたいというふうに思っております。ですから、そういうことの心配のないようなまちづくりを進めていくということでございますので、この点については安心して、加藤議員もさまざまな事業について前向きな形でご提言をいただき、そして支援をいただくことについてもお願いをしたいと思います。

ゆめゆめ、次の世代に将来に不安感を抱かせるような、そうした財政運営については、この後、実行しないということ、この場で約束もさせていただきたいというふうに思っております。

まだしゃべり足りないことがあろうかと思いますが、もしございましたら、再々質問でしたっけ、今。

〔「再々質問」と呼ぶ者あり〕

○町長（野崎吉郎君） 以上をもちまして、私からの答弁とさせていただきますと思います。

どうもご提案、そしてご心配ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 続いて、担当課長から答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、4番、加藤議員の再々質問にお答えいたします。

県に対する道路整備の要望ということでございますが、先ほど町長からの答弁にもありましたように、県に対する事業の要望につきましては、毎年、町長が直接、建設事務所に、町内の県事業に対する要望を行っております。事業調整会議という会議でございます。こちらの会議において、道路の拡幅であったり歩道の整備であったり、あとは阿武隈川の改修であったり、そういった県事業についての要望を行っております。

加藤議員ご提案の郡山・矢吹線からのルートで、北部道路ということでございますが、郡山・矢吹線につきましては、現在、課題となっておりますのが高速道路のボックスの部分、あそこに歩道がないということで、この路線につきましては、そちらの要望を現在行っている段階でございます。約16路線の要望を行っておる中で、なかなか進まない状況でございますので、現時点では、加藤議員ご指摘のような、その北部道路について要望する段階ではないのかなと、要望する予定は現在ございません。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） ここで、確認させていただきます。

先ほど、加藤議員の一般質問中に（議長が取消を命じた発言）という言葉がありました。本人から削除してもいい、構わないという了解を得ましたので、ここで確認のため申し上げます。

なお、皆さんにおかれましても、品位のある言葉をお使いいただきますようお願い申し上げます。

以上で、4番、加藤宏樹君の一般質問を打ち切ります。

ここで、暫時休議します。再開は11時です。

（午前10時50分）

○議長（熊田 宏君） それでは、再開します。

(午前11時00分)

○議長(熊田 宏君) 続いての一般質問に入る前に、先ほどの加藤議員の発言の中で(議長が取消を命じた発言)という言葉がありましたので、これにつきましても、削除しても了解だというふうに加藤議員のほうから了解を得ましたので、ここで確認をさせていただきます。よろしく申し上げます。

◇ 青山英樹君

○議長(熊田 宏君) 通告8番、7番、青山英樹君の一般質問を許します。

7番。

[7番 青山英樹君登壇]

○7番(青山英樹君) それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、通告に従いまして、私のほうからお尋ねしたいことは、財政の厳しい中にある行政をどのようにやっていくのかというようなことが主題になってくるわけでございます。

特に、町長が行財政改革大綱などでも認めておりますように、非常に財政が厳しい状況にあるということを述べております。その主な原因と申しますか、特に、その要因というものを見ていきますと、いわゆるお金が入ってくるお金、歳入の分野においては、4大財源と言われましたが、地方税、町民税、固定資産税等、地方税が1つ。そして、また、国庫支出金、国からのお金があり、また、地方交付税、そして町債、地方債となりますが、これに加えて5大財源と最近言われますが、県からの支出金も含まれるようになってきております。

それらがどのようにになっていくのかということを考えてときには、今議会でも冒頭に協議会のほうで説明がありましたが、国税調査がございました。国税調査が5年に1回行われるわけでありましたが、前回よりも1,000名ほど減ったと。その1,000名を減ったということが原因となって、地方交付税が1億5,000万円ほど減ってきたというようなお話がございました。

人口ビジョンというものがございまして、2060年ですから大体40年ちょっと後には、人口が1万4,000人になるだろうと矢吹は推定されまして、現在から3,000人以上が少なくなると。この割合にいきますと、1,000人の減少で1億5,000万減ったということであれば、その3倍ですから4億5,000万から5億ほど減ってしまうというようなことになると、財政は交付税も10億ぐらいしか入ってこないような状況でございます。

もう一つ、財政的なものでやはり注意なくちゃいけないのは、箱物という言葉が余りイメージが悪いのかもしれませんが、いい箱物もあればそうでないものもありまして、一般的に箱物と言われるものに対して、その費用がかかり過ぎてしまって、いわゆる全国的に全国共通な問題としまして、大量に抱え込んだ箱物が老朽化して、施設の更新費用に苦しんで、これからはおさら厳しくなるだろうという指摘もされ、今後、自治体にとっては、そういったものが時限爆弾になってしまうんじゃないのかというような話もあるわけでございます。そのようなことを土台としまして、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、通告に従いまして、1番目としては、今申し上げましたが、公共施設等に関して、その総合管理計画についてであります。

同僚議員からも質問ありましたが、年間でこの公共施設の維持管理費用、更新費用等が24億円かかるとあり

ます。やはりこれを削減していかなないと、財政的には余裕が出てこない。いわゆる出ていくものをなるべく縮減していくということが大事だということでございます。その24億円かかるこの更新費用を、縮減に向けてどのように取り組んでいくのか。また、その取り組みによって、どれぐらいの効果額というのが見込めるのかということがわかれば、お示しいただきたいというのが第1点でございます。

また、第2点目としましては、この今申し上げました公共施設のマネジメント、つまりはその長寿命化とか統廃合、個別の計画をされるかというお話を伺っておりますが、これが今年度と来年度で策定ということでございます。正直言って、これはもう、先ほどは複合施設等のお話では、同僚議員の質問に対して、同時に進行していきたいというようなお話でございましたが、なるべくこれ早めたほうがよろしいのではないかとこのように思いまして、そのためにも、そちらを優先して、その複合施設の整備を先に統廃合するのということ、マネジメントを先に進めていってもらわないと、どうも今回、土地があるからそこにもう建ててしまって、その後いろいろ何をするかというのを提案を待つような、そのようなちょっとイメージがございまして、ちょっと逆ではないのか。やはり策定が先で、皆様にこういうメリットがありますという理解をしていただいて、住民の皆様の理解を得ることがまず必要ではないのかというふうに思っております。

そのような関係で、いわゆる策定を示さずに公共施設、箱物等を進めることは、説明責任としてはちょっと足りないのではないのかという印象があり、コスト面、コストパフォーマンスといいますが、その何を統廃合することによって、どれだけの効果が考えられますよというふうなことをお示しいただいた上で、説明願いたいというのが2点目でございます。

また、3点目としては、このような公共施設が258の施設があると。これも、これだけの数のものを、どれだけどのような方法でマネジメントしていくのか。大変な作業であると思いますが、とにかく早急にやらなければならない理由というものもあるかと思うんですね、補助金の問題等がありますので。その辺をどのようにしていくのか伺いたいと思っております。

次に、特によく言われますが、いわゆる箱物の整備というものが、いわゆる箱物を建てていく、つくっていくことが住民に対しては最大の住民サービスだというような傾向が、行政、住民の双方で、今までの過去においては、高度経済成長と合ったかと思っております。しかしながら、今はもうニーズが大分変わってきておりまして、そういう住民の要望とか、あるいは矢吹町という町のその身の丈に合わないようなものというものは、やはり多くの町民の皆様方はちょっといかがなものかと。

特に、住民の方々が政治に期待していることの第1位、上位にあるのは、とにかく社会保障関係なんですね。介護、福祉、それから年金、子育て、次に好景気とか物価、身の回りのインフラ等が出てくる。例えば、今回、東京都知事でもって「都民ファースト」と言いましたが、できれば「町民ファースト」的な、そういう住民自治、住民に根差したものを先に示していただければありがたいというのが町民の要望であるというふうに、私は議員活動の中で把握しております。

そのような観点におきましても、いわゆる箱物等は、維持すべきは箱物ではなくて機能ではないのかと、そのようなことをもう一度踏まえまして、財政難の折には財政をなるべく縮減したような、初めにどうも16億円ありきというような話がちょっと耳に残っちゃってしまっているものですから、そうではないというようなことを明確にお示しいただいた上で、財政の面から、今回のその複合施設とかそういったものに対する考え方、

縮減といたしますか、お金をなるべくかけないというようなことをお示しいただければありがたいというふう
に思っております。

そのような観点から、量による行政サービスの充実は限界に来ているのじゃないかと、財政的にも。そうい
う認識が示されている中であって、そういう量的なものに至ったその原因というものはどういうものであり、
今後はどのようにしていかなければならないのかというふうなことを、お考えがあればお尋ねしたいと思っ
ております。

それから、あわせて、財政が非常に今後も厳しくなるのではないかというような観点から、今申し上げまし
たように、質にシフトさせていくのが必要ではないのかと。そういうことが、行財政改革大綱にも述べられて
おりますが、具体的に、建物どんと建てて何億ですよじゃなくて、その質的に、こういうところにもお金使っ
ていますよというふうなこと、これが住民サービスだというものがあれば、具体的なものとしてお話しいただ
ければありがたいというふうに思っております。

そして、通告書にも従って、今お話を申し上げているわけですが、いわゆるその自主財源、依存財
源等の推移がこれからどうなっていくのかということをお示しただけ踏まえた上で、矢吹町という船のかじ取りをなさ
っておられると思います。具体的に今後どのように推移していくのかということをお示しただけありがたいと思
っております。

あわせて、これ関連しますが、平成35年度の目標指標としまして、いわゆる経常収支比率、これは臨財等の
これを含めて80%、実質公債費比率が13%というふうに設定されております。もう少し優位な位置づけはでき
ないのかなというふうに思っております。特に実質公債費比率、矢吹町は25年度が16、26年度が14.6、27年度、
まだ決算、今議会に上げられていますが、今言いましたように25年度が16で、25年度16の26年度14.6。これ類
似団体、矢吹町と同じような産業構造とか、そういう類似団体で見ますと、矢吹が16に対して類団は10.6、そ
れから26年度、矢吹が14.6に対して10を切って、類似団体は9.8というふうになっている。全国で見ますとも
っと低くて、矢吹が16に対して8.6、平成26年度は矢吹14.6に対して8.0というふうになっているわけなんです。
これはまた下がっていく傾向にあるわけなんですね。それでもって、平成35年でもっての13.0というのはちょ
っと高いかなというふうな気もいたして、今年度出されているのが13.2でしたね。その辺に関しまして、
いかがなものなのかと思っております。この35年の目標値に至る根拠というものがあれば、お示しいただ
きたいと思っております。

また、先ほど申し上げましたが、ほかに矢吹町におきましては課題が非常に多いと。計画書等を見ましても、
道の駅の施設整備とか、給食センターをどうするのかとか、案件が非常に多い。善郷小学校、中畑小学校の老
朽化に対してもあります。そのような扶助費等がこれから増加していくなどの、これからもインフラ整備とい
うものが非常にめじろ押しにたくさんあるわけございまして、これらを踏まえて、本当に大丈夫なのかなと
いうような気がするわけございまして、その目標値から踏まえ、目標値をあわせて、この目標値の根拠を、
今までの背景をあわせてお尋ねしたいと思います。

もう一つ、最後になりますけれども、やはりこれは何でかんでやらなくちゃならないという決意で町長はお
られるのかどうか。借金してでもなさねばならないという思いで、実行しなくちゃいけないと思っているのか
をお尋ねしたいと思います。

以上……

〔「何を」と呼ぶ者あり〕

○7番（青山英樹君） 借金をしてでも、いわゆる複合施設とか、そういうものに対してはやらなくちゃいけないのかということをお尋ねしたいと思います。

以上です。お願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、7番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、公共施設の更新費用の縮減に向けた取り組みと効果額についてのおただしであります。安井議員の答弁と重複いたしますが、更新費用については、全ての公共施設、インフラ施設をこのまま保有し続けた場合、今後40年間で約970億円、年平均約24億円が必要になるという試算結果が出ております。

また、施設全体から見える特徴として、学校教育施設と公営住宅の2つの分類で総床面積の約60%を占めていること、昭和40年代、昭和50年代後半、平成元年から平成5年までという3つの期間にかけて多くの施設を整備し、建築年に偏りがあること、建築後30年以上経過している施設が全体の37.4%と老朽化が進んでおります。

このようなことから、今後の公共施設等の管理においては、安全・安心な施設利用のための老朽化対策、管理運用の効率化や有効活用、配置の最適化、更新時期の分散化も必要であることから、矢吹町公共施設等総合管理計画を平成28年3月に決定したところであります。

全体方針を「公共施設等の量・質の見直しを図り、ライフサイクルコスト・施設総量の縮減に取り組む戦略的な施設経営を推進し、町民ニーズに対応した施設サービスの持続的な提供を行う」とし、施設の長寿命化、施設の複合化と機能集約、効率的な運営手法、新たな事業手法の活用、取り組み体制の構築の5つの柱を定めております。

本計画の位置づけは、公共施設等全体を捉えて戦略的に管理し、町の最上位計画である第6次矢吹町まちづくり総合計画を含めた町の関連計画との整合性を図り、公共施設面の基本的な取り組みの方向性を分野横断的に示すものであり、計画に基づいた取り組みを平成28年度よりスタートしたところであります。今後は、施設分類ごとに個別施設計画を策定し、長寿命化、更新計画等、より具体的な取り組みを定めることとしております。

議員おただしの効果額については、本計画で示す全体方針、基本方針、実施方法等に基づく取り組みにより、施設の適正配置、管理運営の効率化、施設の統廃合や複合化、多機能化による施設総量の縮減を図ることで財政効果を生み出し、年間約24億円と試算される更新費用を、近年の単年度平均である約11億円の水準に抑えていくことを目標に、本計画を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、複合施設の整備に関し、コストを含めた説明についてのおただしであります。公共施設の長寿命化、統廃合に関して、第6次矢吹町行政改革大綱に基づく実行計画では、公共施設の長寿命化、統廃合の推進を実施項目に挙げ、今年度より順次、施設分類ごとの個別施設計画の策定を進め、長期的な視点による更新、統

廃合、公共施設の効果的、効率的な活用の推進に努めております。

また、矢吹町公共施設等総合管理計画では、早急に対応すべき課題として統廃合の推進を挙げ、その中でも、建築後43年経過し老朽化の激しい中央公民館と図書館を含めた複合施設の整備を優先的に取り組み、総床面積の縮減化を図ることとしております。

その上で、複合施設の整備促進は、第6次矢吹町まちづくり総合計画において、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業として重点プロジェクトに位置づけていること、また、矢吹町復興計画においては、中心市街地の復興、発展、にぎわいづくりを最重点課題として位置づけており、震災以前以上の活力ある町を実現できるよう、復興、発展に向け、魅力とにぎわい、活力ある中心市街地の再生を目指し、重点的に取り組む事業として整備促進を図るものであります。

なお、複合施設の総事業費は約16億円を想定しておりますが、今後、できる限り圧縮、縮減に努めてまいります。その財源については、社会資本整備総合交付金事業補助金を活用した事業であり、国庫補助率40%、起債充当率90%であります。起債借入額のうち約22%については、後年度に返済金額の一部が普通交付税の基準財政需要額に算入される、いわゆる交付税措置のある有利な起債の借り入れを見込んでおります。また、今年度作業を進めており、立地適正化計画策定後には国庫補助率45%へのかさ上げが見込まれており、行財政運営は、町民ニーズや社会情勢の見通しを適切に踏まえた上で、必要なものを必要な時期に、限られた財源を必要な分野へ重点化させることが重要であると考えております。

事業の推進について、議会を初め各種団体、多くの住民の皆様からのご意見を伺い、効果的、効率的な事業の推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、量による行政サービスの充実が限界との認識に至る具体的な事例と原因についてのおただしであります。本町では、昭和60年以降、5次にわたり行財政改革大綱を策定し、これらに基づき事務事業の見直し、組織機構の簡素化、効率化、職員定数の適正管理、民間委託の推進、人材の育成、住民との協働体制の確立などを行い、効率的な行政組織と財政運営を実現し、組織の力を最大限に発揮できるよう、積極的に行財政改革に取り組んでまいりました。

また、これまでの10年間は、小さな役場を目指しながら、長期間の景気低迷による町税収入の減収への対応、震災の復旧・復興への対応等、厳しい対応が求められましたが、行財政改革大綱の理念のもと、職員が一丸となり取り組んだことにより、行政サービスにおいて一定の成果を上げ、持続可能な財政基盤の確立に努めてまいりました。

そのような中、新たな大綱を策定するに当たり、昨年度実施した検証結果から、削減、廃止、統合といった量的な行財政改革が一定の成果を得たところであります。

職員定数の適正化では、組織の再編や民間委託の推進により、定数の削減に取り組んでまいりました。その結果、本町の職員数は、平成25年において、人口1,000人当たり6.83人であり、県平均の7.53人、類似団体平均の8.60人を大きく下回り、全国の類似団体としての比較でも4番目の低さとなっております。施設の民間委託では、平成27年において、全施設数258のうち66の施設を指定管理者の管理運営とし、効率的な運営に努めております。さらには、本庁組織数の削減、出先機関の統廃合、時間外勤務手当の縮減、事務事業の民間委託の推進、内部管理経費の節減等、減量化に取り組んでまいりました。

近年、ますます多様化、高度化していく町民ニーズに対応し、かつ行政サービスの向上を目指すには、量の縮減を目的とした取り組みによる行政サービスの充実には限界に近づいているため、視点を変える必要があると考えております。いずれにしても、これまでの行財政改革で実現した量の改革を継続しながら、行政サービスの充実、向上を目指し、行財政運営の健全化、効率化に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、行政サービスの提供を量から質へシフトさせる具体的事例についてのおたただしですが、今年度よりスタートしました第6次矢吹町行財政改革大綱では、行財政改革の基本理念として、量から質への改革の転換を図ったところであります。これからの行財政改革は、行政コストの縮減を目的とした量の行政改革や、単に予算を消化する、事業を執行するという考え方ではなく、町民の満足度や納得感を十分に得られる質の行政改革が必要であると考えております。量的な改革を見直し、行政を経営するという視点に立ち、限られた人や予算等の経営資源を有効活用し、町民が満足する行政サービスをよりよく、より効率的に提供できる質的な行財政改革をあわせて行う必要があります。

このことから、大綱では、これまでに取り組んできた量の改革を継続しつつ、質を中心とした改革に比重を置き、仕事の改革、仕組みの改革、人の改革という3つの視点で行財政改革を推進してまいります。

仕事の改革では、事務事業の再編と整理、廃止と統合、マニュアル化の推進、公共施設のマネジメント等、事務事業の見直しを図り、行政サービスの改革を目指しております。

仕組みの改革では、協働のまちづくりの推進、高度情報化の推進等、町民や各種団体、事業所と行政が相互に補完、連携し、町民の求めるきめ細やかなサービスを提供できる体制づくりを目指しております。

人の改革では、行政サービスを提供するのは人であることに立ち返り、職員の能力開発やメンタルヘルス対策等で、豊かな人材の育成によって、より高い行政サービスの提供を目指すこととしております。

いずれにしても、これら3つの視点から行財政改革に取り組み、矢吹町まちづくり総合計画の実現に向け、住民サービスの向上と持続可能な財政基盤の確立を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、財政面における歳入の見通しについてのおたただしですが、平成28年度の地方交付税については、普通交付税の交付額が決定し、15億2,881万5,000円となり、予算額と比較し、1億5,118万5,000円の減額となっております。減額に至った要因としましては、5年に一度実施される平成27年国勢調査により人口が955人減少し、人口急減に対する措置がなされてはいるものの、算定に係る測定単位の減少の影響が大きく、基準財政需要額が減少したことによるものであります。

また、大規模な太陽光発電の開発による固定資産税の収入の増加とともに、地方消費税交付金が消費税増税の影響等により交付額増加となり、基準財政収入額が増加したことも大きく影響しております。基準財政収入額に係る町税等の収入項目は、普通交付税の制度上、算定時において、基準財政収入額への算入率が75%となっており、税収が増加することにより普通交付税の減収要因とはなるものの、歳入総額としては増加が見込まれるものであり、自主財源の増加となるものであります。

過去3年間の決算による自主財源比率については、平成25年度35.2%、平成26年度35.8%、平成27年度34.7%と、30%台半ばの数値にて推移している状況であります。自主財源の中で大きな構成比率を占めるのは

町税であり、約60%前後の数値にて推移してきており、町税については震災以降、回復傾向にあり、また、太陽光発電の開発による固定資産税の継続的な収入が見込まれることから、今後も大幅な減収となるリスクは低く、安定的に推移していくものと考えております。

また、依存財源の中で大きな比率を占めるのは地方交付税及び町債であり、普通交付税が減少したことに加え、町債については、今後の重点事業等、大規模事業の事業年次の調整により、大幅な借入金の増額とならないよう平準化することで、依存財源の総額が抑制され、歳入総額に対する自主財源の比率が上昇することが見込まれることから、今後も自主財源比率は30%から40%の数値にて推移していくものと推測しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、財政指数の目標値に至る根拠についてのおただしであります。財政健全化判断比率においては、実質公債費比率が平成27年度で13.2%と、昨年度との比較で1.4%改善し、一步一步着実に健全財政へと向かっております。しかし、他自治体においても同様の再建努力がされており、実質公債費比率を順位で見た場合に、本町が高い位置にあることは見過ごすことができない状況であると認識しております。

このため、第6次矢吹町まちづくり総合計画では、基本構想において、財政規律を高めるための目標値を定め、計画期間最終年度である平成35年度における目標値を経常収支比率80%、実質公債費比率13.0%と決定したところであります。これらの算定根拠については、これまでの推移状況、改善状況からの目標設定であり、自立した財政運営の指標として、財政の柔軟性、弾力性を示す経常収支比率と実質公債費比率を設定することで、進行管理、目標管理を図り、改善の仕組みを定着させたいと考えております。また、身近な暮らしに係るインフラ整備といった住民ニーズに対しましても、優先順位の選定に基づく計画的な整備を推進しており、町道や公園整備事業等についても同様に目標値を定めております。

今後も、限られた財源の中で、重点事業等の大規模事業については、事業費の計画的な平準化を図り、歳出額の抑制に努めるとともに、身近なニーズに対しましては継続的かつ効果的な対応をまいります。その上で、次世代に過大な負担とならないよう、財政分析による検証や特定財源のさらなる確保に努め、さまざまなニーズに対応した効果的な事業推進と財政規律の確立を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、複合施設、道の駅事業の行財政運営についてのおただしであります。第6次矢吹町まちづくり総合計画では、復興におくれが生じないよう確実に推進するため、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、道の駅推進事業、旧総合運動公園用地利活用事業を重点プロジェクトとして位置づけております。

行財政運営は、町民ニーズや社会情勢の見通しを適切に踏まえた上で、施策の選択と集中を行い、限られた財源を必要な分野へ重点化させる考え方が重要であります。必要なものはつくらなければならないし、お金をかけていかななくてはならないものは、かけていかななくてはならないと考えております。その上で、財政分析に基づき、町民のニーズへの対応と財政規律とのバランスをどうとるか検討し、次世代に高負担を強いることのない、持続可能な財政基盤の確立を目指してまいります。さらには、的確な財政分析と見直しによって、効率的かつ効果的な行政運営、財政規律の確立を目指してまいりたいと考えております。

今後も、町民の負託、ニーズにどう応えていくか、議会を初め町民の皆様の意見を伺いながら、皆様とともに事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問に伺う前、例えば、先ほど行政専門用語を略さないでいただきたいというふうに
お願い申し上げます。

〔「僕がですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ええ。行政の専門用語を略さないで言っていただくように。先ほど、臨時財政対策債を
臨財というふうに……

〔「ああ、そうですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ええ。すみません、傍聴席の方が何のことだかわからないというふうに思ってしまうの
で。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） よろしくお願いします。

再々質問はございませんか。

〔「再質問です」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） そうですね。すみません、再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） それでは、再質問を行います。

まず、最後にご答弁いただきましたが、やっぱり必要であればやはり借金をしていかなくちやいけないとい
うことで、それは私もそう思うところでございます。

ただ、その住民のニーズ、必要なものというその判断があるかと思えます。特に、その辺が根拠が住民サイ
ドの、いわゆる住民自治、日々生活している日常生活している町民、住民の方々のやっぱり必要な要望である
のか、あるいはそのニーズの根拠というものが、本当にそこに根づいた住民サイドの住民側に寄り添った、立
った要望であるのかどうかというのは、財政難である以上は、今後はやっぱり見きわめが必要ではないのかと
思っております。そこにおいては、ひとつ住民参画ということで、町長さんのほうでもいろいろ町民参加とい
うことで訴えておりますけれども、そこはどのような形でもって把握していかれるのかなというのをちょっと
疑う部分がございます。

例えば、この複合施設によって町ににぎわいを取り戻すということで、当然、補助金を申請されております
ね。その中で、定利用的指標、ちょっと難しい言葉ですけども、平日の歩行者通行とか、これを目標に上げ
ますよね。当然、現状を把握した上で、平日の歩行者の通行量の目標数値を上げることによって、今、にぎわ
いを取り戻すという一つの具体的な形になろうかと思えますが、そういったものというものを策定しているか
と思うのですが、どれぐらいのにぎわいを取り戻すその数値、具体的なものとして申請にされているのかとい
うのがあれば、そういったそういうものをもらわないと、本当に町民の方々、本当ににぎわいが来るのかとか、
ただただ大きい物だけを建てるということになっているんじゃないとか、そういう疑念が出てしまいますの
で、そういったものをやはり極力情報開示でお示しいただきながら進めていったほうがよろしいのではないか
と思っております。当然、にぎわいですからイベントの回数かふえるとか、あるいは空き家等が埋まってきた
とか、そういった計画というものが、現状で今で幾つ、それがその施設ができることによって、運営すること

によってこれぐらいになりますよというふうなことを当然示さないと、恐らく補助金なんかも来ないんじゃないかと思っております。そういったものがにぎわいを取り戻すということに対しての、その具体的な結果として効果が出ますよというようなものがあれば、お示しいただきたいと思っております。まず1点、それが1点目です。

そして、先ほど申し上げましたが、大きくはやはり便利で非常に住民から喜ばれるような箱物もございしますが、その維持管理等ではやはり大変な費用を醸し出すと。早いところでは全国では2008年ぐらいには、全国でもって、その更新費用等についてやはり財政が苦しくなるということで、対策を打っているところがございします。千葉県の我孫子などは2008年ですし、それから結構有名なんですけれども神奈川県のアダチ市あたりもやはり2008年で、この更新問題の専門の組織を立ち上げて対応をしているわけでございします。特に最近でいえば、2011年、12年の頭ごろですか、大阪府の守口市なんていうのは、本当にいわゆる……

〔「何に対しての質問なの」と呼ぶ者あり〕

○7番（青山英樹君） 公共施設に関してです。公共施設に関してのその更新費用等に対して、それを減らしていきましようという、そういう取り組みに関しての事例を挙げております。それは千葉県の我孫子が2008年から始まり、神奈川県のアダチ市なんかでも同じく2008年、大阪の守口市あたりでは、その更新費用を減らして財政をちょっと豊かにしていきましようという取り組みをして、そこでは廃止検討と見直しと、それから集約化、複合化の検討という3つの柱をやはり立てているわけです。いわゆる建てかえる体力、財力がないということで、また周辺に同じような施設があるということで、そういう取り組みをしている。

先ほどの同僚議員等の質問に関しても、矢吹町でも個別施設計画の策定とか、相互連携体制の構築とか、公民連携、町民参画とか、計画のフォローアップ等についての例を明示していただきましたが、もう少し具体的に、今申し上げましたように、1つにはその守口市、またはアダチ市あたりの例を言いますと、更新を除き、新規の箱物は原則取得や建設はしない。それから、現在の箱物は優先順位をつけて圧縮、優先度の低いものは売却や賃貸する。箱物は一元的にマネジメントするというような、非常にわかりやすいようなことを方策上げております。矢吹町においても具体、これは町長が先ほど言われたこと具体例なのかもしれませんが、その辺の確認をしていきたい。また、これよりももっと、もっと具体的に踏み込んで、こういうことを考えていますよというのがあれば、それをまたお示しいただきたいと思います。

私としては、やはりこういったものを先に町民の皆様方にお示ししながら、今度こういうことをやりますよというふうにやったほうが皆様の理解は得やすいでしょうし、そういうことをなるべく住民自治を基本に、それを補完するのが団体自治というようなことでお願いしたいなというふうに思っておりますので、その辺についてもご一考あればお示しいただきたいと思っております。

この2点について、再質問としてさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。残り11分ちょっとです。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、7番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

一貫して、青山議員の質問の中で、財政が厳しいという話がございました。この財政の厳しさというのは、

誰もが認識するということをございます。ただ、この厳しさというのはどういう厳しさかということになれば、やはりお互いが、青山議員と私も含めて、ここにいらっしゃる皆さんが共有すべきかなというふうに思っております。

国の財政が非常に厳しくなっている。したがって、皆さんもご案内のとおり補助金の採択や、さらにはさまざまな扶助費等の支援等もなくなってきた。そうしたことで、もちろんそれに伴って、交付金ということで地方交付税も減額になってきていると、歳入環境が非常に悪い。そういうことであれば、この県や市町村の財政環境が厳しくなるのは当たり前。そこで何もしなければというところの選択肢もないわけではございませんけれども、しかし、それはそういうわけにはいかない。それをきちっとするために、今回の東日本大震災の復旧・復興、それに多額のお金をかけなければいけないし、町民の思いの詰まった町の実用書である第6次まちづくり総合計画、215余りの事務事業を実施しなければいけない。これを住民に満遍なくということになってくると厳しいと言わざるを得ない。50%の実施率であれば厳しくないですよ。

要するに、住民の全ての思いに応えるために、財政の規律、財政基盤の安定化を図りながら、要するに、国からあなたの町は財政再建団体ですよと、そう言われることなく、先ほどから言いましたように財政指標があって、その健全と言われるその数値に基づいて、それをにらみながら事業を展開している。ですから、厳しいと言わざるを得ない。だから、厳しさというのは、これはお互いさまのところがあって、全国1,700の市町村、全て厳しい環境にあるわけをございます。

そこで、事業をどういうふう to 実施していくか。要するに、財政指標を低くしてほしいということは、これはできない相談ではございません。しかし、それをしていたんでは、住民サービスに応えるわけにいかない。したがって、町はまちづくり総合計画、復興計画に基づいて事業を実施していきましょうということで、この議会の中でお互いに議論をしながら、そしていろいろな考え方を網羅しながら、そうしたまちづくり総合計画、復興計画をつくりながらまちづくりを進めているということで、ごらんいただいていると思いますが、既にごらんいただいていると思いますが、まちづくり総合計画も復興計画もあるわけをございます。バランスよく、財政の健全度を図りながら、優先順序、費用対効果、そして全ての住民の皆さんに応えるわけにはいきませんが、できるだけ住民の要望に応じていきたいというような事業を実施しているために厳しいというような、そんな言い方をしていることを改めてご理解いただければというふうに思っております。

なお、再質問の、借金をしながらまちづくりを進めていくことについては一定の理解を得ました。必要であれば借金をしなければならないということについては、これは町が今、置かれている立場をございます。住民ニーズを判断し、住民サイドに立った必要な事業を展開していく。その思いは青山議員、そしてここにいらっしゃる全ての皆さんに私が話したいこと、そうした思いで事業を展開しているということをご理解いただきたいというふうに思っております。

複合施設、これ住民のニーズに沿った要望じゃないんですか。ポケットパーク、町なかに東邦銀行さんを含めて大型の商店づくりたいというような、そんな思いもないわけではないですけども、町ににぎわいをつくるためにポケットパーク必要ないわけではないですよ。道の駅もそうですよね。町の持てるポテンシャル、人、物、金、これを最大限に有効に活用していく。6次化も含めて、町をPRする、情報を発信する、人の交流を生み出す道の駅。総合運動公園についても同様をございます。スポーツの振興、スポーツで生きがいのあ

る、そうした人々をつくっていききたい、憩いの場をつくっていききたい、そういう思いたくさん持った方がいます。そういう方たちに寄り添った形でやっているということについては、青山議員もご理解いただけるのではないかなというふうに思っております。そういう意味では、住民参画をしていただきながら、中心市街地のにぎわいを持って、町なかの再生、震災以前以上のまちづくりを進めるために、こうした事業を展開しているわけでございます。

もちろん、その中には多くの協議会が立ち上がって、多くの議論、車座会議もありました。子供たちが集まって協議もしました。専門家の知見も入れ込んできました。そういう住民からのいろんな意見を、もちろん行政区の皆さんからもこういうものというふうな、直接的なそういう申し入れもありました。多くの意見を積み上げて、これを第6次まちづくり総合計画、平成28年度からスタートしましたが、そこに盛り込んだというところに議会の議決を経て、民意を得る、民意を反映した、そういう計画であるというふうに私自身は考えております。

したがって、住民サイドに立った、必要な要望を聞き入れた、そういう事業なのかということについては、そうであるということに言明をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、にぎわいづくりに当たって、ハードではなくてと言いますけれども、私たちはそういうものの環境を整備するために、この複合施設、道の駅、さらには総合公園、あと魂を入れるのは住民だと思っています。私たちの役目だと思っています。環境はできました。そこに魂を入れて、熱意、情熱や行動をそこに投入込んで、にぎわいをつくっていく。そして、後世にきちっと判断していただける、喜んでいただける、そんな施設をつくっていききたいなというふうに思っております。

なお、数値目標等についての質問がありましたが、これについては担当課長にあれば説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

さらに、もう一点の箱物の更新費用、維持管理費が負担していくのは、これは当たり前でございます。先進市の事例を細かく挙げていただきました。他の先進市では、既にこうした公共施設の総合管理計画、旧個別施設計画をつくって取り組んでいる。これについて、おくれればせながら、そのおくれたことについては多少おわびを申し上げる点がないわけではございませんけれども、これらについては町でもつくって、この後、個別施設計画をつくって、長寿命化、さらには統廃合、更新等も含めて、24億もかかるものを11億ぐらいに抑えていきたいという具体的な数値も話をさせていただきました。したがって、これからが正念場だと思っています。この後の後年度、次の世代に高負担を強くないような、そうした財政規律をバランスよくとりながら、万が一、後々、私たちの次の世代の人たちに禍根を残す、悔いを残す、負担をふやす、そんなことをしていないように努力を傾けていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

具体的な計画についての策定に当たっては、青山議員のその賢明なそうした提案も含めて、なお、お聞かせいただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。私からの再質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 担当課長の説明を求めます。答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、7番、青山議員の再質問にお答えいたします。

計画づくりの指標ということでございますが、都市再生整備計画事業につきましては、平成27年度から31年度までの5年間の計画でございます。

その計画づくりの際の指標でございますが、現在、変更申請中の最新の資料の数字でございますが、まず1つが、ポケットパークのイベント回数、こちらにつきましては平成27年度ゼロ回、これが計画終了時の平成31年度で10回を見込んでおります。もう一つ、歩行者数でございますが、平日の歩行者数ということで、平成27年度、こちらは計測いたしました。平日1日当たり216名でございました。こちらを平成31年度には約2割増の260名ということで見込んでおります。

指標については以上であります。

〔「空き家は」と呼ぶ者あり〕

○都市整備課長（福田和也君） 空き家ですか。空き家につきましては、平成27年度が58軒でございます。31年度の目標が55軒でございます。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） まず、町長答弁のほうから、厳しさを共有しろと、共有して行ってほしいという、そういうお話、まさしく厳しさは共有しているつもりでございます。その中で何をやるかということですが、複合施設、ポケットパーク、道の駅等を具体的に挙げられましたが、私、質問されましたが、質問する側として質問されたのは、これ反問権だったのかどうか。答えるべきなのか……

○議長（熊田 宏君） 反問権を付与されていないので、答弁する必要はありません。

○7番（青山英樹君） 答弁する必要はなし。

○議長（熊田 宏君） はい。

○7番（青山英樹君） 議事録のほうはどうなんでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 今の私の発言は載りますので、大丈夫です。

○7番（青山英樹君） まず、今に申し上げましたように、3つの例を挙げながらですが、町民の皆様はどう思っているのでしょうかというところなんです。確かに、街ナビさんとか町プロジェクトチームさん等の提案のもとに策定しているものとは思いますが、本当に私ども、私が歩いていろいろお話を聞く中であっては、やっぱりその社会保障等をまず充実してくれと、そっちのほうやっぱり結構聞こえるのが多いんですよ。やはり生活のそのインフラ等をもっと充実してもらって、暮らしやすい、いわゆる穏やかに過ごせる町にしたいというふうなものがあったものですから、そういう観点から、その住民の意思という思いをどういうふうに拾っていくのかというのがやっぱり重要になってくると思うんです。そこでは当然、取捨選択というものがあまして、そこでは先ほどちょっとお答えいただけなかったのかなと思いましたが、町民参画をどのようにしていくかという部分での具体的な事例というもの、そういったものをもう少し力を押して、力強く補強していかなくちやいけなかなというふうな思っております。その辺の手法を、今後ちょっと変えていただければありがたいのかなと思います。やはり年代とか、実際に歩いている方々にアンケートとってみたい

とか、ある会場を設けて、そこに来る人ではなくて、違う方法もあるのかなと思ったりもしますので、その辺はご検討をしてもいいんじゃないかと思いますが、その辺についての所管を伺いたいと思っております。

そして、もう一点ですが、そのにぎわいを取り戻すということで、今、具体的な数値をいただきました。平成27年度から平成31年までの4年間でもっての、その数値の違いですか、町なかのあのにぎわいの通り、通りを歩く人が平成27年、216名で、平成31年で260名……

○議長（熊田 宏君） 傍聴席の方、発言を控えてください。お願いします。

○7番（青山英樹君） という、何名でしょうか、44名ほど1日ふえると。イベントが10回ほど、月に1回ぐらいなのか、寒い時期を除いてというようなことで。空き家が2軒ほど減るような形でしょうか。何かちょっと非常に、それぞれの価値判断だと思えますが、私はちょっとにぎわいを取り戻すということでの費用対効果といったときには、かなりちょっと莫大な費用になってしまうんじゃないのかというような気がいたしまして、私はもう少し、もう一度、総合的に包括的に施設のやはり策定、公共施設の策定、いわゆる統廃合なり集約なり、本当にそれをもっと進めてからやったほうがいいんじゃないのかと思っております。それについても再々度、町長の考えを伺いたい。

そして、もう一点でございますが、今回、補助メニューとしていただいている社会資本整備総合交付金だと思うんですけども、私どもが1年とちょっと前に研修受けまして、実は公共施設等総合管理計画に関連した財政措置というような、総務省からの資料をちょっと提示受けまして、これだと充当率90%、いわゆる集約化、複合化事業にかかわる地方財政措置、既存の公共施設の集約化、複合化事業で、延べ面積が減少する。あわせてトータルの減ればということですね、面積が減る。こういったものに関して、今、変わったか知りませんが平成17年まで、これ1年と1年ちょっと、1年2カ月前のちょっとデータでいただいたんですが、充当率90%、交付税算入率50%という、こういうものがございます。また、転用事業にかかわる地方債措置の創設ということで、既存の公共施設等の転用事業ということでは、同じく2017年末で充当率90%、交付税算入率30%。それから除去、除去についての地方債の特別措置、除去債というのがございまして、これが当分の間ということで、充当率75%というふうになっておりますが、これらは今の引き受けようとしている補助金等とは、何か別なものなのか同じなのかよくわからないんですが、そういったものについて、これまだ年度が先まででありそうな気がするんですよ。ですからそんなに焦るといえるのかどうか、それも必要あるのかもしれませんが、なるべくそういったものをもう一度勘案して、いい方向でお持ちいただきたい。そのためにも、策定のほうを何とかお願いしたいなというふうに思っておりますが、それについての所管をお聞きしたいと思います。

以上3点、お願いいたします。

〔発言する者あり〕

○7番（青山英樹君） 同じなんですか。私が申し上げましたのは総務省のほう……

〔発言する者あり〕

○7番（青山英樹君） 今のこの社会資本整備ありますよね。これだと、いろいろ前、同僚議員からの質問、答弁に対して、補助金に間に合わないとかというようなお話もあったもの……

〔「間に合わないんじゃない」と呼ぶ者あり〕

○7番（青山英樹君） ですから、こちらのほうの補助金見ると、まだ期間があるものですから、29年ぐらいま

でありますので、ちょっとそちらのほうのものも27年から3年間ということで、最近見ましたらば、公共施設最適化事業債というのが平成27年から3年間ということで出ていますので、30年まであるのかなと思うと、まだちょっと間に合う部分もあるのかなと思ったりしたものですから、そういったものについてもご検討いただけないのかということについてお尋ねしております。

〔「建設事業を……」と呼ぶ者あり〕

○7番（青山英樹君） よろしいでしょうか、以上。

〔発言する者あり〕

〔「今、建設している複合施設とかポケットパークを今回取りやめて……」と呼ぶ者あり〕

○7番（青山英樹君） いや、取りやめてということじゃなくて、そういったものも、だから時間がなくて、今の今、何でかで早目に進めなくちゃいけないというようなご答弁を前、同僚議員の中であったものですから……

〔「時期をおくらせてという。時期をおくらせなさいということ」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 青山議員、前、マイクのほうでしゃべって発言してください。

○7番（青山英樹君） これまだ質問中になるの。

○議長（熊田 宏君） ええ、記録に残さないといけないので。

〔「質問自体がわかんないから聞いていたでしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ええ、複合施設をやめろと言っているのかということなんだそうです。

○7番（青山英樹君） やめろとは申し上げていません。ですから、策定を、管理計画の策定を先にして、十分利活用の価値のある交付金等も選ぶことを、もう一度したほうがいいんじゃないですかということをお願いしています。

○議長（熊田 宏君） 多分まだ聞いていないと思うんで。発言、答弁の前に確認してから答弁してもらいます。

では、3点について答弁を求めます。残り時間1分ちょっとですので、3点について端的にお願いします。答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、7番、青山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の町民参画という考え方についてでございますが、きちっと町民の参画を考えた、そういう計画づくりになっているのかというようなことでございますが、これは先ほど話しましたように、今までいろいろな形でおつき合いいただいて、協議会、さらには審議会、さらには車座会議等々のそういう人たちというのは、やっぱり町民参画、いわゆる町民参画できちっとした形で町民の立場で参画していただいている人だろうというような、そういう認識は間違いなく私自身は持っております。

要するに、そういったものに参画しないで、青山議員らが一人一人、自分の足で聞いてきた、これも町民の声として、そういう人たちも参画させるべきだろうという考え方がありますが、募集をかけてもなかなか集まらないところがございますので、そういったものについては、民意という点ではこの議会が、意思が民

意の意思を反映させる、そういう場だと最終的には私自身は思っております。

もちろん、社会保障の充実をないがしろにするものではございません。

そして、議事録には載らないけれども、社会資本整備総合資金についても、青山議員の認識と同じでございます。ですが、複合施設等についてつくられるものについて、これをやめるというわけにはいかない。これはきのうも安井議員に話をさせていただきました。

なお、取り壊し費用については、当然、社総金、社会福祉整備総合交付金事業によって、取り壊し費用については起債の充当率というのは、今、青山議員が話されたとおり充当になりますので、その点についても申し添えさせていただいて、議事録には載りませんが、再々質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 町長から「議事録に載りませんが」と申し上げましたが、私のほうで制止していませんので、載せますのでご安心ください。

以上で、7番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

12時過ぎました。どうでしょうか。この後の……

〔「延長」「午後、始まりを遅くする」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） はい、じゃ、続きます。

〔発言する者あり〕

○7番（青山英樹君） はい。

◎総括質疑

○議長（熊田 宏君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

7番。

○7番（青山英樹君） それでは、総括質疑をしたいと思います。

認定第1号につきまして、お尋ねいたします。

平成27年度の一般会計につきまして、単年度収支がマイナス1億7,130万1,000円、それから実質単年度収支が1億3,062万円になりますか、通常、単年度収支とか赤字にしないようにやりくりをしていくんですけども、いわゆる今回この基金取り崩し金をされていないんですね。6億ぐらいあったような気がしましたけれども、通常であれば、基金積立額が65万3,000円の繰上償還費が4,002万8,000円ということで、これ黒字予想は計上されているんですが、基金取り崩し金があると赤字予想なんですが、これゼロであると。

しかしながら、単年度収支が先ほど言いましたようにマイナスの1億7,100万になっているということで、普通はこれやりくりをしていくんですけども、これは何か意図的なものがあったのかな。あるいは、基金取り崩しをしない何か大きな、次年度以降、目的があったのか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、7番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

認定第1号の一般会計の決算認定についてでございますが、単年度収支が1.7億円赤字、実質単年度収支も1.3億円赤字というようなことでございますが、これについて、赤字になっていることが不健全だという認識は青山議員、ないですよ。

要するに、これはマイナス表示になってはいますが、矢吹町は、一般会計については赤字ではございません。実質黒字でございます。これをまず、きょういらっしゃる議員の皆様、傍聴席の皆様にお伝えしておかなければいけません。

〔「質疑に対しての」と呼ぶ者あり〕

○町長（野崎吉郎君） ええ。いや、赤字と言ったんで。

〔発言する者あり〕

○町長（野崎吉郎君） だから、赤字と言っているんで、その赤字という……

○議長（熊田 宏君） 青山議員、答弁終わるまで発言控えてください。

○町長（野崎吉郎君） 赤字と言われているんで、聞かれている方は赤字というふうに認識してしまう。それだけ発言が思い込みで、数字はマイナス表示になっておりますが、赤字ではございません。

これについて、詳しく私のほうから述べるものではないですけれども、その認識に立って、いわゆる今回のこの数字については、基金取り崩しをしなかったためにマイナス表示になっているということについて、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、補足説明については企画総務課長のほうからさせますので、よろしく願いいたします。

以上で私の答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 担当課長より説明を求め、答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の質問にお答えさせていただきます。

今ほど、町長申し上げたとおり、数字上は赤字ということになっておりますけれども、私どもの認識といたしましては、平成27年度決算につきましては、歳入102億4,359万3,000円、歳出97億8,830万8,000円で、形式収支が4億5,528万5,000円のプラス、その内訳といたしましては、翌年度に繰り越すべき財源が1億9,299万8,000円、それを引きますと実質収支、27年度の実質収支につきましては2億6,228万7,000円、これが黒字であれば、単年度の黒字というふうに認識しております。単年度収支で、マイナスの1億7,000万円と出てまいりますのは、あくまでも平成26年度と27年度の実質収支の比較でありますので、ただ単に26年度のほうが剰余金が多く出てきたという、それとの比較でマイナスだという認識でございます。

ただし、平成26年度につきましては、その剰余金が多いという内訳は、財政調整基金の3億6,686万4,000円取り崩しが含まれております。27年度につきましては、4,000万円の繰上償還金が含まれております。そういったところからして、簡単に合計の金額で比較できるものではないというふうにも考えております。

結論と申し上げますと、私どもでは、赤字と判断するものにつきましては実質収支で判断していくというふ

うに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） そのほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・請願・陳情の付託

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより議案、請願、陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第52号、第53号、第54号、第55号、第56号及び認定第1号については、7名の委員をもって構成する第1予算決算特別委員会を、議案第51号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号については、6名の委員をもって構成する第2予算決算特別委員会をそれぞれ組織し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 異議なしと認めます。

よって、第1予算決算特別委員会、第2予算決算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算決算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

資料の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 事務局長に構成委員名を朗読させます。

議会事務局長、梅原喜美君。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第50号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり委員会に付託することに決しました。

次に、9月2日までに受理した請願、陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（熊田 宏君） これで、本日の日程は全部終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

なお、午後1時から予定されていましたが常任委員会につきましては、午後1時30分から開始ということで、よろしくお願ひします。

以上で散会します。

お疲れさまでした。

(午後 零時15分)

平成28年9月20日（火曜日）

（第 4 号）

平成28年第398回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成28年9月20日(火曜日)午後1時開議

- 日程第 1 議案第50号
陳情第13号
審査結果報告 総務教育委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 請願第8号・第9号
陳情第14号・第15号
審査結果報告 産業民生委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第52号・第53号・第54号・第55号・第56号
認定第1号
審査結果報告 第1予算決算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第51号
認定第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号
審査結果報告 第2予算決算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程追加の議決
- 日程第 5 同意第 3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 6 発議第11号 介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書(案)
- 日程第 7 発議第12号 公共施設等調査特別委員会の設置に関する決議(案)
- 日程第 8 閉会中の継続調査の申出について
- 日程第 9 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	富	永	創	造	君	2番	三	村	正	一	君	
3番	安	井	敬	博	君	4番	加	藤	宏	樹	君	
5番	薄	葉	好	弘	君	6番	鈴	木	一	夫	君	
7番	青	山	英	樹	君	8番	大	木	義	正	君	
9番	栗	崎	千	代	松	君	10番	角	田	秀	明	君
11番	吉	田		伸	君	12番	藤	井	精	七	君	

13番 鈴木隆司君 14番 熊田宏君
欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画総務課長	阿部正人君
まちづくり 推進課長	氏家康孝君	税務課長	三瓶貴雄君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間一幸君	都市整備課長	福田和也君
教育次長兼 教育振興課長 兼中央公民館 長	佐藤豊君	子育て支援 課長	山野辺幸徳君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅原喜美	主任主査兼 次長	角田哲也
--------	------	-------------	------

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（熊田 宏君） それでは、去る9月13日の本会議において各常任委員会、第1及び第2予算決算特別委員会に付託いたしました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第50号、陳情第13号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第1、これより議案第50号及び陳情第13号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴席の皆さん雨の足元の悪い中、傍聴大変ご苦勞さまでございます。

総務教育常任委員会審査結果を報告したいと思います。

総務常任委員会審査結果報告書。

第398回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書1から6までは記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第50号及び陳情第13号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第50号 矢吹町税条例の一部を改正する条例。

本案は、本町において、これまで災害を原因とする固定資産税の減免対象者につきましては、町の全部または一部にわたる災害又は天候不順により、著しく価値を減じた固定資産を有する者としておりましたが、今回、より限定的な範囲で発生した災害等によって価値を減じた場合においても、固定資産税の減免対象とするため、条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第13号 矢吹町町営球場のトイレ改善について。

本件は、矢吹町町営球場のトイレの改善を求める陳情であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり、報告いたします。

- 議長（熊田 宏君） ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。
質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。
これより議案第50号 矢吹町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。
これより陳情第13号 矢吹町町営球場のトイレ改善についてを採決いたします。
お諮りいたします。本件に関する委員長報告は採択であります。
本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（熊田 宏君） 異議なしと認めます。
よって、陳情第13号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎請願第8号、第9号、陳情第14号、第15号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（熊田 宏君） 日程第2、これより請願第8号、第9号、陳情第14号及び第15号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、11番、吉田伸君。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

- 11番（吉田 伸君） 皆さん、こんにちは。議場の皆様ご苦労さまでございます。
ただいまから、産業民生常任委員会の審査報告を報告いたします。
第398回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件について、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規則により報告いたします。
報告書は1番から6番までは省略させていただきます。
7、現地調査。
審査結果。

当委員会に付託されました請願第8号、9号、陳情第14号及び15号の審査結果は、次のとおりでございます。
請願第8号 介護保険制度における軽度者への給付を継続する旨の意見書を提出する事を求める請願書。

本件は、国の関係機関に、介護保険制度における軽度者向けの福祉用具貸与及び住宅改修の利用について、現行どおり保険給付の対象として継続することを要望する意見書の提出を求める請願であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

請願第9号 臨時国会でTPP協定を国会で批准しないことを求める請願。

本件は、国の関係機関に、臨時国会でTPP協定の批准は行わないことを求める意見書の提出を求める請願であります。

討論に入り、角田委員からは国やアメリカの動向を見ながら常任委員会として議論していくべきであり、継続審査とすべき意見があり、一方、安井委員からは矢吹町は農業を基幹産業としている。安い農産物が大量に入ってくることで、農家の生産力に打撃を与えることが予想される。また、食料自給率の低下にもつながり、国会に対して批准しないことを求めるため賛成する意見があり、継続審査とすべきことに対し挙手採決の結果、賛成多数により継続審査にすべきものと決しました。

陳情第14号 町道中丸2号線の現道舗装要望について。

本件は、町道中丸2号線の早急な現道舗装についての陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第15号 町道大町9号線の道路整備に関する陳情であります。

本件は、町道大町9号線の早急な道路整備についての陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより請願第8号 介護保険制度における軽度者への給付を継続する旨の意見書を提出することを求める請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第8号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、請願第9号 臨時国会でTPP協定を国会で批准しないことを求める請願については、委員長報告は継続審査であります。

これより陳情第14号 町道中丸2号線の現道舗装要望についての陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第14号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第15号 町道大町9号線の道路整備に関する陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第15号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎議案第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、認定第1号の委員長報告、質疑、
討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより議案第52号、第53号、第54号、第55号、第56号及び認定第1号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第1予算特別委員会委員長、11番、吉田伸君。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） 第1予算決算特別委員会審査結果報告書。

第398回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

結果報告書。

1番から6番までは省略させていただきます。

審査結果。

当委員会に付託されました議案第52号、53号、54号、55号、56号及び認定第1号の審査結果は次のとおりでございます。

議案第52号 平成28年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ53万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億9,511万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰入金1億5,780万6,000円を減額し、繰越金1億4,872万円を増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費53万円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第53号 平成28年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ585万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億260万円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金592万円を増額するものであります。

歳出の内容は、事業費585万1,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号 平成28年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,472万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、町債200万円を増額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費200万円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号 平成28年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,854万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億6,897万5,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰越金2,848万2,000円などを増額するものであります。

歳出の主な内容は、基金積立金1,232万9,000円、諸支出金1,615万3,000円などを増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号 平成28年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の収益的収支予算額のうち、支出予定額に504万3,000円を追加し、収益的支出予算総額を4億1,516万1,000円とするものであります。

収益的支出補正の内容は、営業収益200万円、営業外収益304万3,000円を増額するものであります。

資本的収支補正予算では、既定の資本的支出予定額に310万円を追加し、資本的支出予定総額を2億1,127万9,000円とするものであります。

資本的支出の内容は、建設改良費310万円を増額するものであり、あわせて既定の資本的収支不足額の補填財源の一部を変更するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号 平成27年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額102億4,359万3,000円に対し、歳出総額97億8,830万8,000円で、差し引き4億5,528万5,000円の黒字となるが、うち翌年度に繰り越すべき財源として1億9,299万8,000円を差し引いた実質2億6,228万7,000円の黒字決算であります。

討論に入り、安井委員から昨年の消費税値上げにより介護保険料の値上げが行われ、町民の生活に深刻な影響を及ぼしている。また、一般会計からの繰り出しが行われたこと。さらには、消費税が値上げされたことにより地方消費税交付金の増額もされたため、本件に反対する意見があり、一方で薄葉委員からはまちづくり総

合計画や復興計画等に基づいた事業執行と限られた財源を効率的に執行した決算状況となっており、実質公債費比率13.2%、将来負担比率117.8%という結果を踏まえ、健全な財政運営が図られた決算であるため、本件に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

4番。

〔4番 加藤宏樹君登壇〕

○4番（加藤宏樹君） それでは、質疑をさせていただきます。

認定のほうなんですけど、町有地の売却というのがございました。

平成28年3月8日、事務報告には載ってはおりますが、途中経過を何か聞いた覚えがなかったので委員会でこれに関する質問があったかどうかをちょっと確認したいと思います。

平成28年3月8日、赤沢615-2、615-3、面積306平米、契約金額8万5,100円。これは、名前は出して大丈夫ですか。

○議長（熊田 宏君） あのととき質疑があったかどうかの質問でしょうから、詳細は述べなくてもよろしいんじゃないでしょうか。

○4番（加藤宏樹君） はい。株式会社〇〇さんが購入しております。金額を見ますと、非常に安価な価格、坪当たり九百二十四、五円ということで、これに対して何か質疑はございましたか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

第1予算決算特別委員会委員長、11番、吉田伸君。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） 委員長として報告いたします。

加藤委員の質問についての委員会での質問はありませんでした。

以上です。

○議長（熊田 宏君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

3番、安井敬博君。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） 議場の皆さん、こんにちは。

認定第1号 平成27年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

一昨年、消費税が5%から8%に値上げされたことにより、多くの町民の方、大変生活のほうが悪くなってきました。

また、昨年、平成27年度は当初の予算でも介護保険料が大幅に値上げされております。こちらの介護保険料は、多くの方支給される年金の中からその介護保険料が差し引かれております。そういったことから、生活を切り詰めながらこういった保険料の支払い、また、消費税の支払いなどに対応している状況にあります。

一方、消費税率が3%上げられたことによって、地方消費税交付金はふえております。国から支給される、交付される地方消費税交付金はふえております。この消費税というものは、もともと国でも福祉などのために使うとして値上げがされたものであります。このようなことからいたしますと、この増額された地方消費税交付金などを使って介護保険や、それから国民健康保険の特別会計のほうに、一般会計から繰り出しをする、そのようなことで町民の生活を助けるべきであった、それが行えなかったということで本案に反対をするものであります。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 私は、認定第1号 平成27年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

認定第1号は平成27年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定でございますが、現在、町では東日本大震災からの復興に最優先に取り組んでおり、この間、被災者に寄り添い、被災した家屋固定資産税の減免や生活支援など各種軽減措置により町民の負担軽減を行ってまいりました。

消費税増税に関しましては、社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとするための消費税であり、町では法律の趣旨や国からの通知にのっとり使用等の改定を行っております。

このような中、町では震災以前以上の活力あるまちづくりを目指し、各種事業の確実な推進を図っております。

中でも、中心市街地の復興として災害公営住宅や第一区自治会館の完成を迎えたことは、復興計画を最重点課題である中心市街地の復興が目に見える形で大きく前進したものと考えております。

また、復興の大前提として町内の除染にも取り組み、今回一定の節目を迎えたことは、安心・安全のまちづくりとして復興へ向けた大きな一歩となりました。

さらに、防災体制の構築では防災行政無線システムの設置等により、災害に強いまちづくりとして、防災機能、防災基盤の整備が図られました。

このように、平成27年度一般会計歳入歳出決算は、多くの復興事業に取り組みながらも、町民の皆様の負担が増すことがないよう、町民に寄り添いながら最大限努力し、財政の健全化に努めた決算内容であることは大いに評価できるものであります。

平成28年度は、この平成27年度決算を経て矢吹町復興計画の示す、復興期3年目、そして第6次矢吹町まちづくり総合計画の初年度とし、町民、行政、議会が一体となり取り組んでいくためにも、本案に賛成するものであります。

議員の皆様のご賛同お願い申し上げ、賛成討論といたします。

よろしくお願いたします。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

7番、青山英樹君。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） それでは、認定第1号に関しまして反対の立場で討論をいたします。

包括的に見ますと、27年度一年間としまして黒字かマイナスか一般的にあらわすものは実質収支でございます。実質収支は財政運営のよしあしを判断する重要なポイントでありまして、27年度におきましては、黒字となっていることは真意を得るところではございます。

しかしながら、この実質収支というものは前年度以前からの収支の累積でありまして、その中には前の年、過去の年度の実質収支が含まれているものであります。

つまり、当該年度の単年度における実質的な収支を把握するには至らないものでございます。

よって、27年度という単年度、当該年度における収支として把握されるのが単年度収支であります。この単年度収支は1億7,100万円余りの赤字でございました。まして、かつ前年度の実質収支が黒字でありましたので、過去の剰余金を減らしたというようなことも考えられます。

また、歳出に含まれる財政調整基金の積立金や地方債繰上償還金は実質的な黒字要素であり、これらが歳出面に措置されなかったならば、当然実質収支は黒字額が増加したはずであり、一方、歳入に含まれる財政調整基金の取り崩し額は過去に積み立てたものを減らしていることであり、実質的な赤字要素であります。

これらの黒字、赤字の要素が歳入面に措置されなかった場合、単年度の実質的な収支がどのようになるかを見るのが、実質単年度収支でございます。この単年度収支を見ますと単年度における実質的な収支となる単年度収支がマイナスを示す赤字であり、また、黒字要素、赤字要素を除外した当該年度、単年度の実質的な収支を示す実質単年度収支もマイナスを示す1億3,062万円の赤字だったことは財政運営においてマイナスの判断を導き出す要因となります。

また、経常収支比率を見た場合におきまして、減収補填債臨時財政対策債を除いた部分におきましては86.5%ということでございまして、これは生活保護等の負担のない町におきましては80%以降に関しましては非常に硬直化した弾力性のない財政運営であると判断されるところでございます。

また、実質公債費比率13.2%ということで過去から見ればかなり良化した数字であり評価はできるものではございますが、県の平均、全国平均では10%を切っておりまして、この13.2%という数字間もなく公表されるものとは思いますが、数値は良化しているとはいえ、どの程度のものであるかは、まだはっきりしたものではありませんが、例年の傾向を見ますと評価できるかどうかというのは疑問の状態でございます。

以上のような理由によりまして、一般会計の認定に関しまして反対をする次第でございます。

皆様のご判断をよろしくお願申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第52号 平成28年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第53号 平成28年度矢吹町……。

傍聴席の方、今、第1予算委員会が2、4、6つ報告されました。討論があったのが6つ目の決算の認定でありまして、上から順番に賛成するかどうという採決をしていきますので、今、先ほど討論があったところは一番最後に賛成反対の採決をしますので、お静かに傍聴願います。すみません。

これより議案第53号 平成28年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第54号 平成28年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第55号 平成28年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第56号 平成28年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第1号 平成27年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（熊田 宏君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

傍聴席の方、お静かに願います。

◎議案第51号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第4、これより議案第51号及び認定第2号、認定第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第2予算決算特別委員会委員長、8番、大木義正君。

[8番 大木義正君登壇]

○8番（大木義正君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴席の皆さん、本当に寒い中傍聴においでいただきましてありがとうございます。

それでは、報告させていただきます。

第2予算決算特別委員会審査結果報告書。

第398回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは記載のとおりですので割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第51号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の審査結果は、次のとおりです。

議案第51号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億2,482万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億2,440万8,000円とするもので、あわせて地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、地方消費税交付金3,400万円、国庫支出金1,933万5,000円、県支出金2,449万4,000円、繰入金1億488万7,000円、繰越金1億630万円などをそれぞれ増額し、地方交付税6,607万1,000円、町債1,920万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が総合事務組合退職手当負担金等により5,790万2,000円の増額、農林水産業費が東日本大震災農業生産対策事業等により2,818万6,000円の増額、土木費が矢吹町駅周辺地区都市再生整備計画事業等により1億1,047万6,000円の増額、災害復旧費が銅矢場池災害復旧工事等により1,550万円を増額するものであります。

地方債の補正では、都市再生整備計画事業債を2,810万円、公共施設等除却事業債190万円をそれぞれ増額し、

都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業債を70万円、臨時財政対策債4,850万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

討論に入り、加藤委員から都市再生計画の複合施設の情報公開などがまだされていない、今後の町の財政がどのようになるかわからないため本案に反対する意見。また、三村委員からは一部分であるが、都市再生計画の部分で不明な点があるため反対する意見があり、一方で、鈴木一夫委員からは都市再生計画については重要な案件であり、議会においても十分把握し、今後の進捗に期待することから賛成する意見。また、角田委員からは議会において計画の進捗状況を十分把握し、大きな期待をすることから本案に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決しました。

認定第2号 平成27年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額25億7,725万8,000円に対し、歳出総額24億2,853万7,000円で、差し引き1億4,872万1,000円の黒字決算であります。

討論に入り、藤井委員から住民負担軽減をしている自治体がある中、町では繰出金をふやし、国保基金の取り崩しによって、国保税の負担を下げるべきであることから本件に反対する意見があり、一方で、鈴木一夫委員からは収納率について努力しているのがわかる、今後、さらなる収納率向上を期待し賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 平成27年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額5億2,272万円に対し歳出総額5億2,041万5,000円で、差し引き230万5,000円の黒字となるが、翌年度に繰り越すべき財源として227万3,000円を差し引いた実質3万2,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 平成27年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額56万8,000円に対し、歳出総額ゼロ円で、差し引き56万8,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 平成27年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額1億9,263万1,000円に対し、歳出総額1億9,263万円で、差し引き1,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号 平成27年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額13億2,490万円に対し、歳出総額12億9,641万6,000円で、差し引き2,848万4,000円の黒字決算であります。

討論に入り、藤井委員から、平成27年度当初予算でも反対した。介護保険料の段階区分が6段階から9段階へ改正となり低所得者の負担がふえ大変だとの声がある。そのような声に応えていない内容のため本件に反対する意見があり、一方で、角田委員からは介護保険制度はなくてはならない制度であり、収納率についても100%に近く、今後、さらなる収納率向上を期待し賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第7号 矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額 1 億 5,467 万 9,000 円に対し、歳出総額 1 億 5,422 万 5,000 円で、差し引き 45 万 4,000 円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第 8 号 平成 27 年度矢吹町水道事業会計決算認定について。

本件は、収益的収支において、収入額 4 億 1,376 万 7,000 円に対し、支出額 4 億 2,035 万 9,000 円で、659 万 2,000 円の純損失であります。

なお、純損失については、前年度からの繰越利益剰余金により全額補填の上、残る未処分利益剰余金 615 万 1,000 円については、全額繰越剰余金として翌年度に繰り越しをする内容であります。

資本的収支では、収入額 4,373 万 9,000 円に対し、支出額 2 億 1,119 万 7,000 円で、差し引き不足する額 1 億 6,745 万 8,000 円は、当年度消費税調整額と過年度損益留保資金で補填する内容であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

7 番、青山英樹君。

〔7 番 青山英樹君登壇〕

○7 番（青山英樹君） それでは、委員長にお尋ねしたいと思います。

議案第 51 号 平成 28 年度矢吹町一般会計補正予算につきまして、その審議質疑の中におきましてちょっと確認したい、また、お聞きしたいことがございます。

特に、賛成する討論の中で、大きな期待をするということでありましたが、具体的にどのような、大きな期待とはどのようなものであるかというものが説明あったのかどうか、あれば教えていただきたいと思っております。

そしてまた、もう一点、9 月 1 日の段階で、行政区の二区自治会の発行でもって、9 月 1 日、祭りの件と、もう 1 点は二区コミュニティセンターの移転と情報ということで、1 戸 1 戸に配布されたチラシがございます。その中で、今回関連する複合施設に関しての二区コミュニティの移設ということで二区住民の要望であり、ご理解とご協力をということで反対しないような旨のことが記述されていたんですが、どうも周りのほうではそのように認知がかなり進んでおいて、わからなかったのは議員だけだったのかなというような思いがございました。そのような状況の中で、この町民の民意というのがその複合施設等に反映されていたのかどうかという質問等はございましたかどうか、お尋ねをいたします。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

第 2 予算決算特別委員会委員長、8 番、大木義正君。

〔8 番 大木義正君登壇〕

○8 番（大木義正君） それでは、7 番、青山議員に対する質問について、お答えいたします。

賛成議員の大きな期待というものの中身の議論はあったかということでございますけれども、議会としても、

この計画を見守り、今後の活性化に期待したいという程度の議論でありました。

2つ目の9月1日の二区自治会のチラシというこの質問でございましたけれども、この質問に対する議論は出ませんでした。

以上です。

○議長（熊田 宏君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の発言を許します。

1番、富永創造君。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） 討論ということで、まず、平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）に対して、反対の考えから意見を述べさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 議案第51号でよろしいですね。

○1番（富永創造君） はい。

まず、以前、私議員のもとに資料ということで町政報告なる資料をいただいているわけです。この中において、とりわけ複合施設整備事業に関してであります。町長が述べられている内容で、現在、計画づくりの基本となる基本構想を策定しており、今後、基本計画の策定に向けて関係団体との協議等を行い、年内に基本計画を決定する予定であります。また、今後、複合施設整備検討委員会を設立し、各種団体及び住民の皆様の意見、要望、さらには専門家のアドバイス等を踏まえながら設計業務を進めてまいりたいと考えておりますと報告されております。

まだこの段階、いわゆる基本計画がなされていないこの段階において、補正予算の中でこの実施設計委託料を入れております。これは、まさしく財政確保が先、そして大切な基本構想、基本計画が後回しではないのかと、順番が逆ではないかと、そんな点で違和感を感じております。

例えば、スマホを買うからお金頂戴と一方的に言われて、はいどうぞと黙ってお金を渡す親がいますか。「買う目的は」「本当に必要なの」「もっと安くおさまらない」「買ってから通信費や維持にもお金が必要なのよ」そういった話がされる、そういったことをまず確認してからお金を渡すなり、了承すると、そういう手順になるのではないかと。

ところが、渡された都市再生整備計画資料、こういったもの渡されているわけですがけれども、最初見ると小さい文字でいっぱい書かれております。ようやく、でっかい目をしながら、どういった内容なのかを目を通して見ている状態です。

そんなところで、この計画に対して理解するには内容不明瞭、まとまった内容になっていない、複合施設をつくるに当たっての関係者との合意形成がどうなされているのか不明確である。また、今回の複合施設整備事業の補正予算の説明にもなっていない。現在、この事業の判断の根拠となる基本計画すらできていないのですから。この事業計画の内容を我々はどうか検証したらいいのか、また住民の皆さんもそうだと思います。そういっ

た内容を検証することができない、このような手法で、主体となる住民サービス、公益的価値が不明瞭のまま公共施設の建設が進められるのでは、町民の理解は得られない、そんな理由からこれに反対させていただきます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

10番、角田秀明君。

〔10番 角田秀明君登壇〕

○10番（角田秀明君） 私は議案第51号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）に賛成の立場で討論をいたします。

本議案におきましては、東日本大震災農業生産対策事業等を維持するために必要な補正予算であると考えております。

次に、矢吹駅周辺地区都市再生整備事業計画に伴う複合施設の実施、設計、用地買収等の補正予算であります。本施設は中央公民館の耐震性及び老朽化等の問題、バリアフリー化への要望、また、図書館の老朽化、利便性の問題等を解消するための施設建設にかかわるものであります。住民サービスの向上及び安全・安心な公共施設の提供が図られるものと考えております。

今後、ますます厳しくなるであろうと思われる国庫補助金を最大限に活用した整備計画であり、既存施設の代替施設として複合施設を早急に整備することが長期的にも住民負担の軽減に寄与するものと考えております。

また、当該施設は昨年度策定の矢吹町公共施設管理計画においても統廃合し、複合化する施設として位置づけられております。できるだけ早期に対応すべき大型施設であると考えております。

また、町長答弁にもありましたように、1つ、今後関連団体との十分な協議及び検討委員会の立ち上げ等を予定していること。2つ、住民及び議会に対して段階的に説明、報告を行うこと。3つ、総事業費についてもできる限りの圧縮、縮減に努めるとの確認ができたこと。4つ、財政シミュレーションにおいても選択と集中、年事調整により急激な財政負担とならないとのことでありますので、事業の停滞による総合的な住民サービスの低下を鑑み、一刻も早い既存施設の課題の解消、バリアフリー化も含めた住民サービスの向上、将来の財政負担の軽減、平準化に資する補正予算であることから議案第51号に賛成するものであります。

議員の皆さんの賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

4番、加藤宏樹君。

〔4番 加藤宏樹君登壇〕

○4番（加藤宏樹君） 私は、議案第51号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算に反対の立場で討論をいたします。

同僚議員からも反対がありました。町民参画や情報公開が不十分だということです。

私は、特に複合施設をつくることに反対しているものではありません。

別な見方でいいますと、公共施設等総合管理計画の中に個別施設計画というものがございます。これらを決定しないと、何と何を集約して何を廃止していくんだという計画も立ちません。いわゆるこれらの統廃合の計

画が示されないままで、この計画が補正予算が通って計画が進みますと、今後の町財政にどのような影響を及ぼすか不明であるという点。さらに、この計画に本当に町民の要望が集約されているのか、それさえもわからない状態で事が進められようとしています。そのため反対を申し上げる次第でございます。

議員の皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 傍聴席の方に申し上げます。

喜ばしい意見だというのは十分わかるんですが、拍手もお控え願いますよという規則がございますので、申しわけありませんがご静粛にご清聴お願いします。申しわけありません。

ほかに討論はございませんか。

6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 私は、議案第51号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算は町の重点プロジェクトであります矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業の一環として、奥州街道沿いに複合施設を建設するなど、整備促進を図るには中心市街地の活性化を目指す上で、新しい人の流れ、にぎわいづくりを創出し、最重点課題であります中心市街地の復興の実現に大きくこれは寄与するものと考えます。さらに、今後見込まれます公共施設等の多額の維持管理費や更新費用に対する財源処置として新たに創設された公共施設等整備基金へ計画的に積み立てを行うなど、今回の補正予算は町政全般にわたり課題に取り組み、安心し、安全で暮らせる暮らしの実現を目指した予算であると考え本案に賛成をするものであります。

皆様のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

12番、藤井精七君。

〔12番 藤井精七君登壇〕

○12番（藤井精七君） 認定第2号 平成27年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論いたします。

国保税なかなか払えない、払うのが大変だという声。また、退職後、失業後、国民健康保険加入の手続をするのに国保は高いと思うと、なかなか加入手続ができないという人、国民健康保険税の納入に苦勞している声があります。また、経済的理由による全国的に無保険者が増加しております。この重税感が否めない国民健康保険税、一般会計からの繰り入れ措置をふやし、国保税の軽減を図ることは福祉充実の町、矢吹の名を広めることにもなります。また、こうした高い国保税を少しでも下げようとしている自治体も今出てきております。高い国民健康保険税、払いたくても払えない、こういう気持ちでございます。

よって、認定第2号 平成27年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対をするものでございます。

認定第6号 平成27年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

消費税増税は社会保障充実のためと言われましたが、消費税増税で増収となった5兆円のうち社会保障に回

されたのは、わずか5,000億円です。法人税の減税に消えてしまいました。そうした中での平成27年度介護保険は、第6期の介護保険事業の27年度予算でしたが、これまでの6段階から9段階となり、実質的に町民の所得は減少しております、そうした中で27年度当初は約6,600万円の増税 でしたが、決算は8,900万円増額でございます。こうした負担増には、長生きしたくても迷惑になるからなかなかできない、そういう声もあります。介護保険財政に対し、国の負担割合の引き上げを含め、必要な財源を確保することを求め認定第6号 平成27年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に反対をいたします。

○議長（熊田 宏君） 再度ご忠告を申し上げます。

矢吹町議会傍聴規則、平成3年定められたものがあります。第8条傍聴人の守るべき事項、（1）に議場における言論に対して拍手、その他の方法により公然と可否を表明しないこととあります。この後、拍手された場合には退場を命じます。申しわけありませんがご協力をお願いします。

ほかに討論はございませんか。

6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 認定第2号 矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険は、いわゆる社会保険であります。国民健康保険は年齢構成が高いことなどにより医療費水準が高いといった構造的な課題を多く抱えております。

このような状況の中、他市町村に先駆け、我が矢吹町はデータヘルス計画を策定し病気の早期発見、早期治療を目的とする特定健診、国保人間ドック委託事業などの保健事業を適正に執行し、医療費削減に努めており、また、国民保険税の収納率につきましても適切な事務処理や、白河地方広域市町村圏整備組合滞納整理課の活用によって、現年度、収納率の維持、収納額の減少と堅実な財政運営の努力がうかがえることなどから、本案に賛成するものであります。

皆様のご理解をお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

10番、角田秀明君。

〔10番 角田秀明君登壇〕

○10番（角田秀明君） 私は認定第6号について、平成27年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

現在、団塊の世代が、私を含め65歳以上となり全国的に急激な高齢化が進んでおりますが、本町においても同様であり、要介護認定者数が増加し介護サービスの利用も年々増加しております。このような状況の中、介護認定審査や介護サービス給付事業のほかにも介護予防事業を積極的に実施しており介護保険料の収納率も100%に近い高い数字と認められ、適正な介護給付を執行するための努力がうかがえることから、本案に賛成するものであります。

議員の皆様方の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、討論はこれにて終結いたします。

これより議案第51号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決です。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

議案第51号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。原案に対して賛成です。

〔起立多数〕

○議長（熊田 宏君） 起立多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

これより、認定第2号 平成27年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（熊田 宏君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第3号 平成27年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第4号 平成27年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第5号 平成27年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第6号 平成27年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（熊田 宏君） 起立多数であります。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第7号 平成27年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第8号 平成27年度矢吹町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定されました。

◎日程の追加

○議長（熊田 宏君） 以上で、全ての審議は終了いたしました。ここで会期中に町長から追加議案の提出及び議員発議等がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を、そして引き続き、その取り扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

(午後 2時25分)

○議長（熊田 宏君） 再開します。

(午後 3時10分)

○議長（熊田 宏君） 本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会にお

いて審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） ご報告をいたします。

会期中に町長から提出のありました同意1件及び議員から発議2件の追加議案が提出されました。また、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から提出のあった閉会中の継続調査の申し出及び議員の派遣についての取り扱いについて、企画総務課長及び議会事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立をいたしました。皆様のご協力をよろしくお願いをいたします。

以上で議会運営委員長からの報告を終わります。

○議長（熊田 宏君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決定しました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第5、これより同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に同意3号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、説明させていただきます。

同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。本案は、平成24年10月1日から矢吹町教育委員に就任していただき、この9月30日をもって任期が満了となります。矢吹町根宿905番地、水戸勘十氏を再度教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めます。

水戸氏は、平成20年10月より2期8年間、教育委員を務められておられ、この間、教育委員長、教育長職務代理者を歴任されるなど、現在まで教育行政の振興、発展にご活躍いただいております。このような経験を生かし、引き続き、豊富な見識と卓越した手腕を町教育行政の進展に寄与していただきたいと考え、本提案をするものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

同意第3号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（熊田 宏君） 起立全員であります。

よって、同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、同意されました水戸委員を紹介するため、暫時休議いたします。

（午後 3時15分）

○議長（熊田 宏君） それでは、再開いたします。

（午後 3時16分）

◎発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第6、これより発議第11号 介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に発議第11号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） 提出者の説明を求めます。

11番、吉田伸君。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） 介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書（案）。

上記の意見案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書（案）。

平成27年6月経済財政運営と改革の基本方針2015、骨太方針が閣議決定された。この方針には、社会保障分野の歳出を重点的に節減するため、次期介護保険制度改革に向けて軽度者に対する生活援助サービス、福祉用具対応等、その他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め、検討を行うことが盛り込まれている。また、財政制度等審議会の財政制度分科会においては、軽度者に対する福祉用具対応及び住宅改修について原則として自己負担する制度への切りかえが提案されているところであります。

しかしながら、現行の介護保険制度による福祉用具のサービスは、介護支援専門委員が作成する委託サービス計画に基づき、福祉用具専門相談員が福祉用具サービス計画を作成し、これによって適切なサービスを提供するものとされており、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るといふ、極めて重要な役割を

果たしております。

仮に、福祉用具貸与や住宅改修の利用が原則として自己負担することになれば、手すり、歩行器等の利用が減り、転倒、骨折などが発生しやすくなり、介護度の重度化を招くことで、訪問看護等の人的サービスの利用が増大することになりかねません。

このことは、保険給付の抑制という目的に反して、かえって保険給付の増大を招き、介護人材の不足に拍車をかけることにもなりかねません。

よって、本町議会は、今後の超高齢社会に向けて、軽度者向けの福祉用具対応及び住宅改修の利用については、現行どおり介護保険の保険給与の対象として継続することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年9月20日。

衆議院議員殿、参議院議員殿、内閣総理大臣殿、財務大臣殿、厚生労働大臣殿、社会保障税一体改革担当大臣殿。

福島県矢吹町議会議長、熊田宏。

以上です。

○議長（熊田 宏君） これより発議第11号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。発議第11号 介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書（案）は、これを提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第11号の意見書は、提出することに決しました。

◎発議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第7、これより発議第12号 公共施設等調査特別委員会の設置に関する決議（案）を議題といたします。

事務局長に発議第12号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） 提出者の説明を求めます。

6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 公共施設等調査特別委員会の設置に関する決議（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をします。

公共施設等調査特別委員会の設置に関する決議（案）。

1、名称、公共施設等調査特別委員会。

構成人員13名。

3、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

4、調査期間、特別委員会設置の日から調査間終了の日までとし、議会閉会中も継続して調査を行うものとする。

5、目的、全国の自治体は既に到来している人口減少、少子高齢化時代において厳しい財政状況のもとで行政運営が求められている。自治体の公共施設に関しては、整備時に求められていた住民ニーズ、目的、規模、利用方法等が時代とともに大きく変化し、また、多くの公共施設が建設から数十年が経過し、建物及び設備の老朽化利用者の減少、物価などの上昇による維持管理費の増大が顕著になっている。

これらの問題は、矢吹町にとっても例外ではなく、町政運営にとって大きな課題であり、その影響を考えると決して看過できるものではない。

そこで、厳しい財政状況や少子高齢化時代に対応するため、矢吹町が所有する公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減、平準化を図るため、今後の公共施設のあり方について検証し、その対応策を講じるため、全議員一丸となり調査研究する特別委員会を設置構成するものである。

以上です。

○議長（熊田 宏君） これより発議第12号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第12号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第12号 公共施設等調査特別委員会の設置に関する決議は、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第12号は可決されました。

ここで可決されました公共施設等調査特別委員会の委員長、副委員長を選出する会議を開催するため、暫時

休議いたします。

(午後 3時27分)

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

(午後 3時37分)

○議長（熊田 宏君） 先ほど開催されました、公共施設等調査特別委員会において、委員長及び副委員長が選任されましたので、私から紹介させていただきます。

委員長には薄葉好弘君、副委員長には吉田伸君が選出されました。

この際、委員長になられました薄葉好弘君から挨拶を頂戴したいと思います。

5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 改めまして、議場の皆さんこんにちは。

先ほど議員発議がありまして、公共施設等調査特別委員会というふうなことで設置になりまして、その中で委員長というふうなことで選任されました薄葉でございます。

矢吹町も公共施設等が258ほどありまして、大変老朽化している施設等もあります。先ほども話したように、第51号の議案にありましたように、これから複合施設等も建設をしていくというふうなことでございます。更新、あと統廃合、あと長寿命化も含めて、この特別委員会のほうで調査、検討してよりよい町の公共施設のあり方について検討を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、町、行政の皆さんも含めて、議員の皆さんも再度ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（熊田 宏君） 日程第8、これより、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、総務教育常任委員会委員長、産業民生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務教育常任委員会委員長、産業民生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の申し出のとおり、会期外の付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会委員長、産業民生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの会期外付託調査の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（熊田 宏君） 日程第9、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（熊田 宏君） これにて本日の議案審議は全部終了いたしました。

以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室及び第4会議室において、全員協議会、議会広報編集委員会を開催したいと思いますので、ご協力の方お願い申し上げます。

これにて、第398回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

（午後 3時40分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 28 年 12 月 7 日

議 長 熊田 宏

署 名 議 員 青山 英樹

署 名 議 員 大木 義正